

## 総務市民文教委員会記録

### 1 教育委員会関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第15号 光市教育委員会事務評価委員会設置条例

説明：原田教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質疑：

○森戸委員

この事務評価委員会ですが、年間どのぐらいの回数、時間を目安として出しているのでしょうか、開催は。

○原田教育総務課長

これまでに実施しておる実績も含めて今後の予定ということでございますが、開催回数は1回、時間的には2時間程度を予定しております。

○森戸委員

1回ぐらいで、これだけの教育委員会の事務を評価できるんですか。

○原田教育総務課長

これまでも資料については事前に委員にお持ちして説明させていただいて、会議の当日に評価とか御意見とかをいただくような形をとっております。

○森戸委員

昨年決算のときも、勤労青少年ホームに関しては、B評価でAでもいいんじゃないかというような評価が出ていました。

議会委員会としては、廃止すべきではないかと、そういうふうな意見が出てまして、この議論はそのときもしたと思うんですけども、本当にそれだけで全部が評価できるのかなというのが、私の中では疑問であります。

それと、第6条の5の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の決議により公開とすることができるというふうに書いてあります。

これ、本来であれば、会議は原則として公開とすると、ただし委員会の決議により非公開とするというのであればわかるんですけど、なぜ非公開なのかお知らせください。

○原田教育総務課長

委員会の開催までの流れですが、まず教育委員会会議に素案を出しまして、それに対して一定の御意見いただいて、それを反映したものを評価委員会に出しております。

ただ、評価委員会でも、さまざまな意見を言っていて、まだ意思の形成過程で

ございますので、基本的には非公開とさせていただくというような形をとっております。ただ、公開の道を閉ざす意味ではありませんので、ただし書きをつけておるといいう形でございます。

○森戸委員

我々議会も決定に至るまで、まだ決定していない部分も公開している状況なんですけど、それと何が違うんですか。非公開だと困る理由がよくわからないんですが。

○原田教育総務課長

最終的なものとして、教育委員会会議で、最終形の議決をいただくというような形をとりますので、その間に、いろんな中身についての変更等も当然生じます。その部分を踏まえての非公開でございます。

○森戸委員

教育委員会会議の傍聴に行くと、名前が出てくるケースがあります。そのときは、退出をするという、生徒の名前が出てきますので退出するというのはわかるんですけど、そういうことも起こり得るんですか、この委員会では。

○原田教育総務課長

評価委員会では、今おっしゃられたような個人情報に関わることがあれば、そのあたりは当然公開の部分にはなじまないと思います。

○森戸委員

いやいや、だからそういうことがあるのであれば非公開っていうのはわかるんですけど、基本は公開っていうのがどの会議体でもそうではないかと思うんですが、私の言っていることがおかしいですか。

○原田教育総務課長

最終的には、そこでかなりの変更がある中で、その場を公開するということは、やはり最終的なものが、最高意思決定機関である教育委員会会議で議決する前に、意思の形成過程で公開されるというのは、やはりそれは最終的なものとしてではありませんので、公開にはなじまないと考えております。

○森戸委員

これ他の市長の諮問機関なり含めて、環境審議会とかいろいろあると思うんですけど、そういうものはどうなんですか。

○原田教育総務課長

環境審議会につきましては、正確な情報を持ち合わせてませんので、ちょっとお答え

しかねます。

○森戸委員

他のこういう会議体で、同様であればいたし方がないと思われるんですけど、どうなんでしょうか、その辺はわかりませんか。

○原田教育総務課長

環境審議会においては、多分環境審議会で一定の議決をされるのではないかと思っております。ただ、この事務評価委員会は御意見をいただく場ですので、最終的な議決は、それを受けて最終的なものをつくった後に教育委員会会議で再度諮るという形になりますので、それまでは意思の形成過程だと判断しております。

○森戸委員

傍聴はできるのですか、これは。

○原田教育総務課長

6条にお示ししておりますように、委員会の議決によって公開とすれば傍聴は可能だと判断しています。

○森戸委員

はい、わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第16号 光市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

質 疑：

○加賀美委員

そもそも社会教育委員っていうのは、どういう役割をしているのか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

社会教育委員は、社会教育法に定められた社会教育委員でございまして、その職務というのも同法の第17条に規定されております。

社会教育委員は、社会教育に関し、教育長を経て、教育委員会に助言するための職務を行う。1つ、社会教育に関する諸計画を立案すること。2つ、定時、または、臨時に

会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。3つ、全2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

○加賀美委員

つまり学校教育は抜きにして、社会教育、生涯教育とか、そういう部門の関する諸計画を立案すると。そしてそれは立案したものはどうなるんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

社会教育委員会の中で御協議いただいた内容は、教育委員会議にお諮りしたり、もしくは我々の職務の中での計画、立案等の助言指導をいただいているという状況でございます。

○加賀美委員

つまり、あくまでも教育委員会の諮問機関だと、いわゆるその教育委員が独自に1つの計画をして、立案して、実行することはしないと。つまり、教育委員会の1つの諮問機関として、いろんなことを考え、提案をして、それを教育行政に生かしていくと、こういう考え方でよろしいでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

社会教育委員は、教育委員の会議に出席して意見を述べる等の権限を有しておりますが、独自で決定権というものはございません。

○加賀美委員

例えばその公民館の問題等、今大きな問題になってるわけです。公民館を中心とした自主運営を含めた。そういう場合の、社会教育委員の役割はどういうことをすることになってるか、そこらあたりについてわかれば教えていただきたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

公民館に関しましては、光市公民館条例第4条というところで、公民館運営審議会委員というのが設置されておまして、そちらのほうでの域になると思いますが、社会教育委員と公民館運営審議会委員は、兼務されておられますので、先般も、仮称室積コミュニティセンターのあり方等について御協議いただいたところでございます。

○加賀美委員

例えばコミュニティー協議会に関する基本方針の策定なんかについても、こういう社会教育委員の皆さん方が、どう、地域づくり、市民部と一体となってやっていると、企画、立案をして方向性を出していると、こういうふうと考えていいのですか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長  
そのとおりでございます。

○加賀美委員  
わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第 1 号 平成26年度光市一般会計予算（教育委員会所管分）

説 明：原田教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：

○加賀美委員

193ページをちょっとお願いいたします。

ひかり夢大使、これは、市長の英断でもあると思いますが、非常にいいことだと思うんです。問題は、海外派遣事業交付金で、中学、高校のカナダ、オーストラリアに行く人たち、それから光夢大使、これらの個人負担はどういうふうになっているか、そこらあたりわかれば教えていただきたいと思います。

○原田教育総務課長

まず、海外派遣のほうでございます。こちらについては、中学生の派遣は大体、年によっては若干増減はありますが、大体50万円から、52万円程度が1人当たりの経費でございます。

市の助成は、約半額程度ということで、25万円ということにいたしております。

○石丸学校教育課長

夢大使事業につきましては、語学研修という位置づけではなくて、光市の将来を担う人材育成という観点からの事業でございますので、一応、本人の自己負担はないと、全額市の負担と考えております。

○加賀美委員

その辺で、やっぱり何で、片一方は全額市が出してくれる、片一方は半額負担、結局、何ていうんですか、余りこういうことを言っちゃいけないと思いますから、いわゆる家庭の、裕福な家庭でないところは、なかなか行けないと思うんです。本来私が思うのには、そういう方々に対して、本当は、海外派遣するんなら全額出してあげて、さらにできれば、幾らかの、例えば5万円とか、支度金を出してあげるような制度が必要じゃ

ないかと思うんです。ちょっと、個人的なことを言っちゃあ申しわけありませんが、40年ぐらい前に青年の海外派遣があったときに、国の話じゃ、国は10万円出して上げるから行ってくれんかというような話があったんですけれども、私自身10万円じゃあとても足りないし、会社は3カ月間無給の休日になるので、断ったいきさつがあったんですけど、それはともかくとして、そういう長い期間だからそういう支度金が出たんだと思うんですけど、やっぱり公正、公平の観点からいくなれば、この中学、高校、カナダ、オーストラリア海外派遣事業についても、将来の光市を担う若者を育てる意味合いがあるっちゅうことになるんで、こりゃあやっぱり、全額支給していくっちゅうようなことはできないもんだろうかと、今、ちょっと気がついたんです。

今度、夢大使は、これまた特別な10周年記念事業というので、これは全額を負担すると。この辺で、ちょっと何かの違和感があると思うんですけど、思い切って両方とも全額出してあげて、せめて支度金を準備するようなことはできないだろうかと思うわけですけども、その辺についての御見解を聞かせていただきたいと思います。

#### ○原田教育総務課長

海外派遣事業につきましては、従前からの継続事業でございますという点と、もう1点は、さまざまな体験、ホームステイとかセミナーとかもございますし、そのプログラムの中には、週末等に国際感覚を磨くために1泊2日の小旅行に行くというようなプログラムもございます。その辺も踏まえて、なかなか全額市費負担という形での考えを取り入れるのはちょっと難しいと考えております。

#### ○加賀美委員

例えば、25万円ぐらいのお金は、大したお金じゃないと思うかどうかです。やっぱり、日々の生活で苦しい方々もいらっしゃるわけだし、そういう中の子供は、何とかしてそういう機会があるのなら行かしてやりたいと、そういう形で、やっぱり時代を担う若者を、そういう形で出すという1つの目的を達成するには、そういう負担をかけさせないようにしていくのが、行政の力じゃないかと思うのです。

では、それぞれの人選について、例えば今、ひかり夢大使については、6中学校の代表者っていうことで規定がされて、先ほどお答えがあったんですけど、そこらあたりはどのような人選にするか。

それから、海外派遣の事業派遣については、どのような人選をしてるのか、ここらあたりについてちょっとお聞かせ願えたらと思います。

#### ○原田教育総務課長

海外派遣につきましては、中学校が6校ございまして、大体予算的には17名でございます。各学校には、最低2人ぐらいの推薦枠がございます。あとの人数は希望があったら調整という形になるのですが、それぞれの学校から最終的に推薦をいただいた生徒に教育委員会に集まってお聞きまして、選定する会議を開きます。それをとおして決定という形でございます。

○石丸学校教育課長

夢大使事業の生徒の人選でございますが、これは、各学校、4月に入りまして、今もう既に募集に来週から入るんですけれども、新2年生、3年生を対象にしております。

今、市長からのビデオメッセージも各学校に配りまして動機づけを図った上で、生徒は志願理由の作文を学校に提出しまして、あと、伊藤公、あるいは光市に関する簡単なミニ検定というか、どの程度の知識を持っているのかというのも参考資料として、そういうのもやりまして、最終的には各学校、大体3名以内ぐらいに絞りまして、そしてそれを受けて市教委で、これ実行委員会を組織しますので、そのメンバーで最終的に各学校1名に絞るという形になっております。

○加賀美委員

わかりました。今、先ほどの話申し上げましたけれども、この夢大使は光市の10周年の事業として、光市として総力を挙げて派遣するっていう形で選出された方々に対しては、やっぱり少しでも支度金ぐらいいは出すくらいの配慮をしていただきたいと、5万円でも。行くためには、かなりの費用があると、バッグを買ったり、じゃあうちにはそんなお金はないという人は、幾ら優秀でも、行きたくても、希望があっても行けないというようなあれがあると思うんですけど、そこらあたり、貧乏人という言葉悪いんですけども、言葉はちょっとあれだけれども、お金のない方々も堂々と、そういう夢と希望を持っている若者を派遣できるような、きちっとした仕組みをやっていただきたいと思えます。

それから海外派遣についても、人数を減らしてでもやっぱり費用は全部見てあげるっていう形をとっていくのが、未来の若者を育てる一つの対策じゃないかと思うんで、この辺は御検討いただけたらと思えます。

次の議題に入りたいと思えます。229ページの私学振興対策事業に対して、聖光高校に補助金を出してるわけでありまして。市と、この聖光高校との関係は、どんな関係か、聖光高校の学校の運営に関与してるっていう話がありましたが、そこらあたりについてちょっとお尋ねしてみたいと思えます。

○原田教育総務課長

私の申し上げ方が適切でなかったかもしれませんが、運営に関与しているっていう意味合いではなくて、補助金が運営費と施設の整備等に使われてるという趣旨で申し上げた形でございます。

○加賀美委員

わかりました。確かに、学校の運営には携わってないと、ただし、学校の運営に対する補助金を出してるということですね。

そうしたら、学校ともね、市とは密な関係を取ってるのかどうか。そういう学校運営に対して、どのような情報交換をしてるか、そこらあたりがわかれば教えていただきたい

いんですが。

○原田教育総務課長

隣にありますので、グラウンドを駐車場で使う場合等の教育委員会への依頼とか、入試の際のいろんなお願いとか、そういう形の日常的なものはございますけれど、高等学校でございますし、私学でございますので、その運営に関して、光市の教育委員会と聖光高等学校で協議するとか、そういう形はございません。

○加賀美委員

うわさされている聖光高校の建て直しの件について、そういう情報は市に来てるかどうか。

○原田教育総務課長

口頭でのお話は承っておりますが、正式なものについては教育委員会としては、受けておりません。

○加賀美委員

副市長、その辺どういう状況であるか。

○森重副市長

今、教育総務課長が申しましたとおり、口頭でのお話はいただいておりますが、それ以上のものはいただいております。

○加賀美委員

そういう形で私学振興対策費、補助金をやっぱり市が出して学校運営でその資金に使っていると、だから、今後学校を建て直しして、例えば運動場どうするとか、そういう計画についてはやっぱり市のほうにきちっと話があって、それらを中心にしてやっぱり議会にも説明があるべきだと思うんですけど、これはまだ正式にそういう発表はしてないのかもしれませんが、その辺についてはどういう御見解かお尋ねしてみたいと思います。

○森重副市長

委員御案内のとおり、私学振興に関しましては、当市については条例を定めておまして、それに基づいて振興のお手伝いをさせていただくんだという意味決定はさせていただいておりますが、本日御審議いただいております予算の内容につきましては、これまで聖光高校に対して私学の一部の運営のために、補助申請が出まして、補助申請を適切に審査をした上で妥当だということで助成をさせていただいております。

それで今お尋ねのありました、学校の施設整備等々に関しましては、本来国、並びに都道府県の責務だと考えておりますので、それ以上のものにつきまして必要であれば、



改めて学校等々からのお話をいただいて、それが本来市の責務であれば、適切にそれに対して対応し、当然、議会のほうにもお諮りさせていただくものだと考えております。

#### ○加賀美委員

だから補助金を出すっていう感覚でいけば、補助金の使途がどういう形に使われているのかということをしつこく精査するのが、やっぱり市の役割であると思うんです。そういう意味から、1つの補助金を出してる団体の動向っていうのは、ある程度きちっと把握していくべき必要があるんじゃないかと思いますが、そこらあたりについて、今後きちっと整理していただけたらと思います。

#### ○磯部委員

1点お伺いをしておきたいと思います。

予算書の191ページ、光市教育開発研究所補助金254万3千円、これは随分前から非常に細かい3つの部会を立てられて、いろいろなものを調査、研究されて、25年度のそういったまとめの資料も読まさせていただきました。

私も非常に細かいところのそういったところもやられてるんだなというふうに、改めてこの教育開発研究所の意義というものを再確認させていただいたというところでございます。

その中で、私も昨年学校の統合再編というところの考え方を、教育長が今年度中におまとめになるということで、ほかの議員さんの一般質問の中で、この教育開発研究所の中でこのあたりの研究調査をされるというふうにお聞きいたしました。

確認させていただきたいんですけれども、今、課長のほうからこの検討課題として、教育課題などのいじめとか、危機監理、いじめなんかの研究課題が1つ、そして2つ目に確かな学力、指導などの計画、3つ目に教育環境の調査、このあたりで、どのように具体的に1年間取り組まれようとしておられるのか、基本的な考え方で結構ですので、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

#### ○能美教育長

これまで教育委員会の中で適正規模、適正配置のあり方、その基本的な考え方について勉強会を継続しながら、いろいろな議論をしてまいりました。

その中で、これまではどちらかというと、児童生徒数の減少の視点からの適正規模、適正配置についての議論でした。しかしその視点だけでは、いけないのではないかと、現在取り組んでいる、例えば小中連携教育や、コミュニティスクール、こうした成果もある程度含めて、光市の小中学校の将来に向けて、どうすれば子供たちにとってよりよい教育環境になるのかを議論していくことが必要ではないかという意見が強く、教育委員会としてここはもう一度視点を変えて、新しい総合的な視点からの新しい学校づくりというものがどうあれば良いのかを、例えば全国の先進事例等も参考にしながら、まずは、新年度1年かけて、調査研究をさせていただくこととしました。

その上で、議会も含めて市内全体に議論を広げていく、その動きが必要ではないかと

いう考え方であります。

繰り返しになりますが、新年度は、その第一歩としての先進事例等の調査研究になります。

#### ○磯部委員

非常に大きな視点でのこれからの将来の光市を見据えた取り組みということで、非常にこの1年間期待をしておきたいと思います。

ちなみに、メンバーというのは毎年いろんなテーマごとに変えられるのでしょうか。申しわけございませんが、そのあたりを1点お聞かせいただきたいと思います。

#### ○能美教育長

調査研究委員さんですが、毎年年度初めに公募しております。構成としては、学校関係者、教職員、それから行政職員、そして市民の皆様です。最近の特徴として、少しずつですが、市民代表の方がふえてきています。例えば今年度いじめ対応について、調査研究をしていただきましたが、その議論もそうした方々の積極的な御意見で、非常に活発な議論が展開されたと思っております。

#### ○磯部委員

よく理解できました。この資料も報告書も、非常に中身の濃いもので、私も今後この開発研究所で行われる3つの視点、特に今後のそういう問題に対して期待をしておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○森戸委員

今、同僚委員さんの関連ですけれど、教育開発研究所の話で統廃合の中の話が出ましたので、ちょっとお尋ねをしてみたいんですが、今回、中間報告として公共施設マネジメントが出されております。40年間で920億円かかるというふうに言われていて、光市の施設で見ると30%は、学校施設になっております。

その、公共施設マネジメントを見られて、先ほど大きな視点というふうにも言われたんですが、大きな視点も必要ですけれども、やはり今後を考えたときは、そういう面、コストの面も必要だと思いますが、見られていかがだったですか。

#### ○能美教育長

これは、教育委員の勉強会、自由に議論ができるそういう場でもいろいろな意見がございます。先ほど申しました、最終的には数だけの議論ではなくて、光市の子供たちにどういう教育環境が必要なのか、現在の新しい教育の動きも踏まえて、ここは拙速にならずにしっかり考えるべきだと、最終的にはそういう方向で意見がまとまったのですが、意見の中には、今委員さんおっしゃったように、児童生徒数の減少が著しいという実態がある。したがって、適正規模、適正配置の進め方もとまってはいけない。スピードアップする必要があるという御意見もあるわけでありまして、私自身もそういう視点はも

ちろん踏まえつつ、しかし、子供たちの教育環境ですので、拙速であってはいけない。大きな議論を動かしていく、教育委員会だけの考え方ではなく、できるだけ多くの市民の方々、議会も含めて議論を広げていく、その絵を描いていくために、まず調査研究が新年度の1年間だと思っております。

#### ○森戸委員

よくわかりました。この公共施設白書も議論の1つのベースと言いますか、これをもとに市民も含めて情報を共有化して、今後考えて持続可能な財政運営を行っていくという話でありますので、聖域なく議論を進めていただきたいと思えます。

それと、191ページのコミュニティスクール推進事業交付金についてお尋ねをいたします。

このコミュニティスクールについてですが、私も中学校、島田中のときに推進委員を2年間ほどやらさしていただきました。その中でいろんなことが見えてきているんですが、今後小学校全校で始まっていくという流れでございますけれども、このコミュニティスクールについて、地域の人材を学校に取り込むことで、本来PTAがやらんやいけんこと、やらなければならないことから逃げ込むようなことにならないかという点を、今、危惧しております。

要は、地域の人にお任せして、面倒くさいことはお任せをして、皆任せときゃええじゃないかという、そういうふうなことが懸念をされるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○石丸学校教育課長

今、コミュニティスクールの委員と言いますか、運営に関わっておられる方は、小中学校全部です。今小学校はまだ、推進委員の方準備の段階ですけれども、全部PTAの会長が入っておられます。複数入っておられるところも非常に多いです。

したがって、PTAの会員さんの思いが必ずこのコミュニティスクールに反映されているものと考えております。

もちろん、その実際の動きがどんな形になっていくかというのは、またこのコミュニティづくりが本格的実施していきます、来年度からの動きの中で、またしっかり見極めながら、その動きをより連携が深まるものの形のものにしていく必要があるかと考えております。

#### ○森戸委員

もう既に、何て言いますか、学校サイドに人がとられて、例えば子ども会に対する人材が、逆にとられていなくなるとか、PTAのほうは、本当楽になると言いますか、そういう事例がもう起きてきていますので、その辺のところがうまくいくような事例と言いますか、先進事例というのはたくさんあると思っておりますので、その辺はいかがですか、何かありますか。

#### ○酒井学校教育課主幹

委員さん御懸念の部分ですが、先進的な取り組みをされている学校は、全国にたくさんあるわけですが、どこも悩んでおられるところが多いようです。

基本的に、そのPTAの方々との連携、協力体制がなかなかうまくいかないというふうなことを聞いておりました、こうやれば必ずうまくいくというふうな事例が、まだちょっと少ないのではないかなというふうに思っております。

光市としましても、まだ、来年度から全ての小中学校で本格実施ということになります。市教委としては、来年度がコミスク元年というふうな捉えをしておりますので、今後、そういったPTAとの連携のあり方について、光市としてもしっかり協力し、検討していきながらいいものをつくっていきたいというふうに思っています。

#### ○森戸委員

わかりました。その中で1つ鍵になるのが、地域コーディネーターといますか、その中でコーディネートをしていく人材だろうと思うんですが、そのコーディネーターというのは、どのように決められていらっしゃるんですか。各学校1人なのか、2人なのか、その辺のところはわかれば教えてください。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員仰せのことは、学校地域支援本部事業のことだろうと思います。また、さきの社会教育のほうでも御説明をさせていただきますが、地域コーディネーターにおきましては、おっしゃられるとおり、地域と学校等を結ぶ、地域から学校を応援していくという体制づくりを行おうとするものでございます。

コーディネーターは現在、最大でも中学校単位、小学校から希望があれば小学校にもと思っております、学校に今人選をお願いしているところでございます。

#### ○森戸委員

学校に人材をお願いするのはわかるんですけど、例えばそういう課題なりを解決できるようにっていくのですか。鍵だと思んですけどね。その辺のところはいかがですか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

もちろん、この学校地域支援本部事業、コミュニティスクールを含めた学校地域支援本部事業、学校の子供たちを中心として、ますます活発化さしていかないとという思いはございます。

個々の特徴があると思いますし、現場、地域、地域に応じたコーディネーターをお願いできるんじゃないかと期待しているところです。

#### ○森戸委員

わかりました。地域によって実情がかなり違うと思いますので、そういう問題も、私

が先ほど言った問題も含めて、捉えて学校をきちんとコーディネートしていただける方をぜひ、していただきたいなと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

191ページの真ん中ぐらいにあるのですが、サーバ等の保守委託料と、サーバ機器借上料があります。このサーバー機器借上、その辺の入札随契ないし、その辺のところがわかれば教えてください。

○原田教育総務課長

このサーバにつきましては、教育委員会の中にある、教育情報センターにあるサーバでございます。小中学校の関係の、教育ネットの関係のサーバなんですが、これは25年度、入札して5年間のリース契約を結んでおるものでございます。

○森戸委員

サーバの保守委託は、これとセットなんですか。

○原田教育総務課長

おっしゃられるとおりでございます。

○森戸委員

教育ネットなんですが、この教育ネットというのは何をするんですか。

○原田教育総務課長

それぞれの小中学校と教育委員会を結んでおまして、教員間とのメールとか、教育委員会からの情報伝達のための手段とかで使っておったり、さまざまな教育情報をそこに掲載することができるような形で、学校16校間の情報共有を図る、あるいは、情報の相互伝達を図るという形で使っております。

○森戸委員

669万円なんですが、活用っていうのは、当然必須のものでいるんですよね。活用されてるんですよね。その辺がちょっとわからないので。

○原田教育総務課長

日常的にメールで、いろんな例えば県からの文書とかほとんどメールで、電子データで来ますんで、それを転送したりしている形で、日々使っておる形でございます。

○森戸委員

わかりました。この入札なんですけれども、こういう機械に関しては、例えばこの情報推進なりそういうところで入札出すときに、これが高いのか、安いのかも含めて価格がどうなんかも含めたものは、きちんとお尋ねをされてるんですよね。

○原田教育総務課長

おっしゃられるように、残念ながら教育委員会にそこまでのスキルを持った職員がおりませんので、それは連携を密にして、適正なものかどうかというの、助言をいただきながらやっておるという形でございます。

○森戸委員

わかりました。それであれば結構です。

それと、夢大使、193ページの夢大使について、もう少し詳しくお聞かせをいただけたらと思うんですが。この夢大使に関しては、660万円で6人なんですけれども、6人分の経費だけなんですか。この660万円の積算といいますか、その辺を詳しく教えてください。

○石丸学校教育課長

6名の生徒です。に加えて市長、それから随同行の形で3名の職員を、教育委員会関係の職員の派遣を考えております。トータル10名ということで考えております。

○森戸委員

10人でどのぐらいの期間、いつの時期、その辺のところも教えてください。

○石丸学校教育課長

今、予定は8月の4日から11日までということで予定しております。向こうでいろんな交流をしたりするのが、大体、6日ぐらいはとれると考えております。

○森戸委員

わかりました。このひかり夢大使は、本当に素晴らしい事業だなと思いますので、どなたが発案されたのかわかりませんが、素晴らしいなと思います。

その、続きですけど、先ほどの海外派遣事業交付金については、これは随行等はどういうふうになっていますか。

○原田教育総務課長

中学生の海外派遣事業は、下松市と光市と、上関町で合同実施しております。2名の教員が同行しております。上関町は、どうしても自治体が小さいので、大体光市と下松市で各1名というような形で、同行教員を派遣するような形なんです、光市の同行教員の旅費については、全額市で見えております。

○森戸委員

わかりました。この夢大使についても、その経費は全部見られる、随行も含めて全部見られるということによろしいんですか。

○原田教育総務課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

市長が同行されるという意義といいますか、その辺を詳しく教えていただけたらと思います。

○石丸学校教育課長

この事業の趣旨の中に、後期基本計画の中にもございます、優しさあふれるわのまち光ということで、合併10周年記念事業、それから伊藤公、長州ファイブに縁のある事業展開ということで、市長自身も今後の光市の将来を担う人材を育てたいという強い思いもございまして、今回もビデオメッセージも各学校に配っておりますし、そういう中でその6人も、ロンドンに行くということだけではなくて、事前のいろんな研修をし、戻ってからもいろんな市政に対するいろんな提言なり、そういった報告会的な形で、戻って来てからもいろんな活動をさせようと思っております。ですから、市長自身が行くことによって、その6人の若者と、いろんな活動する中で将来の人材育成に関する市長自身の思いもまたさらに、こんなことここで、さらに高まっていくでしょうし、またその6人の若者も、中学生も市長と同行することによってそれだけの思い、それだけの役割を担うんだということもあるのではないかというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。当然その期間は、随行も含めて、市長も含めて一緒におられるということによろしいですか。

○石丸学校教育課長

ずっと一緒に活動する形になります。

○森戸委員

了解しました。

○木村（則）委員

2点お尋ねしたいと思います、189ページ、一番上、教育委員会運営事業の346万8,000円、先ほど視察等の費用だということでもございましたけれども、これ例年大体この程度の予算なんですか。

○原田教育総務課長

報酬が一番ウエイトが高こうございまして、あとが視察等ですが、25年度で申し上げましたら、344万9,000円ですので、ほぼ同額です。

○木村（則）委員

わかりました。濟いませんが、一番上は、事業全体の費用なんですね。

先ほど誤解をしておったかもしれませんが、視察等に使われる金額も含まれている、それはどの程度なんですか。

○原田教育総務課長

同じ段の、5行目費用弁償というところがございまして、これの22万7,000円でございます。

○木村（則）委員

わかりました。私たちも議会であちこちによく先進地の事例の視察に行かせていただいています。

教育所管も全国でいろいろな良い取り組みをされておりますことから、ぜひ教育委員の皆様、あるいは、執行部におかれましても、積極的な視察や研修を求めたいと思いますので、今後よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それともう1点は、191ページの下のほう。スクールライフ支援事業の中の、診療カウンセラー謝金24万円、これ先ほどの御説明で月1回というようなことであつたらうかと思ひますが、ちょっとイメージができないのですけれども、どんな方法でカウンセリングを受けるようなものなのでしょう。

○石丸学校教育課長

今、中学校にはカウンセラーが皆派遣されているんですけども、小学校はまだ未配置なところもございまして、主にそういうスクールカウンセラーが配置されていない学校について、要望に応じて派遣するというところでございまして、使い方としましては、中身につきましては、不登校でありますとか、いろんなケースバイケースによつての支援をしております。

○木村（則）委員

それは、先生がそういった児童にカウンセラーを受けるようにという指導がなされて、そういう実施がされるということなのですか。

○石丸学校教育課長

一番多いのは、むしろ学校のほうからの相談を学校協議会のほうを受けまして、要するにその子に対する一番いい支援といひますか、そういったことを学校と一緒に考えていくというか、もちろんその中では、児童生徒との直接のカウンセリングもありますが、入り口は学校そのものがどうこの子を支援していかつてという部分に対するアドバイス



というか、そういったものをカウンセラーからもらうという形がまず自然な流れになっております。

○木村（則）委員

わかりました。学校の先生と、そのカウンセラーの方が話し合いをすることもあれば、3者で話し合うこともあれば、直接児童とカウンセラーが話し合うことも。ケースバイケースだというようなことで考えてよろしいですか。

○石丸学校教育課長

そういう形でございます。

○木村（則）委員

わかりました。以上です。

説 明：原田教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：

○森戸委員

195ページの小学校学校管理費の中での、下のほうから5段目ぐらいにある、飲料水水質検査委託料というのは、どこでしょうか。

○原田教育総務課長

塩田小学校の井戸水に対する検査です。

○森戸委員

この塩田小学校、それ以外は全部もう上水が接続されているとは思いますが、この塩田小に関して、上水に接続する云々、そうしてほしいとか、もしくは教育委員会として上水に接続したいとか、そういうお考えはあるんですか。

○原田教育総務課長

学校や地域からはそういう声については、お聞きしてない状況ではあります。

○森戸委員

わかりました。お聞きしてないんならしようがないかもわかりませんが、どうなんですか、ほかの部分には上水に接続しているという状況で、ここだけ井戸というようなことで、衛生面も含めた部分で、今後どうしたいとか、そういう面はあるんですか。

○原田教育総務課長

塩田地域は、もともと簡易水道だったと私は記憶してます。その簡易水道に対して、

水道局のほうで上水に接続した部分で、塩田地域の一部分は水道が布設（「ならできると呼ぶ者あり）されておるとお思います。その中で、水道局のほうの計画等については、現時点では、塩田地域について拡大するというような計画はないとお聞きしてるのが現状であります。

○森戸委員

一部入っているのなら、単純にいけそうなもんだらうと思うんですが、その辺いかがですか。今、一部は言ってると言われましたから、塩田に。

○原田教育総務課長

塩田小学校のある場所から入っているところまでの距離はかなりありまして、そのあたりも踏まえての現時点での水道局の判断だと思っております。

○森戸委員

28年度まではもう計画が既に決まっています、水道のほうでは。それ以降は、今から決めていくので、もしそこまで来てる状況であれば、接続をするっていうのも一つの手じゃないかと思しますので、水道局の中での経営としての計画との兼ね合いもあるでしょうけれど、その辺もぜひそこまで来てるのであれば御検討いただけたらと思います。

○森重副市長

私も水道局のことでするので、改めて詳細を確認をさせていただきまして、御説明をさせていただこうと思っておりますので、御了承いただければと思っております。

なお、私は水道管は塩田小学校付近までは来ていないという認識でございますので、ここも含めて整理をさせていただいて、また御報告をさせていただきます。

○森戸委員

わかりました。よろしく願いいたします。

それと、次のページの197ページなんですが、ちょっと詳しく教えていただきたいんですが、小学校整備事業で非構造部材耐震化点検実施設計委託料というのがあったんですが、これは非構造部材の項目というんですか、バスケットゴールとかいろいろあったと思うんで、その辺もうちょっと詳しく教えてもらえます。どこまでやられるのか。

○原田教育総務課長

体育館で申し上げましたら、おっしゃられたバスケットゴールとか、あとスピーカーとか、額とか、当然照明もあります、そういう天井とか壁面にくっついているものが対象になるという形でございます。

○森戸委員

その点検をして、実施設計をするのに1,250万円、全小学校でやるとかかるのですか。

○原田教育総務課長

大体積算するとそのぐらいになります。

○森戸委員

この点検に関しては、今後点検をして工事というふうになるのでしょうか、これに対して、国からの今後の補助とかそういうものは見込めるんですか。

○原田教育総務課長

1校当たり400万円を超えれば補助制度があります。点検など、工事費を含めて400万円を超えれば、今の時点では26年度に点検をして、仮に27年度に工事をするとすれば27年度に補助の要件を満たしておれば、補助申請という形になります。

○森戸委員

工事が完了した時点で後からその部分は入ってくるというふうなことですか。

○原田教育総務課長

年度でいえば、点検、設計、工事を含めてですので、もし27年度の工事があれば、27年度で歳入の予算を組むという形になります。

○森戸委員

わかりました。これはいつまでをめどにやれるんですか。小中を含めて。工事も含めて。

○原田教育総務課長

26年度に設計して、27年度に工事をやりたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。

それと、197ページの教育用コンピューター、小学校教育振興事務費の中に、教育コンピューター、これ中学校もあります。小学校で1,300万円、中学校でもそのぐらいだと思いますけど、こういったコンピューターとか、学校教育いろんな備品も含めて、システムを含めていろんなものがあるんですが、今まで、以前、徳山教育事務所というのがあったと思います。周南3市で、こういったものを共同で調達する、そういうような考えといいますか、共同で調達することによって、コストを下げるとか、そういった試みは、教育委員会の中ではお考えになられたことはあるんでしょうか。

○原田教育総務課長

各学校で、リース期間がこれまでの経緯でさまざまですので、なかなかその部分がネックになるとは考えております。

○森戸委員

コンピューターだけに限ればそうなんかもわからないんですけど、これだけではなくて、先ほどにもありましたようにサーバとか含めて、共同調達して安くできるところは、安くしたほうがいいんじゃないかと、単純に思うんですが、そういうお考えっていうのはないんですか。

○原田教育総務課長

金額的には、それは安いのに越したことはないのですが、そのあたりのことについては、趣旨は判りますので、周南近辺の担当者会議等で、そのあたり何がネックになるのか、いろいろな情報交換の中で考えてみたいとは思っています。

○森戸委員

わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

それと、一番最後、就学援助事業、197ページ、小中ございますけれども、今、光では就学援助の割合といいますか、就学援助率というふうに申し上げたらいいんでしょうか。小中で合わせるのか、それぞれ出すのかわかりませんが、援助率というものがあれば、教えてください。

○原田教育総務課長

確定しております24年度で申し上げたいと思うのですが、24年度は小学校が28.33%、中学校が28.53%、小中合わせて28.4%でございます。

○森戸委員

わかりました。先日新聞に就学援助に関する発表がされておりました。2012年度で言うと、全国平均が15.64%、山口県が24.7%ということで、全国的に見ても、また山口県と比較しても、この就学援助率というものは、相当高いように思います。計算方法がいろいろあるんであろうかとは思いますが、高いというふうに単純に思えるんですが、その辺についてはどのように分析、もしくは考えておられますでしょうか。

○原田教育総務課長

認定基準につきまして、当然これは、それぞれの自治体が定めますもので全国的にばらつきがあります。そういう中で本市の場合は、近隣との歩調を合わせるというような形での認定基準を用いております。そういう中で、全国的には、やっぱり表現が適切かどうかわからないのですが、もっと厳しい基準を定めておるところ等もあって、割合の差とかに結びついたり、あとは、その地域の考え方とかにも一定の部分は起因するんじゃないかというのは推測しております。

○森戸委員

わかりました。さすがに、周南3市で大きく違っていると、その定住など含めて大きな影響が出る可能性が考えられます。それはまさしくそのとおりだと思いますが、その全国平均と比べますと倍とまではいきませんが、そのくらいの開きがありますので、1度、この就学援助についてよくよく調査をぜひしていただきたいなと思います。

これが本当に適正なのかどうか、何とも今の時点では判断できませんので、慎重にぜひ1度、どうこうするは別として調査をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、201ページに、先ほど中学校の整備事業の中で、大和中の給食の受け室というものの御説明がございました。これちょっと知りませんでしたけれども、どんな感じで作られるのですか、中学校の中に。

○原田教育総務課長

今まで大和と、光の給食センターは給食センター方式でそれぞれの学校に配送しておりました。大和中学校については、併設とまではいきませんが、給食センターがすぐ隣ですので、車で運ぶのではなくて、ワゴンみたいなものに乗せて押して行っていたんです。ですから、大和中には車で運んだものを一旦ストックする場所が必要なかったもので、給食受け室がありませんでした。そのため、このたび配置するのは、配送車が給食とか、食器類を一旦仮置きする場所でございます。

○森戸委員

わかりました。

○木村（信）委員

196ページ教育振興費の中で、前年度と比較して194万1,000円減額になっていると、ここは支援補助員1名の減等というふうにお聞きしたんですが、それでよろしかったんでしょうか。

○原田教育総務課長

先ほど若干申し上げましたように、学級支援補助教員を、25年度まではその制度に乗っかって雇用しておりました。これについて、これをやめて光っ子サポーターを2名増員する形に26年度は変えることとしております。その部分での予算の減でございます。

○木村（信）委員

はい、了解しました。

○中本委員

197ページの土地借り上げ料があります、前年度と同じような今年度も予算化しております。非常に長い土地借り上げ料が続いております。ちなみに平成15年度からいろいろ確認してみますと、年度215万円、15年度が、あるいは20年度が280万円ぐらいの借り

上げ料の予算を組んでおります。今年度が250万円ということでございますので、契約、単年度契約であったというように思います。したがってずっとこのままの状況でいくのか、あるいはどっかでけじめをつけるのか、つけたいのか、あるいは、地権者の方との折り合いがつかないのか、ちょっとその辺を確認をさせていただきます。

○原田教育総務課長

毎年度契約時に地権者の方とお話をさせていただくんですが、24年のときは、全く売却の意思はないような感じのお話を伺ってます。25年の契約時には、24年度ほどではないんですが、若干は売却等の意思も感じられ、受ける側によってちょっと違うとは思いますが、24年度と同じトーンではありませんでした。

ただ、かなり広い面積でありますので、代替地の希望とか、そういう部分もあるような感じのお話もされておられまして、現時点ではかなり困難な部分があると判断しております。ただ、学校自体の安定的な土地の確保については、それは借地よりは間違いなく所有したほうが運営の安定には資すると考えておりますので、そのあたりについて、地権者の方と今後もその辺の協議を進めていきたいと考えております。

○中本委員

わかりました。中身については非常にいろんなことがあって、なかなか難しいという状況はよくわかっております。地権者が代々、例えば変わっていったとき、そういう状況もあり得るのかなというふうに思いますので、契約時にしっかりとその確認しながら、その問題が後々影響しないような状況での契約をよろしく願いをいたします。

それから、もう1つは、児童の通学費の補助金っていうのが、これは立野地区の統合の問題で起きた1つの事業ですので、現在どれぐらい生徒がおられるのか。

○原田教育総務課長

対象となっております児童につきましては、小学校1年生から3年生までですので、25年度、本年度で申し上げますと、15名でございます。

○中本委員

わかりました。そうすると、4年から6年までは徒歩での通学ということでしたね。

それから、もう1つ、小学校の整備事業、先ほど先行委員が質疑をいたしました、大まかな理解をいたしております。文科省の通達で、非常にきめ細かな耐震の、今後の耐震の計画をきめ細かくきてるというふうに思いますが、かいつまんでどんな耐震、この非構造部材の耐震化計画、ちょっと教えてください。

○原田教育総務課長

これについては、東日本大震災の際に建物は倒れなかったにも関わらず、一番大きいものでは、つり天井が落下して死亡事故がかなり起こっております。これに対応したものでありまして、文科省の通達は、大規模空間、小中学校で申し上げましたら、本市の

場合、体育館と武道場が該当します。それについて非構造部材として、武道場は本市の場合、つり天井があるところがあります。体育館はございません。つり天井、照明、バスケットゴール、額、スピーカー等、天井面、あるいは壁面に設置してあるものについて、耐震についての点検をし、27年度末までにその対策をなさいたいというのが通達であります。

○中本委員

わかりました。体育館、武道館、これは体育館は一応照明器具と、あるいはスピーカー等いろいろありますけれども、武道館は天井がありますので、非常に危険性が高いということですね。

まだまだ非常に落下物で危険性のある校舎含めてあるように思います。それで、文科省もきめ細かく出してるというような情報も入っておりますが、しっかりその辺も把握しながら、教室含めてあると思いますので、もし急遽そういう事故が、地震が起きたときのことを思いながら、その辺の点検も必要かなというふうに思いますので、各小学校にもそういう指導も必要かというふうにも思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、もう1点。先行委員と重複いたしますが、就学援助の、毎年5,000万円、非常に大きな金額だというふうに思います。この中身をちょっと教えていただけますか。

○原田教育総務課長

まず、項目的には、学用品費、新入学の学用品費。それと最終学年の修学旅行費、ほとんどありませんが、通学費、医療費、そして給食費が項目としてはございます。

24年度で申し上げますと、約5,374万円ぐらいの総トータルの中で給食費のウエイトが一番たこうございまして、3,600万円ぐらいを占めております。今のは小学校についてでございます。

中学校についても、同じく給食費が一番多ございまして、4,260万円ぐらいの中で、2,081万円ぐらいを占めております。

○中本委員

わかりました。就学困難なということで定められた方の補助でありますので、適正な基準に基づいて、適正な審査、さらには適正な支出をお願いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

小学校のところで、1点要望が出ておりますんで、ちょっと聞いていただきたいんですが、よろしいですか。

浅江小学校の南東の部分に便所があるのです。一般の市民の皆さんも使っている、そこが随分汚くて、非常に使いにくいという声が出ておりますので、1回調査をしていた

だいて修理が必要であればまた補正などして話していただきたいと思います。  
要望として出しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○四浦委員

小学校費の関係で、もう質疑はあった部分ですが、ちょっと深めたいという思いもありまして、197ページ、教育用コンピュータ機器借上料、それから201ページ、これはまあ中学校費で同じく教育用コンピュータ機器借上料なんですけど、少し詳しく報告をしていただけますでしょうか。

機器の個数とか、あるいは、全体に占める比率だとか、全てじゃないと思いますので。

○原田教育総務課長

まず、生徒用と教師用のコンピュータ、パソコンがありまして、生徒用につきましては、全て16校ともリースでございます。教師用につきましては、小学校で申しあげましたら大和地域、中学校も大和中、1校、これがリースでございます。それ以外の教師用は買い取りっていうか、所有っていう形になっております。

リース期間は学校によってかなりばらつきがあるんですが、リース期間は5年を設定しております。

○四浦委員

これについては、何でしょうか、随意契約でしょうか、それとも入札にかけてるのでしょうか。

○原田教育総務課長

入札をとおした、長期継続契約でございます。

○四浦委員

そうですか。教師用のものについては、全て買い取りということですが、ちょっと絡みますからついでお尋ねしますが、これについては何でしょうか、入札ですか、随意契約ですか。

○原田教育総務課長

教師用は、小学校で言えば大和地区と、中学校の大和中以外は、以前補助金で購入しております。一括して購入しておりますので、現時点では資料を持ちあわせておりませんが、購入基数から推測した購入金額で判断すると、入札と思われます。

○四浦委員

ちょっと語尾が何といいますか、曖昧というか、思われますということでしたが。

○原田教育総務課長



以前購入したものです。一括で22年度に購入しておりますので、入札と思われます。

○四浦委員

これとの絡みで、USBメモリーをセキュリティーのあるものを使ったということですが、前回のこの委員会の質疑の続きみたいなものですから、その後どうなっているか、3カ月たちますからお聞きしたいと思います。

○原田教育総務課長

小中学校にも情報資産管理システムの導入ということで、USBの関係の取り扱いについて以前からお話が出ておるわけですが、このたび、小学校費の学校管理費と中学校費の学校管理費に、暗号が可能なUSBの予算を計上しておるところでございます。

○四浦委員

予算計上ということですから、もうちょっと具体的にお聞きしますが、何ページのどの項ですか。

○原田教育総務課長

195ページの小学校管理事務費の消耗品費、ここと199ページ、中学校管理事務費の消耗品費の中の一部でございます。

○四浦委員

それでは、そのUSBのメモリーについては一部ということですから、内訳でわかりますか、USBに限っていいですよ。個数は幾つか、そして、それは総額幾らになるか。単価は何ぼか。その辺を教えてください。

○原田教育総務課長

消耗品費で全部ざっくりですが、小学校費で申し上げますと5,800円で190本、中学校費で申し上げますと5,800円で110本です。

○四浦委員

掛け算すれば総額はわかるんですが、総額を問題ににとるわけじゃないですが、以前、前回だったかなと思いますが、前回か前々回の委員会でお尋ねしたところ、小学校で190本、中学校で110本というのは、これは全ての教師に持ってもらうということで受けとめてよろしゅうありますか。

○原田教育総務課長

管理職と養護教諭を除いた数です。

○四浦委員

これは私がかかないからお聞きするんですが、市役所の本庁のコンピューターとリンクをさせるようになっておるといふことから、以前のやつを記憶で言いますと、そのことからセキュリティーの高いものが求められる。約10倍になる、1本当たりね。そういうことだったと思いますが、それで間違いありませんか。

○原田教育総務課長

本庁には既に入っておるんですが、情報資産管理システムというシステムを学校のパソコンにも導入するといふことから、現状ではどのUSBも使えるものが、許可を受けたUSBメモリーでないと使えなくなるといふことから、このたび措置したものであります。

○四浦委員

少しわかりにくいんですけども、その本庁にあるものとリンクしなければならない理由といふのが、ちょっと常識的に考えれば、本庁の場合は、もういろいろな個人情報が入っておりますよね。それがそのまま学校のほうで、教員のパソコンにリンクされるといふことになれば、その情報が漏れて、やっぱりセキュリティーの高度なものをしなきゃならないといふことはわかるんですが、そうせざるを得ない理由といふのが私よくわからないんですが、いかがですか。

○原田教育総務課長

学校のパソコンに入ってる情報は個人情報もありますし、そうじゃない情報もあると思います。ただ、公の情報であることには間違いありませんし、その情報が漏れいすることを防ぐのは情報管理の上では基本だと考えておりますので、そういうスタンスからでございます。

○四浦委員

ちょっと手短かにやりますが、こういうことを私も余り詳しくないから、ちょっとダイレクトな聞き方をするんですが、県下13市でよろしいんですが、そういうところでは、こういう全く光市と同じようなやり方をほかのところではとっているんですか。とってないところがあるんですか。

○原田教育総務課長

13市全部について私が存じ上げてるわけではございませんが、東部で申し上げますと、USBメモリー自体の持ち出し、学校からの持ち出しは原則禁止しているところがほとんどでございます。

○四浦委員

これはショッキングなことを聞きましたね。

以前のこういう質疑の中では、光市の場合について、例えば教員もいろいろなタイプの

方がいらっしゃるから、子育て真っ最中の教員については長時間の残業などが難しい、ということから残業時間も早う切り上げて、そして、家に帰って子供たちを寝かしつけた後、深夜にあすの授業のためのというような準備をするということから、これは、そのことは是認した上で、USBメモリーを用意をしたのではなかったですか。

○原田教育総務課長

そういう形でございます。現場に混乱が起こらないようにという、以前から申し上げてる部分については、そういう理解であります。

○四浦委員

これは、大体、今の仕組みに切りかわると言うてもいいと思いますけどもね。

それは、どこから出たもんですか。教育委員会から出たものですか。それとも、市長部局から出たものですか。

○原田教育総務課長

市長部局からです。

○四浦委員

一步前進はあったと思います。

当初の議論の中では、部分的に先生に持たせる。じゃあ、どの先生にUSBメモリーを持たせて、セキュリティーのある高度なUSBメモリーをどの先生に持ってもらって、どの先生はまあいいや。順番をつけるなどというのはなかなか難しいということから、私も全教員にやっぱり引き続き持たすべきであるというふうに言いました。

市長部局から提案があったことを教育委員会ではどう受けとめ、現場の声は、そりゃ気になるです。現場の中で、こういうふうなことで混乱が起こっちゃいけない。

幸い全教員に持たせるということですから、一定の前進はあったが、しかし、現場の声をどういうふうに、学校サイド、私が聞いた限りでは、学校の中でこの措置を褒める人はおりやあせんですよ。いや、もうなかなか大変だというふうに受けとめてるのが大方です。じゃあ、現場の声をどういうふうに受けとめて、このことを進めましたか。

○石丸学校教育課長

このUSBの導入につきましては、校長が集まったときに、校長に事前にこういった形で進めていくということで、まず説明をいたしました。

校長を通じて学校のほうから、いろんな学校の教職員の意見も校長を通じて、こういうふうにしてほしいとかいうふうな話も聞いております。それを、その辺も踏まえながら、こういうふうな形を考えているということでございます。

○四浦委員

そう言われて納得できないのは、当初は全教員に持たせるということにはなっていな

ったと思いますよ。それは、校長に説明したときに、全教員の一部の教員の、一部のと言うたらおかしいね、全教員の何分の1か、かとか、10分の1かとか、そういうセキュリティーのあるUSBメモリーを持たせるというふうな説明もありましたが、それは校長が了解したのですか。

#### ○石丸学校教育課長

私の記憶では、導入についての説明を校長にしまして、そのときに明確に何本とかいうふうなことではなくて、そのあたりの説明は曖昧というか、全員にというふうなことを明確、全員とか学校に何本とかいうこと、明確には言ってなかったと思うんですけど。導入を考えているという部分の説明が中心だったと思います。

#### ○四浦委員

私は、その委員会の記録を持っておりますから、このところで、今、課長が言われるのが当たってるのかどうか質すことはできますが。けれども、やぼになりますから、以前の話ですから置いておきたいというふうに思います。

これは、さっきの話にありましたように、市長部局の音頭で進めたということから、副市長のほうにお尋ねしたいと思いますが、学校現場と市役所というのは、形態が全く違います。その点で、例えば、この市長部局、この場合は介護保険の問題があり、国保があり、下水道や上下水道の問題などがいろいろあります。いわゆるプライベートのというか、個人情報がいっぱい詰まってるものがあります。

だから、そういう点で、それをさっきの話では、教育委員会は市長部局の音頭でこのことが進んだというふうに言われたが、なぜ形態の違うところの教育委員会にそのことを求めたのか。これをお尋ねします。

#### ○森重副市長

これまでも、さまざまな御意見を四浦委員からもいただいております。

このたび、まずセキュリティーの強化を行った背景であります。もう委員ご案内のとおり、さまざまなウイルスを初め、各国の省庁においてもハッキング等も行われておりますし、さまざまな自治体において、公のデータが意図的ではないにしても、外に流出するという事故が相次いでいるのが現状の実態でございます。

そうした中で、まず市長部局において、これまでセキュリティーの一部が不完全であったところについて、より人的なミスを防ぐために、セキュリティーの整ったUSBを購入し、一定のセキュリティーのもとで仕事をしていくという一つの取り組みを行ったところでございます。

その中で、委員からもさまざまな御意見があるように、学校現場においても多くの個人情報を持っておりますことから、その個人情報が外に出るということはあるわけではありますので、その一つのセキュリティーを強化をするという一環の中で、通常のUSBではなく、ガードのかかったUSBを購入することによって、その未然防止を図っていこうというものでございます。

○四浦委員

副市長の答弁は、もう全く筋違いの話を今されよると思いますね。

私が聞きよるのは、いわゆる市役所本庁と教育委員会並びに学校現場とリンクさせるように、コンピューターで、それは市長部局のほうで音頭をとって、そういうふうにやられた。いわゆるUSB問題ではないです。ということであったが、いかがかと聞きよるんです。

○森重副市長

四浦委員さんがおっしゃるリンクという意味が、少し私に理解ができてないんで、もう一度教えていただければと思いますが。

○四浦委員

原田課長とやりとりをした中で言われよったように、これは市役所と今の学校現場、教育委員会を通じて学校現場とコンピューターがリンクさせるという形態に変わったということではないかということですが、違うのですか。

○森重副市長

先ほど教育委員会の中にあります教育サーバーに関して、我々の答弁が少し言葉足らずだったのかもわかりませんが、これは教育委員会内にコンピュータホストを置いて、各市内16の学校をつないで、各先生方や教育委員会からの通達やいろんな情報のやりとりをサーバーを介して学校現場などで行っております。そこに誤解があったのであれば、我々のほうの答弁のほうを訂正させていただかなければなりません。

○四浦委員

課長の答弁、それでいいんですか、今の話で。

○原田教育総務課長

教育情報ネットワークっていうのは、教育委員会にサーバーを置いて、各小中学校をつないでいるものでございます。

○四浦委員

ですから、このセキュリティーの高度なUSBを設けた背景には、市役所のコンピューターと教育委員会並びに学校現場のコンピューターとリンクをさせる、つなぐということが出発点ではなかったかということについて、先ほどは、課長は市長部局のほうからの音頭でそのことがやられたというふうに答えたと思いますが、いかがですか。

○原田教育総務課長

それのときに、私が正確に理解していなかったのかもしれませんが、市役所の情報の

ほうから情報資産管理システムという、より高度なセキュリティーを持ったシステムの導入について、市長事務局のほうから打診があったという形でございます。

#### ○四浦委員

そうか、以前の議論の中で、これは9月25日の総務市民文教委員会の中で、「基本的には広報情報課のほうタイムスケジュール的なものは管理しておるんですが、大体、本年度末ぐらいまでに内容について詰めていかなければならないという形でございます」いうふうにあったのは、それは教育委員会と学校現場の中での、いわゆるセキュリティーの問題でやっぱり不十分さがあるということから、セキュリティーのあるUSBを設置をして切りかえていかなければならない、そういう意味だったということですね。

#### ○原田教育総務課長

おっしゃられる部分と、あと、セキュリティーのあるUSBに切りかえるということは、そのセキュリティーのあるUSBは、パソコンに対して許可を受けたUSBになりますので、それが学校のパソコンで使えるということでございます。情報資産管理システムを導入することに伴う、これは措置でございます。

#### ○四浦委員

この問題は、例えば、さっきと同じ9月25日の総務市民文教委員会の中で、学校教育課主幹が答えてるんですが、「それぞれの学校が今、USB、セキュリティーの高いものを何本持っていて、何人ぐらい共有してやっているかということまでは把握はしておりません」というようなところに見られるように、これはもう前のめりで、とにかく、この変化を学校現場から意見を聞きながらといいますか、現場の声をよく聞きながら進めてなかったということは明らかなんです。

今後いろいろ私も繰り返し、学校現場の先生方の思いというものをアンケート等で聞いて、それを教育委員会の中に反映させるということを求めてまいりましたが、また重ねて強調しまして、終わります。

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙説明書のとおり

#### 質 疑

##### ○森戸委員

205ページですが、先ほど説明があつて、社会教育総務費で一般職1名をふやしたというようなことだったんですが、その理由は何なんでしょうか。

##### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

これは以前、伊藤公資料館に職員がおりまして、その予算だけは、25年度分は伊藤公館長が退職に伴い職員に下がったんですけども、業務等の量から文化・生涯学習課に1名、25年度増員を受けまして、本年度も今年度並みということでふやしたということで

す。

○森戸委員

よくわからないんですけど、伊藤公の分がふえたということですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

24年度まで伊藤公資料館の館長、正職員がいたわけですけども、これが24年度末で退職になりまして、予算のほうもそのときに下がって25年度を組んでおったんですけども、結局、業務量等を換算して、文化・生涯学習課に1名増員いただきましたので、26年度からは1名増で予算がつけているということでございます。

○森戸委員

1名増で伊藤公につけたということじゃないのね、違うのね、済みませんね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

文化・生涯学習課で、伊藤公の主な業務をやっているわけです。

○森戸委員

わかりました。それと、205ページの下から2段目に、光市民憲章推進協議会補助金というふうなものがございすけれども、この団体もしくは教育委員会でも構いませんけれども、市民憲章自体、どの程度までのレベルの普及を目指してるんですか。暗唱が例えばできるとか、そらんじることができるとか、その範囲が中学校までとか、そういうふうな何かあるんですか。が一つと、この39万6,000円のお金の使い道は何なのか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

もちろん委員言われるように、全市民が暗唱できるようになればその上ないこととございすし、それをなお実践に移していただければ、その上ない話とございすけれども、現在の状態においては、学校教育の現場やいろんな諸会議の冒頭等で、参加者の皆さんには、これを唱和し、思いを新たにいただいております、実生活においても、この憲章に伴った活動がしていただけることを希望しておるということでございす。

それと、お金の使い道とございすけれども、実践指定校として 学校2校で18万円交付しております。ひかり太鼓のほうにも18万円交付しております。

それと、あとは事務経費、総会費もろもろということとございす。

○森戸委員

その実践校はどんなことをやるのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

常日ごろの学校教育現場において、挨拶運動とか清掃活動とかそういった、などの活

動をして、その消耗品等購入しておると記憶しています。

○森戸委員

それは、どこの学校でもやってることではないんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

確かに、大なり小なりやっぺいらっしやると思いますが、こういう指定校ということで教員の意識も高まると思いがすし、そういった市民憲章の普及に啓発につながるものと考えております。

○森戸委員

ちょっとよくわかりませんが、その18万円は何に使うのですか、その中で。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

各学校においていろいろまちまちでございまして、たすきを購入したりとか、あと掃除用具とか、ごみのごみ袋とか、そういったもろもろの消耗品に使われております。

○森戸委員

普通の活動と余り大差がないというか、実践するのなら、もうちょっと何か特に際立ったものがないと、通常の学校活動と変わらないような気がするんですけどねえ。

別に、どこの学校でも指定校じゃなくても、たすきかけて挨拶運動やっぺいますし、その差異がないように思いがすよ。指定する意味があるのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

各学校を輪番で回しておりますので、そういった消耗品とか、たすき等の購入をして、このときに買われると思いがすし、当然、年次輪番でやっぺおりますので、学校における普及啓発には役立ってると確信しております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

市民憲章の指定校の活動状況についてのお尋ねでございすが、市民憲章は御存じのとおり、5つの章から成ってございまして、例えば、「ふるさとの自然を愛し、花と緑の豊かなまちをつくりましょう」とかがございすが。

これに指定校は沿いまして、この啓発普及に、こうするために学校での花壇づくりとか、一人一鉢運動など、学校によって取り組みは違いがすけど、そういうような学年、花壇の整理など、そういったものをやっぺしております。

そういった活動を指定校ということで、活動にやっぺいただいているという状況でございすが。



○森戸委員

わかりました。よくわかりました。納得いたしました。

ただし、小中学校で暗記をするとか、そういう学校の中での、何というんですかね、普及というんですか。活動プラス、そういうこともぜひお願いできたらと思います。

それと、211ページ、サンホームについてお尋ねをいたします。

サンホームについて時間延長、1時間延長をされておられますが、この延長を導入をしたときに、現場の職員さんから、サンホームの職員ですよね、親との時間が少なくなるとか、そういう懸念の声はなかったんですかね。それから、今あるのかどうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

サンホームの時間延長の導入時期、及び現在までの経緯だろうと思います。導入前には、全職員を集めまして研修を兼ねた説明会を実施いたしました。その後、年に数度、研修等を行っておりますが、職員等からほかの要望等も、その機会に出されることもございますが、今お尋ねのような、親との時間の持ち方などが懸念されているということは、私のほうからは指導員からは聞いたことございません。

○森戸委員

そちらの耳に入ってないだけだろうと思いますので、ぜひ、市の政策として導入しているわけですから、この時間延長に関しては、その意義をぜひ徹底をしていただきたいと思います、職員に。いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員言われるとおり、大変、親と子の時間の持ち方というのは子育ての重要なポイントだと思います。私のほうからも、研修会などを通じ、指導員には理解を再度徹底したいと考えております。

○森戸委員

わかりました。ありがとうございます。

それと、213ページの勤労者青少年ホーム、これは決算もしくは12月議会のときに、廃止すべきじゃないかというふうな指摘が委員会であったと思います。

その辺については、どのように検討をされたんでしょうか、この予算に反映させるまでに。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

勤労者青少年ホームにつきましては、老朽化が大変進んでおりまして、以前から廃止してはどうかというような御意見をいただいていることは承知しております。ただ、建設当時から、国、県の補助金等をいただいた経緯や、現在でも延べ人数ではありますが、6,000人程度の御利用をいただいております。このことを総合的に勘案して、やはり市民

への影響も考えなければ、同時にならないという思いはございます。

もしもそういうことになれば利用者に御不便をおかけするようになるわけですが、どうすれば対応策として最善の策が見出せるかというのを現在、研究しております。

#### ○森戸委員

わかりました。1つは、この設置の目的ですよね。その目的と非常に乖離をしているということと、老朽化。今回、公共施設白書も出たわけですから、真剣に検討していただきたいなと思います。

#### ○磯部委員

予算説明資料の33ページ、上段から10段目の伊藤公カップ英語スピーチコンテスト、これは本当に7万円という非常に少ない予算で毎年行われております。

私も毎年これは楽しみに行かせていただいているんですけども、場所も変わって、Y I Cの、何という部屋でしたでしょうか、視聴覚室、それも非常にアットホームでよかったと思ってるんですけども、私も英語がばりばりわかるわけではありませんので、何かしら、ことし26年度、新しく取り組まれる中で、今までいろんな課題があったと思うんですね。

しかしながら、子供たちのすばらしいスピーチ、もっと多くの人たちに理解していただいて、一生懸命それに取り組んでいる学校の姿勢、私はすばらしいものがあると思うんですね。その堂々たる発表を、少しでもたくさんの人たちに応援していただきたいということもあって、特に、光市は市長を始め、そういったグローバルな人間を育てていくという視点で、たくさんの取り組みをなさっておられますので、新たに今年度、今までの課題を踏まえて、どのようなことに工夫をされるのかなというふうなところを、御意見がありましたら御答弁いただきたいと思います。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

前回の英語スピーチコンテストは、言われたとおり、Y I C保育&ビジネス専門学校の視聴覚室をお借りして行われまして、これも内容が英語のスピーチで言われるように、一般的には理解しづらい、お客さんには理解しづらい面もありますので、そういったお声が出るのではないかと思います。

今までも、審査時間を利用したアトラクションの実施や、司会者を前回の中学生時代の優勝者をお願いしたりとか、工夫をしてみいました。主たる内容が英語スピーチであるということで、お客様にどのようにしたら理解いただけるのか、お客さんをふやせるのかというのは、私ども課題と認識しております。

他のコンテストなど参考に検討してまいりたいと思い、今年は市政10周年ということで、幾らか記念品等も準備できるかなと考えておりますし、中学生が喜んでいただければ観覧者もふえていくんじゃないかなと期待しておるところでございます。

#### ○磯部委員

なかなか学校全体と一緒にやってこれやらないと、非常に難しいところもあると思うんですね。

とにかく、どういうことを弁論、また暗唱の部分で、どういうテーマで、彼らは、彼女たちはやってるのかという内容をやはりきちっとわかった上で、その現場に来て、わかって聞いてあげるのと、やはりわからないなりに一生懸命勉強のためにヒアリングをしようと思って、一生懸命聞く人もいるでしょうし、その中で少しでもわかれば、「あ、この部分がわかった」とか、やっぱりいろんな意味でそれぞれに学びがあると思うんです。

私は以前、審査で行かなきゃいけないときに、事前に昔ながらの絵本のそういう原稿であったり、自分でパソコンで調べてどういう内容のものなのかを調べたり、私の友人に英語力のある方にそれを読んでいただいて、どういう内容のものなのかを事前に調べて臨んだ経験があります。

一般の人たちも、子供たちのすばらしい、その発表を少しでも理解していただいて、どういう論文なのかということも知っていただいて、工夫を重ねていただいて積み重ねていただきたいなあという思いがありまして、あえて今年度から、また一つ二つと工夫をしていただけたらと思っております。

ここでの御回答は結構ですけれども、学校全体で盛り上がるような、そんな工夫をしていただきたいなあというのを強くお願いをしておきたいと思います。

また、続いて、予算書でいえば211ページ。済みません、下のほうなんですけれども、放課後子ども教室。これは5地区というふうな御回答がありました。この中で、私も少しながら、ここにかかわらせていただいて、随分、当初よりも各地域工夫を凝らして、地域の皆さんが一生懸命学校の先生方も一緒になってやってらっしゃる、この進化した姿は、まさにこれからのコミュニティースクールの一翼を担うものではないかなというふうに思っております。

しかしながら、これは授業として国からも補助が出るものだと思いますので、これを分離するわけにはいかないと思いますけれども、私は、この放課後子ども教室の運営委員会、要は、公民館が主体的に窓口としていろんな方がこの協議会出てらっしゃると思うんですけれども、さまざま違うんですよね、地区によってやり方が。

それはそれでいいと思うんですけれども、今度またコミュニティースクールが、別で運営協議会というものがあります。今、実際には公民館活動としてさまざまな教室の人たちが、これ手伝って下さってる場所もたくさんあるんですよね。別々のものというよりも、コミュニティースクールの中の一つのそういう教室をしてやれば、非常にスムーズに今後行くのではないかなと、そういった気運が、私は現場を見て思うんですけれども、ここでどの所管に言うのが一番いいのかわかりませんが、放課後子ども教室、今、全ての地区であるわけではないというところも一つ問題があると思うんですね。

しかしながら、このコミュニティースクールというのは全地区で学校で始まります、もう。ということは、これを今後どのような形で整合性を図っていくのかということは課題としてお持ちだと思いますので、そのあたりのことが御答弁できればお考えをお聞かせいただきたいと思います。

### ○石丸学校教育課長

森戸委員さんの話とも、ちょっとかかわりがあるかと思うのですが、コミュニティスクールが来年度から本格実施になると。これまで従前、各地区に今言われたような、PTAも含めてさまざまな活動があると。

コミュニティスクールという大きな枠組みの中で、コミュニティスクールが各地区でそれぞれどういうふうな位置づけ、役割担っていくかって、まだ未知数なところがございますけれども、しかし、それぞれの各地区にある資源をうまくあいにコーディネートしながら、コミュニティスクールが中心になるか、地域本部事業が中心になるかというのはまだ未知数ですけど、そのコーディネートというものは絶対に必要だと思います。

そのためには、各地区のコミュニティスクールでありますとか、それから地域本部事業、そういったやっておられる方が、それぞれの各地区の資源をどううまくコーディネートしていくかということ、ぜひお願いしたいというふうには考えています。それ、コミュニティスクールの年に2回ぐらい集まりがありますから、そこではお願いして、校長もやっぱりいろんな資源がそれぞれ、どれもうまく活性化していく必要があるとは思いますが、それをうまくコーディネートする力が校長だけでは難しゅうございますから、そのあたりの部分をいろんな活動をやっておられる方の力を借りながら、もちろんやっぱり全てのコーディネートをコミュニティスクールが中心でやっていくのがいいかというのは、まだちょっとこれも断定的には説明することが難しゅうございますから、ただ、進める中で、どこが一番コーディネート機能を持たせるのがいいかっていうのは大事ななと思っております。

### ○磯部委員

どのあたりが一番いいのかというのは、私もわかりませんが、今後、プラスになるように、そのコーディネートの役の方、また地域のそういった人たちが一緒になってできるような組織を明確にできるように、何か一部の人たちが一生懸命、今、何かやっつけている、それはすばらしい取り組みなんですけれども、でも、それを皆で共有するというふうに、今後ぜひコーディネーターの方に活躍いただけるように御指導いただきますよう、それはお願いを申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、済みません、重ねてなんですけれども、毎回、211ページの留守家庭児童教室、生徒さんも少し減少ぎみというふうな御回答でございましたけれども、しかしながら、その中で働く方のさまざまな研修等も、今年度も充実させていただくというふうなこともありました。

前年度からも発達障害の子供さんとか、いろんな立場の子供さんをサポートするその研修も随分重ねてくださっているんで、非常にそのあたりのことは注目して下さっていると思っておりますが、なかなかそこで教えてらっしゃる先生方のお立場、何年であろうが、ていうか私が言いたいのは、今年度、留守家庭の児童教室を保育支援業務、お昼休みの時間、去年からですかね、きちっと休憩をしていただくために、ことしも引き続き、

そういうふうなことをやっていただくというのは非常にありがたいことだと思うんですが、しかしながら、万が一、何かあったときに業務時間内、役所の方がいらっしゃるときであればいいんですけれども、やはりサンホーム、今、時間延長もしております。万が一、いろんなことがあったときに、その場できちんといろんなことが、何て言ったらいいんでしょうか、解決できるような責任ある立場の方が今、現状としていらっしゃらないのではないかなという。

以前から私、この体制について申し上げていたと思います。

今、12校分を1人の嘱託の先生がずっと回ってくださっている。これは非常にいいことだと思うんですけれども、どうしてもお一人で回ってらっしゃるということで、非常に負荷がかかっているのではないかな。

よりよいサンホームのいろんな先生方の不安、指導者の不安、また子供たちに接するときのいろんな指導、私は、これはある一定の責任ある、そういう方の指導が常にいろんなところでできるという体制、私はこれから、今すぐどうのこうのと言うわけではないんですけれども、毎年、このあたりの体制をどう考えてるんでしょうかというふうな質問はしてきたつもりなので、26年度、新年度から、ある一定の方向性っていうものは御協議なさって、新たな取り組みをなさるのかなというふうなところで御回答いただけたらと思います。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

サンホームは、12教室で現在41名の指導員がパートで勤務に当たっております。言われる趣旨は大変よくわかりますし、私もそういった体制が、より強固な指導体制を組めることは望むところでございます。

ただ、サンホームという留守家庭児童教室ということで、平日であれば学校の下校時間から開所して、午後6時か7時まで開所時間ということで、勤務時間も四、五時間ということで、通常の職員よりはかなり短い勤務時間になっております。

そういったことありまして、現行の制度では、こういう短時間になるので正規の職員なり、嘱託職員なりでの対応が難しいかなと思っております。

ただ、言われるとおり、巡回指導等、より綿密に行って、より強固な指導体制、もしくは指導員の問題解決につながるような体制を組めるということは大切なことだろうというふうに思っておりますので、新たな取り組み等、可能性や研究をしてまいりたいと思います。

#### ○磯部委員

予算も伴うものなので、これは御協議いただきたいところであります。

他市の事例とかも見てみますと、光市に同じように見えるわけではないですけれども、短時間の嘱託の、そういった方の、そういう採用をされているところもあります。それがいいか悪いかわかりませんが、今、嘱託の先生で12校全部回ってらっしゃる方は非常に対応もよくて、非常にそこは安心感につながってると思うんですけれども、お一人ではなくて、やはりお一人の先生の負荷ではなく、お二人ぐらいで半分ずつを回られるとか、

短時間の嘱託の方を採用、どこかモデル的にも採用するとか、いろんなやり方があるかと思いますが、検討を今後ぜひ、このあたりの指導的立場のある方をどこかに、目が行き届く形で検討いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○森重委員

205ページ、一番下段です。

光市連合婦人会の補助金、今回5万円減ということで、どこの地域もかつては、この婦人会の皆さんの御活躍はもう大きな地域力として、いろんな場面で活動を目にしてたわけですけども、徐々に、あるところとないところと、そういういろいろ格差もございますけども、このあたりのちょっと実態を、今お聞きしたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

市連合婦人会に対する補助金でございますが、かつては各地域地域で活動が活発に行われており、社会教育団体として地域への貢献や、婦人の地位向上等に活動されてきた団体でございます。

現在、市内でも約半数程度の地区、室積、島田、三井、三島に単位組織はございまして、会員数は年々減少傾向で、300名か400名程度と毎年お伺いしておるところでございます。婦人会につきましては、先ほど申しましたように、地域の活動等に積極的に参加いただいておりますので、そういうところで社会教育団体として期待しているところでございます。

○森重委員

具体的には、今言われました3つですかね、室積、島田、三島という。その3つしかないのかなと思います。これは今、具体的にはどういうふうな活動を現在ではしておられるか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

それぞれ地域のイベント等への参加もされておりますし、あと人権教育の推進講座も開催いただいております。そのほか、総会も開催されられ、そういうことで講師を呼んでの講演等で勉強や学習をされていると認識を持っております。

○森重委員

この婦人会といいますか、婦人の力は今後、子供の、ここでは社会教育団体ということで、教育のほうで抱えられておりますけども、今後のまちづくりの中の地域力ということでは、非常にこの力もやっぱり育てていかなきゃいけないし、尻つぼみというか、だんだんなくなっていくところを、やっぱり今後何らかの努力をしていかなければいけないという、というようなところだと思っんですね。

今後の町全体の、やはり教育力、地域力ということで、これも先ほどから言われておりますように、コミュニティーの学校区ごとのコミュニティー、数も減っていきますし、

高齢化でもありますから、どういうふうな光市のまた力にしていくかというふうな観点からも、こういう組織団体、数が減ってくればもちろん予算も落ちてくわけですけども、そのあたりの今後の力の再建みたいなところをしっかりと、これは町全体で考えていかなければいけない問題でもありますけども、特に学校区という区の地域力という観点からは、分散しているものをやっぱり集約して、1つの確かな力にしていくとかっていうふうなことを、今後はやはり格差がありますので、ぜひまた御検討をいただきたいということを御要望しておきたいと思います。

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙

：末岡図書館長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

215ページ。光市の歴史文化編さん委託料で336万4,000円ですけども、この内訳はどんなものがあるのか、概略を教えていただけたらと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

この事業は平成22年度から実施しておりました事業で、平成26年度で事業を終了で、来年度は今までのまとめた成果を新市誕生10周年記念事業として印刷、発刊をする予定としております。

内訳といたしましては、先ほど申しましたように、印刷が主な経費になります。冊子デザイン校正料が約95万円、印刷製本費が約200万円弱、その他出張費、消耗品、消費税等から成っております。

○加賀美委員

今お話があったように、22年度から26年度を目途として、今、編さんしているということで、昨年の予算でも270万円ぐらいあるわけですね。

そういう方々への報酬とか、そういったものはどういうふうになっている。今の話によると、印刷費がほとんどでということでございますけども、何人がどういう形でやってらっしゃって、その方々への報酬はどうなってるのか、これあたりについてわかれば教えていただきたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

来年度につきましては、指定管理料の中のソフト的な事業は取り組んでいただいております。編さん事務指導員謝金というのが、内訳のほうで財団法人から聞いておりますが、主任が1名で150日、ほかの他の指導員が1名で84日間の勤務程度と概算を聞いております。

また、編さん委員というのが別におりまして、これは1日3,000円の48日間で6名程度と聞いてます。

そのほか、第1原稿のデザイン料とか、試し印刷等、出張旅費、消耗品等で、指定管理料の中に、四百数十万円程度が含まれておるところでございます。

○加賀美委員

全体でどのぐらいのお金がかかったかと。1冊当たりの単価は幾らぐらいになるのか。何冊発行して、そういうちょっと計画がもう、私も忘れちゃいましたんですけど、ちょっとわかれば教えていただけたらと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど言いましたように、22年度から着手した事業でございます、26年度は指定管理料の中と、この10周年記念の印刷費等、全て含めまして税込みで1,800万円程度でございます。

印刷のほうは、現在約1,000冊を予定しており、カラーの多い冊子になる予定と聞いております。

○委員長

単価は。森田課長。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

失礼いたしました。販売価格は、再来年度以降の話になるわけですが、おおむね2,000円程度で販売したいと計画を私のほうは持っております。

また、先ほどの1,800万円程度と申しましたから単純に1,000冊割りますと、18,000円ぐらいということでございます。

○委員長

森田課長。1,000冊印刷されて、1冊が約2,000円ってということで、平成22年から26年までの全体の費用が1,800万円ということですか。それでよろしいですか、森田課長。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

そのとおりでございます。

○加賀美委員

労務費なんかを入れると、1冊が18,000円もかけてつくった。それを2,000円で売ってということで、その辺ちょっとどうかなと思いつつ、やっぱりそういう10周年記念行事として、さぞかし立派なものができると思います。

じゃあ、わかりました。その次のところに、公開録画企画。これ、なんでも鑑定団が来るんですけど、これは、もちろん市民の皆さんについては無料で、そして公開されるんじゃないかと思うんですけど、そこらあたりに対して130万円の費用がどういうと



ころに使われるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

公開録画委託料の内訳でございますが、仰せのとおり新市誕生10周年を記念して、市民参加型の人気のあるテレビ番組「開運！なんでも鑑定団」の中のコーナーで、「出張！なんでも鑑定団」というコーナーで、これを本市に誘致しようとするものです。

内訳といたしましては、まず最初、出品者の募集と、及び入場者の募集、この2つがあるわけですが、印刷費が41万円、テレビスポット広告料が63万円、消耗品費が17万円、もろもろ手数料、食料費等でございます。

○加賀美委員

日本テレビのほうからは少し、会場貸してもらったということで、お金をもらうようなことはできないのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

テレビ局からは、こちら現地に来られる司会者、アシスタント等の旅費、賃金等、あとテレビ取材スタッフなどを無料で派遣いただくということでございます。

○加賀美委員

つまり、光市をPRしていただくのが光市の恩典だと、そういうことですね。わかりました。じゃあ、次のページをちょっとお願いいたします。217ページ。

先ほど、伊藤公のところまで10周年ちゅうことで、ひかりの水をばらまくと。もちろん、この費用はラベルだけのお金ですけども。6,000本もつくるちゅうことになると、そのペットボトル代でも、かなりかかっているんじゃないかと思うんですね。こりゃあ、水道局の持ち出しと見てよろしいですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

ひかりの水（伊藤公ラベル）製造事業について御説明いたします。

ひかりの水は、従前より水道局がペットボトルに備蓄用として製造されており、あわせて市の行事などにおいて、ひかりのおいしい水をPRされてこられております。今回、新市誕生10周年を記念して、水道局との共同企画により、このペットボトルのラベルを伊藤公のイメージのものとして、新市誕生10周年の記念行事などに水道局よりいただき、市民の皆様などに記念品として配付して、あわせて伊藤公のPRに努めようとするものでございます。

なお、本数は、今現在の計画では、先ほど6,000本程度と言いましたが、5,850本程度を予定しております。

○加賀美委員

ちょっと待って。先ほど6,000本とおっしゃったけど、5,800本程度っていうことで、

これは訂正ですね、森田課長。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

申しわけございません。先ほどは、全体の中で大まかな数字を申し上げまして、厳密な話をしますと、5,850本でございます。

○加賀美委員

わかりました。結局、水道局の残った残品の尻拭いをやると。そういう理解をしてもよろしいですね。出たお金は、やっぱり光市の税金から出たやつだと思うんですけど、そうして水道局でたくさんつくって、残ったものがあるから、それを使わせていただくと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

いえ、今回これは、伊藤公ラベルの水は、新たに来年度作成する予定としておりまして、皆様にはできたてのお水を配れると思います。

○加賀美委員

だったら、そのペットボトルの5,850本の費用と、それにかかる労務費を入れてちゃんと計算しないと、24万2,000円できるわけないと思うんですよね。ラベル費がそうであって、だから労務費がかかっているし、しかもそのペットボトル代なんかも購入しなくちゃならないと思うんですけど、そういう費用はどうなっているんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

私の御説明が悪かったかもわかりませんが、この企画は水道局との共同企画により、水道局が来年度作成しようとする備蓄用の水を、伊藤公のラベルに作成して提供しようというもので、ペットボトル及び水は水道局のものでございまして、市行事のたびに我々のほうにいただくこととしております。

○加賀美委員

いやいや、そういうことを言ってるんじゃないですよ。備蓄用として必要だから、水道局は用意しているわけだから。新たに今回は配りたいということになれば、新たに予算計上してやらんにゃおかしいと。

備蓄用として今の話じゃあ、水道局があったものを、それを使わせてもらうという考え方ではなくして、やっぱり……。

○委員長

加賀美委員、ここで暫時休憩いたします。水道局の関係としますので、暫時。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

それでは、ひかりの水（伊藤公ラベル）製造事業について、訂正と説明不足をおわびいたします。

今回のこの、ひかりの水（伊藤公ラベル）製造事業は、5,850本のペットボトルのラベルを印刷するための水道局委託するための経費でございます。水道局は毎年6,000本以上製造されているようで、その経費はおおむね78万2,000円と聞いております。

今回、当方より24万2,000円の支出をして、差額は水道局が持たれております。水道局も市政10周年のPRに向けて、共同で取り組むということでございます。

○加賀美委員

だから、いわゆる全体としてどのくらいの費用がかかったかちゅうのを掌握しとかんにゃいかんっていうことですね、10周年事業として。

いいですか。今、水道局は水道まつりのために300本つくとした。備蓄用にプラスしてね。300本つくる、それが今までの向こうの予算だったわけですね。今回は5,850本ほど伊藤公に持っていくちゅうんで、つくるわけですいいね。そのつくった費用を、いいですか、備蓄用のものを持ってきちゃいけんわけです、備蓄用は要るんだから。

ほいで、水道まつりで300本しか、300本か500本でもいいでしょう。そりゃ、今まで出しよったんですからね。基本的には、そのほかに5,850本を向こうがつくって、ラベルをこっち側と張って出すということだから、それに対して5,850本の費用はどのくらいかかるんかちゅうて、今、聞いてみたんですね。

それを、いや、この10周年にやることによって、5,850本やることによって、このくらいの費用がかかったちゅうことぐらい押さえておかないと、それは水道局の費用でやったんだからって言ったって、実際はその費用は出てるわけですからね、ペットボトルの費用と、その労賃がね。

だから、そういうところをきちっと把握しておかないと。向こうがやってくれたんやから、こっちはラベル代だけ出しやあいと。それは、それでいいんですよ。ただ、全体として、どのくらいの費用がかかったんかという把握はやっぱりすべきじゃないかと、そういう見解です。

だから、10周年事業として、ペットボトル水を配ったちゅうんで、25万2,000円かかりましたで、済まんわけね。ペットボトル代の5,850本の費用と、恐らくそれをつくる労賃を入れて、このくらいの費用はかかりましたというような報告をするのが本当じゃないかと、そこを言いたかっただけです。以上です。

もう一つ、じゃあ次にちょっと。これ了解しましょう。

次に、市民ホールの、ちょっとお尋ねしたいんですが、市民ホールは昭和48年にできたんだと思いますよね。40年たつてると。

これ、耐震化の診断はやったんですかね、計画するようになってるんですかね、お尋ねします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

市民ホールにつきましては、耐震化の診断は実施しておりません。

○加賀美委員

これは何年たったら一応やる予定ですか。40年という年数をどういうふうに理解しておられるか、聞いてみたいのですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

おっしゃられるとおり、災害はいつ発生するかわからないもので、非常に危惧しているところがございますが、現在、文化施設につきましては、県、国からもそういう通達等が、今まだ届いていないと把握しております。

○加賀美委員

県からはそういう通達ができてないんで、光市として考慮してない。だから、今の施設で57年以前につくったものについては、家といえども耐震化をやってくべきだという方向出てると思うんですよね。ましてや、公共施設は40年たつてると。

この辺の耐震診断、をどういうふうに考えていくのか、ちょっと聞きたかったんでね。何も考えてないちゅうことでありゃ、それで結構です。

○委員長

加賀美委員。これは、またしっかりと捉えていただくっていうことでよろしいんですか。

○加賀美委員

いえいえ、考えてないということですから、もうそりゃしようがないですいね。

○委員長

いえ、今後。

○加賀美委員

今後、考えていくなら、また考えてほしいって言いますけどね。

考えてないちゅうことだったら、また次のときに、こういう施設について、どう考えていくかちゅうことをもう一回調べて、きちっとした上で御質問せんにゃいけんと思います。

○木村（則）委員

ただいまの市民ホール管理運営事業の中の、光の文化を高める会運営助成事業、217ページです。

毎年、光の文化を高める会の補助金を200万円、ことしは220万円ということですから

ども、私としては、こういった市民ホール等の文化事業により多くの予算をつけていただきたいというスタンスではあるものの、やはりちょっと中身や取り組みに関しては何点か不満もありまして、これまでもちょっと一般質問の中でも質問させていただきました。

一つは、文化を高める会の実施事業に対しては補助金を出しているわけですから、教育委員会としては一定の関与があってしかるべきだろうというふうに考えています。

そこで、例えば、今年度の催しは、夏季大学講座のほかに、物まねのコロッケさんとかが催しを企画されているわけですが、こういった企画の内容に対しては教育委員会って言うのは言ってる、話し合いといいますか、関与というのはないのでしょうか。

#### ○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

光の文化を高める会の補助金についてのお問い合わせでございますが、市民ホールの中に事務局がございまして、当方としても常日ごろから、この会の運営に対しては指導をしているところでございます。

具体的に費用対効果とか、そういったことまで含んだことの協議をしたことはございませんが、当然補助金を出している団体でございますので、スムーズな経理がなされ、市民の文化の向上に資するかの観点からは常に確認をしておるところでございます。

#### ○木村（則）委員

わかりました。決して、コロッケが悪いというわけではないのですが、毎年の催し、これ本当に光市民が望んでいる催しであるかどうかというの、私にはちょっと見えてこないといいますかね、意思が見えないんですよ。意図といいますかね。

それにかかわらずなんですが、大体想像はつくんです。どっか上のほうからプロモーターがやってきて、ことしはこれやりませんか、来年これやりませんか。それに乗っかっているのではないかなというふうには思っております、やはり例えば、市民からアンケートをとるとか、光市民のあのホール、あるいは小ホールの中で、光市民に向けてこういう文化や芸術を見せたいと。

そりゃ、光文化協会というところが、一方で、そのあたりも担ってこようかと思えますけれども、そのことと、どうしても補助金を毎年一定程度出している関係で、それらが結局、赤字の補填に全部回っているような実態もあるわけですね。

そういったことを、ちょっとまた今後ぜひ改善を求めていきたいと思っておりますので、きょうはこの程度におさめさせていただきたいと思っております。

#### ○磯部委員

予算書の213ページ、10周年記念のものでもあるんですけども、伝統文化、一番下から2番目ですけど、伝統文化芸能祭出演者金56万円。

この11月1日にある市内の伝統的な、そういう文化的なものを公演するっていうのは非常にすばらしいことだと思うんですけども、どういうものが、催しがあるのかなあっていうような感じを、アバウトで結構ですけども、お教えいただきたいと思っております。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員御承知のとおり、国では昨年11月1日から、この日を古典の日と定めまして、普及啓発のため、行事の実施とか学習機会の整備などに努めることとしております。

本市においては、新市誕生10周年を記念いたしまして、旧光市と旧大和町に息づく伝統文化を市民の皆さんにごらんいただきながら理解を深めて、かつ親しんでいただくとともに、各種団体の保存と継承に努めたいという目的をもって開催するものでございます。

具体的には、市民ホールにおいて、指定文化財となっております島田人形浄瑠璃芝居や周防猿まわし、あと大和地区からは石城太鼓など、これらを一堂に会し、合併して一体となった催しを開催するというところでございます。

○磯部委員

市民の皆さんも、そういう聞いたことあるけども、実際に見たことがないって方もたくさんいらっしゃると思いますので、どうぞ多くの方に、この古典の日になんて、伝統的な文化を周知していただけるように充実することを心から願います。

続いて図書館のほうなんですけれども、219ページ本館に13人、大和分室に2名というふうに、全部で15名ということですね。

正職の方、嘱託の方、臨時の方、それぞれ先ほど言われましたけれども、その人員の中で司書資格を持った方っていうのは、どれぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○末岡図書館長

図書館司書の有資格者の人数についての御質問でございますが、正職員では6名中4名が有資格者でございますが、現在そのうちの1名は育児休業中になっております。そのかわり、代替職員の臨時職員は司書資格を持った者になっておりますが、それはまた後、申し上げますが、嘱託職員が2名中2名が有資格者でございます。臨時職員は本館が4名、大和分室の2名、計6名ですが、このうち本館は1名が有資格者でございます。この方は先ほど申し上げましたように、育児休業中の職員の代替職員でございます。それから、パート職員は本館2名おまして、そのうち1名が有資格者でございます。

したがって、全職員は15名ですが、そのうち7名が有資格者となっております。

○磯部委員

わかりました。非常に司書の免許を持った方っていうのは、ある意味すばらしい本もたくさん読んでらっしゃいますし、いろんなジャンルのことも御存じですし、ネットワークもあります。お客様が来られて、いろんなアドバイスもしてくださる方だと思いますので、いろんな意味で司書の数を今後ふやしていただきたいなというふうなことを要望しておきたいと思っております。

そしてもう一点、25年度にも少しお話をしたと思うんですけども、今年度、26年度にどのような工夫があるのかなというふうなことをちょっとお聞きしたいんですが、公民館への各10万円ずつの図書費の補助というものがあつたと思っております。やはり管理とか、

そのあたりをきちんとしてるとこ、いろんなところで一律10万円というのはどうなのかという御指摘をさせていただきました。

今年度、新しい26年度に向けて、どのような工夫をなさっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

#### ○末岡図書館長

公民館への配本用の予算は約80万円を持ってありますが、一律10万円というわけじゃなくて、公民館12館ございますが、今、牛島公民館には配本をやめております。それから、大和公民館には大和分室がありますので、ここも行っておりません。そのほか、大きな主要公民館につきましては、1館10万円を配分しております、少し小さな伊保木公民館、中島田公民館、塩田公民館、東荷公民館、この公民館4館には約5万円、本の値段がぴったしにはなりませんけど、5万円ずつ配分しているんですけど、この選び方につきましては、市内の2つの書店を通じて児童図書を中心に展示会を開いておまして、2日間にわたって開いておまして、そこにそれぞれの公民館の図書の担当者にお越しただいて、選書を図書館の司書と一緒にしているというような状況では、そういったことではやっているんですけど、各公民館の図書の扱い、整理等がまちまちでございまして、大変頭を痛めております。

昨年以來、公民館の図書、昭和45年あたりぐらいから古いのがありまして、これを2年ぐらいかけて全部、ちょうどこの3月でほぼ整理が終わったところなんですけど、約半数ぐらいが不明本になっていたりというようなことがありますので、これは地域づくり推進課とも協議しながら、また公民館長会議や主事会議がございまして、今後の公民館図書のあり方をどうしていくのか、少しじっくり協議をして方向性を見出していきたいと思っております。

公民館図書を管理運営していきたいという公民館もあれば、もう要らないから図書館のほうで全部管理してほしいというような意見も聞くようなこともございまして、少し時間をかけて、この対応をしてまいりたいと考えております。

#### ○磯部委員

学校図書館、各公民館いろんなところで貴重な本、本当に子供たちは、この本との出会いで、随分いろんな意味で成長をしていくプロセスの中で大切なものだと思っておりますので、公民館、その地域の拠点になるところでもありますので、ある意味、できないからこれはなしとか、そういうんじゃなくて、やはりそこでも地域でも、とても本の好きな方もたくさんいらっしゃいます。自発的なそういう団体、いろんなことも協議しながら、広く子供たちが地域の身近なところで本が手にとれるような、そういう環境を意識の醸成といいますか、公民館だけをお願いするということではなくて、地域でやはりできるようなお金の使い方にしていただきたい。今おっしゃったら、選書は非常に細やかになさっていると聞きましたので、せっかくの御苦勞を、行き届く形で十分検討していただきたいということをお願いしておきます。

○森戸委員

215ページ。先ほどの光市の歴史文化編さん委託料について、ちょっとお尋ねをいたしますが、先ほど売価が2,000円というようなことがありましたが、その売価ってというのはどういうふうに出されたんですか。出されたというのは、この2,000円というのは適正かどうかという、その辺をどう決めたのかなと思ひまして。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

来年度印刷するので、まだ完成本ができておりませんが、もし販売するのであれば2,000円程度、ほかの市史町史と、ほかの刊行物等を比べて、この程度かなという想定をしておるといってございませう。

○森重副市長

先ほど予算の歳出のところでも、森田課長のほうから説明をさせていただきましたとおり、委託料の内訳として印刷費を約200万円と見積もっております。現在印刷を約1,000部想定をしておりますので、その印刷費相当額につきまして、購入の方から御負担をいただくという考えでございませう。なお、総費用約1,800万円程度かかっておりますが、これはやはり行政として光市の文化を掘り起こし、整理をさせていただくために税金を投入させていただくということで御理解を賜ればと思ひます。

○森戸委員

その下の、下の下かな。全国史跡整備市町村協議会負担金、金額4万円、これは何をするものですかね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

この協議会、全国史跡整備市町村協議会負担金でございませうが、全国の市町の約526団体が25年度現在、加入しております。史跡等の整備に関して、調査研究とか具体的な方策、保存活用に関するなど、国への陳情や史跡整備の情報提供などを受けているところでございます。

○森戸委員

これは必要なんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

本市におきましても、国指定の史跡、石城山神籠石が所在しておりますし、古代山城サミット等へも参加を積極的に行っているところで、やはり自治体間の連絡及び調査研究等必要かと考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。



それと下のほうで、伊藤公資料館管理運営事業について、1点だけお尋ねいたします。

この施設は、収入という点でいうと市民ホールについて2,000万円ぐらい程度、収入が入りますけれども、ここは指定管理にするとかそういったことの検討はされたことはあるんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

伊藤公資料館の入館料211万7,000円でございます。

それと、指定管理についての可否でございますが、御存じのとおり、本伊藤公資料館は、初代内閣総理大臣伊藤博文の資料収集、調査研究を行っております。合わせて、展示等で市民への啓発活動等も行っているところでございます。

指定管理につきましては検討してはおりますが、専門的知識を有する、指定管理者がなかなか見つかっていない。本市としても、大変この館には力を入れたいと思っており、現在まだ指定管理を行っていないところでございます。

○森戸委員

わかりました。またちょっと、また突っ込んでいろいろ調べてはみたいと思いますので、元指定管理で民間の活力を活用したほうが、資料の編纂とかは別として、集客とかそういった点では、PRも含めてそちらのほうがよろしいんではないかと思っておりますので、どちらがいいかはっきりわかりませんが、もっともっと工夫できる余地があるかと思っておりますので、引き続き検討を続けていただきたいなと思っております。

それと221ページ、人権の中段にある教育集会所管理事業についてお尋ねをいたします。この教育集会所の設置の目的はなんでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

教育集会所の設置目的でございますが、これは光市教育集会所設置条例がございまして、第1条に人権教育施策の趣旨に基づき、集会所事業を行い、もって人件費教育の推進を図るためとの定めがございます。

○森戸委員

そうですね。人権施策を推進するためですね。

この利用状況でその目的に合致したことが行われているのかどうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

教育集会所でございますが、現在、先ほど言いました設置条例の設置目的に沿いまして、ヨガ教室やコーラス、日舞、卓球教室など、教養講座など社会教育活動等を行っております。また地域の自治会の集会等でも御利用になっており、これらの方々の交流の拠点ともなっており、集会所事業の趣旨に沿ったものと認識しております。

○森戸委員

だから、人権を推進するとかそういう目的での利用は、今言われた利用のどのくらいなんですか。集会所事業であれば、それとはまた別個のものだと思うんですけど。それは単なる自治会の集会所でも構わないんじゃないかと思うんですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

教育集会所で行われる集会とか各教室についてでございますが、当然、集会所の近くの市民の方に多く利用いただいておりますが、市内各所からお集まりいただいて教室等参加いただいております。各地域、市民同士の交流など、これも教育集会所事業の一つであると認識しております。

○森戸委員

それはもちろんわかるんですけど、そもそもが、この設置された目的というのが、目的とここの人権の人権教育に予算項目があることの意味ですよ。からすると、かなりもうずれてきてるのではないかと私は思っております。昭和50年代にこの5施設ですか、5施設が建設をされております。当然、同和対策でつくられたものでありますから、その同和対策自体は平成13年に事業が終了して一般の対策となりました。利用頻度を見ていくと、虹川で利用者数が70人、三輪で345人と。あとの昭和会館でいうと2,800、汐浜で1,300、若竹で8,200というふうな利用になっています。

一般対策となって、現状で見ると人権の向上という側面から見るとちょっと違ってきているのかなというふうに思います。

利用頻度の少ない集会所については、特に虹川とか三輪ですけども、地域に同種の施設がかなりあります。三輪であれば公民館も非常に近いと。老朽化も、老朽化というか、昭和55年ですかね、三輪であれば。そういうふうな状況ですから、こういった部分も、例えば自治会の利用がほとんどであるということであれば自治会へ払い下げをするなり、できるかどうかわかりませんが、近隣施設へその機能を統合を進めていって、維持管理費の削減を進めていく必要があると私は思います。そういうのを見るために公共施設白書が出てきたと思いますが、そういった部分のお考えというのはございますでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

市内5カ所の集会所のうち、使用頻度の低い2つの集会所と捉えさせていただきます。使用頻度の低い集会所ですが、今後どのような施設のあり方がふさわしいのか、地元と関係者の方などに御意見を伺いながら、また、県や他市町村にも同様な施設がございますので、そのような状況を踏まえながら最善の策はどうかというのを現在検討しております。

施設の維持管理費の削減というのは大きな課題であり、今後どのようなあり方を選ぶのか、関係者と協議もしたいと思いますので検討させていただけたらと思います。

○森戸委員

了解をいたしました。

そうですね、先ほども申し上げましたけど、公共施設白書が出て、さっきお勤労者の清書そこですね、清山のところの部分も含めて、こういったところから切り込んでいかないと、統廃合といいますか、施設の統廃合進んでいかないとしますので、ぜひ今までの利用も含めて、もう少し利用頻度も含めて精査をしていただきたいなと思います。話し合いも含めて進めて、維持管理コストの削減を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○森重委員

図書館ですけれども、申請10周年記念で図書館サイドとしては図書館まつりということで1万円、予算額少ないですけども、どのようなことをされるのかまず1点お伺いをいたします。

#### ○末岡図書館長

それでは、図書館まつりの概要についてお答えをいたします。

新規事業となります図書館まつりにつきましては、今おおせのとおり、光市新市誕生10周年を記念いたしまして、図書館ボランティア団体などで結成する予定の、実行委員会形式によりまして、読書週間、これが10月27日から11月の9日まででございますが、そのうちの11月の8日の土曜日に図書館の本館を会場として開催する予定でございます。

祭りの主な内容、行事の内容でございますが、お話会やブックリサイクル、ボランティア活動の紹介パネル展、しおり等手作り体験コーナーや手袋人形などの布の小物バザーやおすすめ本の展示コーナーなどの実施を想定しておりまして、このお祭りを通じて図書館の活動を広くPRして、図書館の活性化につなげていくことを主な目的といたしております。

先ほども申し上げましたが、予算面では消耗品等必要経費を計上予算の範囲内で対応することとしておりまして、約1万円程度と見込んでおります。

それから、この事業につきましては単年度で終わることなく、次年度以降も継続して行ってまいりたいと考えているところでございます。他の館の祭りの視察も、現在してきているところでございます。また、ボランティアさんも、きょうも会議を開催していただいております。ぜひ、成功に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

#### ○森重委員

予算は少ないですけども、やはり次への展開をさせていくという明確な目標をお持ちですから、ぜひとも、たくさんのボランティアさんもまた頑張っておられるところですので、次に重ねて一つの機会にして、図書館運営、また活動が今後盛んになってきますように期待をしたいと思います。

それともう一点ですけども、ページ数は219ページの、下段の図書館運営事業の図書館協議会委員報酬のところですけども、この協議会を設置されまして、そのことについてちょっと詳しくお聞きしたいと思います。メンバー構成、そしてこの協議会を設置した

ことによって図書館運営が、運営上向上した点、そのあたりをちょっとお聞かせください。

#### ○末岡図書館長

図書館協議会につきましては、条例設置をするときにもどのようなものかという御説明はしてきておりますが、現在ちょうど1期目、2年が終わろうとしています。

会議は、平成24年度から年に2回開催しております、その会議の内容につきましては、図書館のホームページでも御報告をさせていただいております。

メンバー構成につきましては、学識経験者が3名です。もと県立大学の講師、あるいはもとの光市館長、現在の地方史研究会の会長さん。それから、学校関係者につきましては、小学、中学校の校長会からそれぞれ代表を1名ずつ選任しております。それから社会福祉の関係、これは保育協会の保育士部会の会長さん。それから図書館ボランティア団体代表として、エブパネの代表者、それから一般公募の方が1名と、計8名でございます。

学校関係者につきましては、報酬がいないということで6名の予算になっておりますが、会議につきましては初年度は、この協議会をなんで設置したかということから始めまして、1年間の活動計画についてお諮りをして問題点等や、これからやっていかなければいけないこと等を協議していったところで、それから2回目の、2月に開催したときには、1年間を振り返っての活動報告と、それから新年度活動計画について協議をさせていただいたところです。

そうした中で、かねてからの宿題でありました図書館の環境整備のこと等も協議をさせていただいております。裏庭の活用等のことについても、議題にも上がってまいりました。

25年度、本年度につきましても大体同じようなことでありますが、この2年間で図書館まつりをやったらどうかという、活性化に向けての御提言もあったところがございます。それからまた、移動図書館について検討してみるべきではないとか、さまざまな御意見もいただいておりますし、日ごろの運営のことにつきましても、こちらから図書館統計の分析データを出しまして、こういう状況になっているという御報告もしながら、もう少しこのようなことをやったらどうだろうか、例えば学校との協力関係を、もう少し図っていったらどうかとか、いろんな意見が出てまいりして、それを少しずつ館内の職員会議の中で、検討しながら、できることを少しずつやっていこうということで、この2年間は協議会の皆さん、大変積極的な御意見をいただいております、私たちのほうも助かっていますが、活動運営に生かしていくことができたと思っております。

#### ○森重委員

やはり、今いろいろお聞きいたしましたけれども、やはり光図書館の、やっぱり図書館運営を協議する場ということは、やっぱりこういう場があるというのはとても大変なことですし、全体感をやはり、図書館の全体感に対して、有識者含めて、さまざま6名の方ですけども、計画を持ち、また反省し、次の課題を論議していくという場がある

ということは素晴らしいことだというふうに思いますので、この協議会をぜひ、私は最初からこれを高く評価してるんですけども、どこのやはり運営でありまして、こういう第三者的な、外からそういうものをしっかり見ていく、そしてやっぱり進めていくという、そういう姿勢は非常に大切だと思いますので、今後ともしっかりこの場でいろんな意見を出されて、また協議して、よりよい図書館を築いていただきますように、ぜひ要望したいと思います。

○加賀美委員

先ほど、ひかりの水の件について、なかなか御理解をいただけなかったんですが、基本的に、これからまた10周年協議の総括を出すときがくると思うんです、これだけの費用がかかったと。

ここを言うときに、光の水が25万2,000円しかからなかったというような報告じゃおかしいんだと。そのほかにもよそのところを入れて、ペットボトル代の実費として加えたもので、こんだけになったちゅう報告をしていかないと。

先の歴史のあれもそうですけれども、委託料は除いて、実際出た分だけ、予算で出た分だけちゅう形で出したんじゃおかしいと。そういう意味で、最終的な総括を出すときには、全体として、その事業としてどんだけ全体でかかったちゅうことを出すためにも、やっぱり費用としてきちっとして把握しておかなければならないと思うんです。そういう点を気を付けて、今後、10周年の総括等をしていただくことを要望しておきたいと思います。

説 明： 礪山体育課長 ～別紙説明書のとおり

説 明： 呉橋学校給食センター所長 ～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○加賀美委員

227ページ、学校給食センターです。

上水道加入金が207万円出てるんだけど、これどういうことかちょっと、わかれば教えていただきたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

給食センターへ引き込む上水道のパイプの経は100mmを予定しております。その100mm管を引き込むための加入金ということでございます。

○加賀美委員

これは公共事業やからやっぱり必要なんですか。公共事業だから必要ないと思ったん

だけど、その辺は。

○呉橋学校給食センター所長

水道局のほうで確認をいたしまして、例外なく必要という話を聞いております。

○加賀美委員

公営企業やから払うということですね。わかりました。

もう一つ。次は太陽光発電装置を今度付けるちゅうことで、1,800万円台の投資になるんですけども、これをやることによって自家消費ができるのかどうか、それで売電もできるかどうか、ここらあたりの予測計算はどういうふうになってるか、お尋ねしてみたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

太陽光発電装置を設置する目的から話させていただきますと、電気料金の経費節減という目的も確かにございますが、給食センターは大量の電気を使用いたしまして、大変な環境負荷をかけます。それを少しでも軽減しよう、環境への配慮が必要と考えまして太陽光発電の設置を決めたところであります。

また、委員御承知のように環境基本計画の中にあります、太陽光発電を地域全体に拡大させることを目的とした光ソーラーシティプロジェクト、この一環としての設置でもございます。

それと、先ほどの予算の説明でさせていただきましたように、補助金を受けてということをお話ししました。1,200万円の補助金があると話しましたが、売電をするとこの補助金は受け取れません。さらに、売電ということになると合併特例債も活用することができませんので、売電ではなくて自家消費のみということにさせていただきます。

また、給食センターは大量の電気を消費いたしますので30kwの電気を発電しても、全て消費に回せるというところでございます。

○加賀美委員

合併特例債があるので売電はできないと。学校のように、1,450万円ほど収入があったようですけれども、それはないということで。じゃあ、今のお話では30kwで、電力が全部賄えるということですか。ちょっと今聞きそびれたんですけども。電気料は賄えると。それとも、大体どのくらい電気料がかかるんですか、この30kwに対して。

○呉橋学校給食センター所長

30kwの発電であれば、新センターの電気の消費量に対する太陽光発電の発電量は20分の1ぐらいになるろうかと思っております。それでkw当たりの、例えば単価を13円と想定すると、年間42万7,000円程度の電気代が削減できると計算しております。

○加賀美委員

ほんの一部ちゅうことですね。なかなか損益分岐点を求めることはできないと。

ただ、先ほどおっしゃたように、目的が一つあるんだということで設置したということで理解しておきたいと思います。わかりました。

○木村（則）委員

ただいまのその太陽光発電装置の設置工事なんですけれども、今、住宅用であればkw当たりかなり安くなって四、五十万円程度が一般的だろうと思います。それに対して、今k100万円という、これはあくまでも予算ですけども、この設置業者の選定にあたっては、どういう形をとるのかを確認しておきたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

入札になると考えております。

○木村（則）委員

わかりました。住宅用と違って、架台等が別途必要となってくるがために、今幾らか多めの予算をとっているのかなという予想もするわけですけども、架台あたりも、ここ数年で随分コストが下がっております。

したがって、この入札をするに当たっては、予定価格の設定をもう一度精査していただきたいなというふうに考えますので、お願いいたします。

それともう一点、229ページ。これも学校給食センターなんですけど、学校給食調理等業務委託料5,700万円ですが、これの業者の選定の方法についてお尋ねをしてみたいと思います。

○呉橋学校給食センター所長

業者の選定につきましては、給食調理という特殊な業務でございまして、業者の考え方、これによっては給食のできばえが大きく変わる可能性がございまして、プロポーザルという方法で考えております。現在、そのプロポーザルのための準備を進めておるところでございまして。

○木村（則）委員

わかりました。以上です。

○森戸委員

225ページのスポーツのほうでお尋ねをいたします。

総合体育館光スポーツ公園、大和総合運動公園の指定管理について、お尋ねをいたします。

昨年の決算の審議のときに、総合体育館について利用者の増加が図られていないと。勤労者体育センターは増加しているのに、毎年。総合体育館については利用者の増加が図られていないと。利用者増に向けて協議をするという回答を所管はしておられます。

どのような協議が行われたのか、また利用者の数以外の評価、利用者数でしか評価がしにくい面がございますので、利用者数以外の評価を検討してほしいという要請の指摘をいたしました。

その点について、どのようになったのかお知らせください。

○礪山体育課長

総合体育館の利用者数については、人口の減少や利用者の小グループ化などの要素が影響していると思います。

利用者の増加に向けての協議でございますが、適正な指定管理とともに利用者数をふやしていきたいということで、新年度から指定管理も新たに始まりますので、どういうものをやるか、どうやって増やすかというところで協議をいたしました。

具体的には、体育行事とスポーツ振興会と協力して実施する行事もありますが、光市スポーツ振興会の自主事業で生涯スポーツの推進に向けまして、新たな新規事業として高齢者向けのいきいき教室や、子供に対しては苦手の克服のスポーツ塾、それから、チャレンジウォークを実施し、ウォーキング人口のさらなる増加を図り、利用者増に向けて頑張っていこうという話し合いをいたしました。

○委員長

森戸委員、よろしいですか。

○森戸委員

2点、お尋ねしていたと思いますが。

○礪山体育課長

委員お尋ねの、利用者数以外の指標と申しますか、これはなかなか、どういうもので評価をするのかというところが難しいところがあります。現在、利用者数を指標として、それを目安にふやしたいとか、増減を比較しております。評価については、指定管理に基づく、モニタリングや報告、アンケート調査の報告、年度末には実績報告を受けます。利用者以外の評価の指標について、何があるかというのは、まだ研究しているところがございます。

○森戸委員

利用者増に向けて協議はしたということなんですが、まずどこからいこうか。

一つは、費用対効果という方法で類似施設と比較をしていくという方法があるかどうかと思うんですが、いかがですか。

○礪山体育課長

類似施設との比較について総合体育館、光スポーツ公園、大和総合運動公園とどこを類似するかというところは、なかなか難しいところがあります。どこと比較するかとい



うのを、御意見を承りまして研究してみたいと考えております。

○森戸委員

研究するんじゃないなくて、公共施設白書とかは見られましたかね。費用対効果自体出ているんですけどね。なんといいですか。費用対効果の計算式っていうのは非常に簡単で、コストから収入引いて、利用者人数で割るだけなんです。市内の施設を比較していくとすぐ出てくる話で、総合体育館、総合運動公園、スポーツ公園というのは非常に費用対効果が少ない施設なんです。それは御存じないですか。

○礪山体育課長

老朽化した施設なので費用はかかっておるという認識は持っております。

○森戸委員

ぜひ、数字として出ているものですから、最低限その程度のものは把握をして、常に指定管理者に対して、こういう数字が出てますよということは常にやらなければならないと思います。私はそれが仕事だと思いますので、ぜひ、その程度はやっていただきたいと思います。

それと、利用料金制ですね、指定管理者。これは一つポイントかなと思うんですが、そのお考え。要は指定管理者が頑張った分だけ見入りがないとやりませんから。その辺の部分がないと、もっともっと集客をしていかないんじゃないかと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○礪山体育課長

利用料金制については、メリットとデメリット、施設によってどちらがいいのかは、研究していく必要があると考えております。収益も大事ですが、集客を目的として催しものをやればいいというだけではなくて、低料金で多くの方に利用していただけることも重要でありますので、今後の研究課題であるという認識を持っています。

○森戸委員

その辺のところも、満足度があるのであれば、満足度がどのくらい満足してるのかという部分が知らせてほしいんです。じゃないと、比較のしようがないですよ。

○礪山体育課長

満足度であります、主観的なものがあると思いますので難しいところがありますが、施設に対する満足度っていいですか、それはまず基本であると思います。

また、利用者に対する応対等のサービスについてはやっぱり満足度を高める上での大事な要素だというふうに思っております。

○森戸委員

わかりました。スポーツ関係の施設は年間2億円程度ですか、維持管理コストかかっていますので、ぜひ今の利用料金制、費用対効果、ここ自体は指定管理者に競争がありません。これ何度も指摘をしておりますが、それにとって代わるものの育成も必要だと思いますが、その競争がないから安穩とするようなことになろうかと思っておりますので、ぜひ競争ができるような環境をつくることと、そういったこれだけのデータでもって、指定管理者に対して、これだけしかなくてませんよということを申し上げていただきたいと思います。次に移ります。

225ページの学校給食センターについて、お尋ねをいたします。

全般についてお尋ねをするのですが、まず4月から消費税が上がります。それに対して給食費、その辺はどうなのか。値上げになるのか。その辺のところをお知らせください。

#### ○呉橋学校給食センター所長

給食費につきましては、公会計ではございませんが説明をさせていただきます。

給食用の食材につきましても、消費税が課税されております。消費税が5%から8%に改定されますと、現在の給食レベルを維持しようとするれば約650万円の財源不足となってしまいます。それをカバーするために、3%の値上げを決定させていただきました。

これは、市の会計をとおさない、会計と話をさせていただいたと思うんですが、光市学校給食会という任意の団体に給食費が振り込まれまして、ここで運営しているということでございます。そして、この光市学校給食会の臨時総会を2月に開きまして、3%の消費税アップ分の値上げを議決していただいたところであります。

ちなみに、小学校が現在240円を246円へ。そして中学校が280円を288円へ値上げをさせていただきました。これは消費税分ということでございます。

#### ○森戸委員

他市の動向っていうのはどんな感じなんですか。

#### ○呉橋学校給食センター所長

他市の動向でございますが、この4月ということではなく、時期に若干のずれはありますけど、ほぼ全自治体が値上げについて考えております。ただ、萩と岩国、これについては直近に値上げしたということで、見送るようでした。

他の市町については値上げを今検討してる、考えてる。そして値上げ幅が10円から20円ぐらい。高いところは30円程度の値上げを予定しているそうでございます。

#### ○森戸委員

わかりました。上げ幅にしても650万円の財源不足になるということと、ほかのまちづくりと比べると、端数といいますか、ほかがそれにつれて10円とか20円とか30とか上げてるのに比べれば、非常にぎりぎりのところの判断であろうと思っておりますので、了解をいたしました。

それと、227ページの上から4行目に、賄い材料費というのがありますが、これは何

ですか。

○呉橋学校給食センター所長

賄い材料費でございますが、これは給食で調理をいたします食材については、2週間冷凍保存しなければいけないという法がございます、それに伴って2週間冷凍保存をするということです。食材毎、また窯毎の保存。そういうのが義務づけられておりますので、この費用ということでございます。

○森戸委員

了解しました。まかないを出すのかなと思って、違いましたのでよかったです。いや、それならよかったです。まかない出すのはおかしいなと思って思うんですが。

それと、給食センターができるわけですが、旧給食センターの運営経費、新給食センターの運営経費、比較をするとどうなるかをお知らせいただけたらと思います。

○呉橋学校給食センター所長

古い数字で申しわけないんですが、基本構想を平成23年につくっております。その平成23年度の予算と比較をいたしますと、平成23年度の管理運営に対する費用が、総額で1億5,254万9,000円。

それに対しまして新しいセンター、これを年間ベースでシュミレーションしてみますと、恐らく1億5,000万円を少し超えるぐらいかなと考えております。ほぼ同じぐらいの金額になります。

やはり、新しいセンターではパンはつくる、アレルギーは対応する、さらに炊飯も自家製とするということで、どうしてもほぼ同じ金額にはなるということは、御了解いただけたらと思います。

○森戸委員

衛生も含めて状況も良くなるであろうかと思っておりますので、了解をいたしました。

○木村（信）委員

225ページ、体育施設のどこなんですけども、光スポーツ公園、これ指定管理が1億1,930万円ですか。これの中には、たぶんスポーツ公園のアスレチックの施設も含まれておると考えてもよろしいでしょうか。

○礪山体育課長

アスレチックは建設所管といいますか、そちらのほうの予算でということ御理解していただけますか。現在あるものについて維持管理をしていくということでございます。

○木村（信）委員

建設所管ですか。建設所管ということでもいいのですが、指定管理の中であそこを体

育のほうで、指定管理の中で今運営されているということではありますが、あそこの場所は今後どういうふうに見えるかとかいうのは、体育課のほうでは何かお考えはあるんでしょうか。

○樺山体育課長

都市公園条例に基づく施設でございます、その管理運営を指定管理が受けているということでございます。公園を今後どう整備して、それをどうするかということによりまして、管理運営をするようになると思います。

○木村（信）委員

はい、了解しました。

それから、給食センターなんですけれど、227ページです。光市学校給食会補助金っていうところが、先ほどセンター長のほうから625万4,000円、これたぶん供用開始までのものだろうというふうには思うんですが、これは格差是正ということで、米飯の補助と、それからパンの包装費、これの補助だと思います。

これはもう全く、9月の供用開始からゼロというふうに考えてよろしいんですか。

○呉橋学校給食センター所長

炊飯は自家製としますので、この補助金はゼロ円になります。

○木村（信）委員

じゃあ、光市学校給食会補助金は、もうこの時点でなくなるというふうに考えてよろしいですか。

○呉橋学校給食センター所長

はい、そのとおりでございます。

○木村（信）委員

了解しました。

○四浦委員

体育のほうからお聞きしますが、私が聞き漏らしたかもわかりませんが、225ページに、体育活動推進事業の中に修繕料っていうのが入っていますが、屋内体育施設の、いわゆる照明が切れたときですね。これは、ここかなと思うんですが修繕料ですか。取りかえ、球の取りかえというか。

○樺山体育課長

この修繕料の中に、学校の体育館の電球の取りかえの修繕料も含まれております。

○四浦委員

照明の取りかえというのは、どういう基準でやられていますか。

○礪山体育課長

照明器具も高いところにございますことから、足場が必要になります。それで、卒業式とかそういう大事なセレモニーのときはすみやかに対応するように考えておりますが、なるべくまとまって費用を安く修繕をするように努めております。

○四浦委員

ついでにお尋ねしますが、なるべく費用を少なめにするということはこれはわからんことはないですね。どの程度の基準なんです。

○礪山体育課長

所管のほうでは3カ所切れたら、体育活動で支障が絶対あるということで、必ずやるようにしております。

○四浦委員

小さい体育館と、総合体育館のように非常にスケールの大きい体育館があって、3つという数がどうもうなづけないんですが、割合でいくとかいうことでもないんですね。

○礪山体育課長

今申し上げたのは、学校の体育館でございまして、主要体育館施設、総合体育館なりは指定管理者のほうで指定管理料の中で修繕をするということでございます。

○四浦委員

そうですか。2つに分けて聞かなきゃいけなかったんですね。学校の場合が前段で、今答弁いただいた学校の体育館。じゃあ指定管理者でやってる総合体育館だとか勤労体育センターだとかいうふうなところなどは、どういう基準で取りかえてるんです。

○礪山体育課長

指定管理者にかかる部分は、基本的には指定管理者の判断で、3つとまってからとかいうようなことはなく、速やかに保守、修繕をしているというふうに聞いております。

○四浦委員

指定管理者に対して、体育課としての指針といいますか、それは示してるんですか。

○礪山体育課長

基本協定、仕様書の中で指定管理者は利用者サイドに立って、照明が切れたら速やかに修繕するというふうに認識をしております。

○四浦委員

微妙な言い方をしました。認識をしている。こうなっているとかいう話ではなかったようですが。

もうちょっと踏み込んでお聞きしますが。光市に限らない、光市ではまだできてないことなんです、聞くところによると足場を組むなどというような費用のかかる球の取りかえというか、照明の取りかえというようなものが、もう古い形になってきているというふうにも聞いているんですが、その辺を他市の動向など調べておられますか。

○稚山体育課長

正確には、動向というのは調査してないんですが、委員言われるように、やはりLEDであるとか、費用がかからない、維持管理コストかからない照明器具がどのようなものがあるかということは研究しております。ただ、施設が古いので、それをどうするか、どちらがいいのか。今やるのかというところは、やはり検討していく、今研究途中のところでございます。

○四浦委員

ついでにお尋ねしましょう。

施設の比較的新しいところに、古いのはわかりますよ、LEDに取りかえても、その施設はおしまいにするというふうなことが近々やられたのでは、それこそ費用対効果よくないですから。しかし新しいところについては、そのLEDに切りかえるということがやられているかどうか。

それから、もう一つ。足場を組まない方法については、ちょっとさっきの答弁ではわかりませんでした。いかがですか。その他市の動向というのを調べておられますか。

○森重副市長

特に小中学校の体育館のうち、新しい施設につきましては、足場を組まなくてもいいように、昇降式の室内灯を設置をいたしまして、容易に球の取りかえができるような工夫をしているところではございますが、先ほど小学校費、中学校費で御説明を申し上げましたとおり、非構造部材のまた耐震の取り組みを文科省の指示によって進められておりますことから、このあたりにつきましてはもう少しその様子を見ながら、そのあり方についても適切な対応が求められているところでございます。

○四浦委員

前に進めようという意向は伝わってまいりましたので、次に給食費の件、まいります。

ことしの8月から新センター方式でやられるということなんです、9月か、失礼しました。8月までが旧ですか。ということのようですが、じゃあ新しいセンター方式で管理運営事業を進めていくというのも目の先になってきたわけではありますが、問題の栄養士ですね。以前は、一センター方式だと、県の栄養士の配置が確か2人だったと思い

ますけれども、これを努力をして、県との折衝になるんでしょうが、加配をという努力方法がこの委員会の議論だったと思いますが、示されたと思いますが、そこは今どうなってるんでしょう。

○呉橋学校給食センター所長

新しいセンターの加配については、要望しております。記憶で申しわけないですが、昨年8月ですか、教育長会議だったですか、その時に要望していただいております。また年末には加配希望申請というのを出してしております。

○四浦委員

年末には申請書として、文書で出しておられるということですね。

○呉橋学校給食センター所長

出しております。

○四浦委員

それから、気になるのは職業安定法に抵触するというので、この栄養士が調理現場に入って直接指導するなどということできないというのを気になるんですが、日程が押し迫ってきておりますから、改めてお尋ねしますが、そのところがやっぱりどのようにクリアをされるか、お尋ねします。

○呉橋学校給食センター所長

栄養士が調理員に指導できないということではありますが、栄養士が一人一人の調理員にそのたびに指導するよりも、責任者に対して話をします、そして責任者がその調理員に全体に周知徹底をさすほうが、より効果的ではないかと考えてます。

○四浦委員

調理現場に入って、指導したり援助するというのは一人一人の調理師に対してどうするというのではなくて、調理現場の状態というのをよく栄養士が見極めるという意味も含まれていると思うんです。ですから、栄養士がその調理現場に入れない状況があるのですか。

○呉橋学校給食センター所長

栄養士が入ることについては特に問題ないと考えております。当然、委託業者のほうから求めがあれば入るし、調理の様子を観察しながら、気が付いた点があれば責任者に話をすることは必要だと思います。

○四浦委員

念のためにお尋ねしますが、そういうことはもう既に今から計画を立てているという

ことで、今言われているわけですね。

○呉橋学校給食センター所長  
そのとおりでございます。

○四浦委員

それから、もう一つは全国的にも結構食中毒があちこちで起こっているということで、センター方式はその点で非常に気になるんですね。事故が起こったときに大型化するというふうなことから、その点で、食中毒防止について来たるべきセンター方式のときに、どれとどれを気を付けようとしているかということについてお尋ねします。

○呉橋学校給食センター所長

まず、食中毒の起こる原因というのがハード面とソフト面、この2種類があると思います。ハード面につきましては、汚染区域と非汚染区域を壁で仕切るであるとか、ドライ方式であるとか、そういうことを考えていますし、またソフト面につきましては、食中毒っていうのはハード面もさることながら、人の手とか人の意識によるものが非常に大きいものであります。そのために、先ほど他の委員さんから、調理業者の選定はどうするのかという質問がございました。そこで、プロポーザルという方式を考えると説明をいたしました。そのプロポーザルの中で採点の一つとして、衛生管理の徹底についてどのように考えているか、その辺について点数を配分しながら、衛生管理を徹底した業者の採用っていうのを考えております。

○四浦委員  
終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

さっき給食センターの件で1つ聞き漏らしたんですが、最後のくだりです。

私は、かねがね言いよりもように、いわゆる小センター方式や自校方式などと比べると、大センター方式は非常に大きなハンディを抱えてるというふうに思います。

そのハンディの中、いろいろあるんですが、やっぱり栄養士については極端な形、今までも議論してきてるから、皆さん記憶にあると思うんですが、光市に山大附属の小学校、中学校があります。ここが確か2人やったと思います。もう人数が、生徒数が断トツに違うのに、今の基準からいって、4,000食つくる大センター方式でたった2人しかいないというふうな状況は、どうしてもやっぱり、どう言いますか、ここを乗り越えにやいけんということで、県に加配を要請もしてると。会議でも伝えてるという構えは私は評価するんですが、ただ県のほうも、言うたからいうて、ほいほいとこうなるとも限らないということになるわけなんです。そこをちょっと予算の中にはそういうものが全く現



れてないんですけれども。

一応、決意としてお尋ねしたいんですが、以前の議論の中でも加配がない場合は、市独自でもやってできんことはない、というふうな、制度上。その予算を組めるかどうか、新年度の予算で組まれてない。9月からそうなるというふうなときに、補正でも組んで、栄養士の少なくとも現状維持くらいは果たしておかなきゃいけないのじゃないかなと私は思うんですけど、そのこのところはどう考えますか。

これは、所長に聞くのは無理があると思うんですけどいかがでございましょうか。

#### ○能美教育長

平成26年の9月から、これまでの2カ所を1カ所のセンターで運営することになりますが、栄養士の定数については、年度の途中ということもあり、これまで県教委へ実情を話した上で要望をしてきた結果、それに答えて、新年度の一年間は現状の定数が継続できると確認しています。

平成27年度以降については、これからさらに要望をしていきたいと思っています。万一、その要望にどうしても県教委が応えられないという状況になれば、そのときには関係部局といろいろな相談をしてみたいと思います。

#### ○四浦委員

わかりました。

### 討 論

#### ○四浦委員

一般会計の教育委員会所管分について、反対の立場で討論をしたいと思います。

先ほどは、消費税の問題も上乘せをされるということもありましたが、同時に私は学校現場については、いろんな努力が今されつつありますけども、基本的には議論で触れましたように、ボトムアップということよりはトップダウンの気配がいよいよ強い。もちろん、ひかりっ子サポーターとか、いろんな局面局面では努力をされているということはわかるんですが、もっともっと今生徒と向き合うために、子供たちと向き合うために、多忙化を解消してほしいというふうな点では、教育現場の意見をもっと吸収する形。少なくとも、市長局では市民アンケートを実施して、市民の満足度だとか重要度だとかいうふうな形を中枢する努力をしています。十分だとはいえませんが。

しかし、教育委員会が長いこと学校現場の先生方の苦労というものを、どういう状態にあるかということ吸収する努力がやっぱり足りない。アンケートの実施などももうぼちぼちやっていいんじゃないか、というふうな思いがいたします。

合わせて、今年度は節目で、特に学校給食センターという問題があります。9月から新センター方式になるということですが、やはり自校方式や小センター方式に比べると、食育の分野でも子育ての中心的な役割を果たすという点でも、学校教育の中でも大事な役割を果たすという、センター方式が一番建設費でも維持管理費でも安く済むようにやっぱり組み立てていったということは、非常に残念でならないということを、改めて強

調して反対討論とします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①光市スポーツ推進基本計画（案）について

説 明：穂山体育課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

2. 政策企画部

(1) 付託事件審査

①請願第1号 上関原発建設計画の中止と原発ゼロの日本の早期実現をめざす請願書

説 明：田嶋義介 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○中本委員

皆さん、おはようございます。

本会議に引き続き、今日の委員会で、提案者の請願に対する説明をお聞きをいたしました。

我々が3年前の大震災の後に、6月に意見書を全会一致で提出したということはもう御存じだというふうに思っております。

まず1つは、意見書の4項の中に、以上の改善が全面的に図られるまでの間、上関原子力発電所の計画等の凍結を求めるということで、我々は県・国に要望したということでございます。

今回は、中止ということのはっきり明言をされておりますが、そのあたりの意見書との整合性についてお聞きしたいと思います。

○田嶋参考人

3年前に光市議会は請願を受けて意見書を全会一致で可決されております。その意見書は凍結でございましたけれども、1項目から3項目までに原発から出る放射性廃棄物の処理の確立とかですね、そういう条件。それからさらに、原発の立地について、立地自治体だけではなくて、周辺自治体ですね、まあ恐らく被害を受けるであろう周辺自治体、光市も含んでのことだと思っております。そういうところの合意をもって計画が進むように法整備をしてほしいということ。

さらに、自然エネルギーの再生可能エネルギーですかね、そういうものが計画的に進むような措置をとってほしいということで、そういう3つの条件を挙げられて、こういうものが全面的に実現するまでは凍結をしてほしいという意見書でございました。

御質問は、意見書がある中で、なぜ凍結よりも中止なのかという御質問だと思うんですけども、光市、今、この3年間の変化でございましてけれども、民主党の前の政権は新增設をしないというふうに明言をしておりました。

しかし、今回の政府のエネルギー基本計画案は、先ほど申し上げましたように、新增設に道を開いております。

もう一つは中国電力の埋立許可、延長申請に対して、二井元知事は3・11で上関原発計画が不透明になり、それで公有水面埋立の前提となる土地利用計画も不透明になっているので不許可処分にするということを県議会で表明されました。

しかし、その後続かれた山本前知事、それから山本前知事の判断を先送りし村岡新知事も、まだ対応を明らかに——4月に中国電力が補足説明に対する回答を見て判断をするということで、まだ判断を明らかにされておられませんので、で、さらに3年前に比べて原発事故の悲惨さというものがより明確になってきたと思います。

3年前に中止を意見書で求められた周南市議会は、上関原発が新設されて核事故が起きれば、石油化学コンビナートが全面停止になるっていうことを理由に挙げておられました。

もし新設がされれば、光市でも同じことが起こるのではないかと懸念しております。だからこの段階で、凍結よりもさらに一歩進めて中止を求めるということには意義があるというふうに思っております。

#### ○中本委員

説明をいただきました。3・11の大震災から3年が経過をいたしましたことは、これはもう皆さんが知っておられる通りでありまして、当時、この大震災の状況を受けとめまして、光市民の生命と財産を守るためには、光市議会としては何をしなければならぬかということで、いろんな意見書が出て、その意見書を一本化しながら、全会が一致して、山口県と国に対して強く求めるという意見書を提出いたしました。

我々はこの意見書を重く受けとめ、非常に中身が濃い、厳しい意見書であるということで評価を得たというふうに思っております。

その意見書は、我々はまだそのまま継続している、県、国に出してもですね、そのような意見書は必ず生きているというような状況でありますので、そのことにつけ加えまして私の質問にさせていただきました。また、後ほど何かあれば質疑をさせていただきます。

#### ○田嶋参考人

私どももその3年前の意見書を評価してないわけではなくて、非常に厳しい条件をつけていらっしゃるということは私どもも受けとめてはおります。

ただその条件でございまして核廃棄物の処理の確立とかですね、それから立地自治体だ

けではない周辺自治体の同意もですね、合意も必要とすると。この上関で言えば、上関町だけの立地自治体というか、あるいは山口県と、この2つの合意でですね、立地が進むということに対して、周辺自治体も合意をとるようにする法整備をしてほしいと。それから自然エネルギーの拡大についてのきちんとした制度化みたいなことを求められているわけですね。そのうちの一部、安全基準を厳しくしてほしいということについては原子力規制委員会が新たな規制基準をつくったとか、それから、再生可能エネルギーについては固定買い取り制度ができたとか、そういうことは確かに実現しているわけですが、核廃棄物の処理の確立、これは全くできておりません。それから、立地自治体以外の周辺自治体ですね。特に30km圏内のことを言われていると思うのですが、そういうところの自治体の合意のもとに計画が進むと。そういうのを法令で定めてほしいというのが市議会の意見書でございましたけども、そういうことは全く立法化されておりません。そういうことを考えれば、今、改めてですね、請願をさせていただいて、ぜひ審議していただいて受けとめていただきたいというのが私どもの気持ちです。

#### ○中本委員

我々の当時の見解は、そういう状況でしたということは先ほど申し上げました。まあ提出者と我々は見解の相違もあるだろうというふうに思っております。まあこれでちょっと質疑を終わって、また後ほどあれば質疑したいと思います。

#### ○森重委員

本日はどうも。大変お世話になりましたありがとうございます。先ほど紹介議員からございましたように、開かれた議会改革の中でこれまでと同様の審査をしっかりともらいたいということで、今日のこの日を迎えておるわけでございますけども、その審査の大前提といたしまして、1つ押さえておきたいのは、今回のこの上関原発の建設計画中止に関するですね、同趣旨の意見書が前回出ており、また、その効力もまだ厳然としてそれも今残っておりますので、今回、このたびの請願を審査するに当たり、その内容の相違をしっかりと把握しておかないと、こちらの、このたびの請願の採択云々によっては、前に光市議会が全会一致でですね、非常に合議をした中で一つの意思表示として出しております意見書を否定するような結果になってまいりますので、この審議は非常に前回と今回の内容の相違、異なる部分というものが非常に重要になってまいりますので、そのあたりに対して質問をさせていただきたいと思います。

まず、今、1点ですね、流れからいきますと、前回の意見書で私どもが出しております1から3の先ほどの文言でございますけども、その後ですね、4番として続いております文言がございます。

それは本来の意見書では4番にですね、1、2、3の次に、「以上の改善が全面的に図られるまでの間、上関原子力発電所建設計画の凍結を求めること」ということがついておまして、この1から4の、この続文がセットで1つの意見書というふうになっております。そこを切り離すところの願意、そのあたりは今回、前回と今回の相違点とい

うふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○田嶋参考人

3年前の意見書についてはそういう条件がついているということは承知しております。それでも、この3年間の間に、①、②、③と掲げられましたことがですね、多くがほとんどがまあ実現してないわけですね。そういう中で政府のほうが新設も辞さないという方針を打ち出しているわけですから、ここで光市議会の市民の安全安心を守る立場からですね、この凍結というものをさらに強めてほしいというのが大きな第1点ですね。それからもう一つ、宛先が山口県知事宛てに意見書がなっております。

山口県知事が多分こういうことを国に対して要望してほしいというのが趣旨だと思うんですけども、私どもはこの山口県知事宛てだけではなくて政府、例えば法令等に明記するっていう、例えば立地市町村だけではなく原子力災害のリスクを抱える周辺市町村の合意をもって計画を遂行するに改めそれを法令等に明記することっていうふうに書いてあるっていうことは、政府が法令をつくるわけですから、そういう意味で政府あるいは衆参の国会、衆参両院ですね、そういうところに出してほしいと。

だから、3年前の意見書は確かに厳しい意見書だと思いますけれども、それが実現していないわけですね。それで新設っていう状況が生まれるということになりますので、私どもが思いますのは、これから原発が老朽化してきますから廃炉になる可能性の原発もたくさん出てくるというふうに思いますから、逆に言うと新設の可能性が高まるということも考えられますので、そこにこちら側の意思として中止というものを求めてほしいというのが私どもの気持ちです。

○森重委員

ありがとうございます。今の、4つがセットで1つの意見書であるということから、まあ私どももその当初、この1、2、3が大変厳しいものを市議会の総意として掲げまして、この3つの問題がこの3年間の間に解決を見るものではないというようなニュアンスの認識は持っているわけでございます。

けれどもやはり声を挙げていくと、市議会が3・11のあの悲惨な状態に対して感化しない、やはり議会としても声を挙げていくということで、そういう意見書、1、2、3、4を連ねて出しております。

そして、県知事宛てでございますが、県知事からこれは国のほうへさらに強くこの声を求めていただきたいということを含めてその願意を求めての県知事宛てというふうに捉えております。

結局、確認したかったのは、前回と今回の請願、また意見書に対して、1つのやはり内容に異なりがあると、やはり私どもは凍結というものを1、2、3に連ねて凍結という意思を出しております、今回の請願書に関しましては、これが中止であるということに一つの違いがあるということは今、確認させていただきました。

で、もう1点でございますけれども、次は、テーマについて伺いたいと思います。なぜこのようにこだわるかと言いますと、前回から、同趣旨の意見書を私ども光市が、も

う既に総意を掲げておりますので、その整合性というものが非常に問われるわけです。今回と前回のですね。で、その整合性が図られない限りにおいては、やはり前回の私どもが一致して出している意見書を否定することは、大きな問題ございますし、前回の意見書の中に、以前、あらゆる範囲のものを含めているというスタンスでおりますので。そういうことでしっかり違いについてはちょっと確認をさせていただきたいと思いません。審議に当たっては違いについてしっかり認識をしていきたいと思いません。

まずこのテーマについて何うのですけれども、「上関原発建設計画の中止」という文言と「原発ゼロの日本の早期実現を目指す」というこの2題は、並列で願意として並べてありまして、その願意というものがなかなか捉えにくいところがございます。

前回は上関原発単体に限って私どもは意見書を出しておりますけれども、今回「原発ゼロの日本」という、これが並びに並んでおりますので、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。難しい内容ですが、いわゆる上関原発の中止をもって原発ゼロの日本を目指すのか、原発ゼロの日本を目指すことから上関の中止を訴えているのか。それともこれは切り離せない一体のものなのか。その願意というものはどこにあるのかということをお聞かせ願えればと思いません。

#### ○田嶋参考人

今の御意見は3年前に減少してのものであってはならないと。このタイトルの「上関原発計画の中止」と「原発ゼロの日本の早期実現を目指す請願」というのは、何ていいますか、切り離せないものなのかというような御質問でございますけれども、この「原発ゼロの日本の早期実現を目指す請願」というものと「上関原発計画の中止」というものは、我々はセットだと考えているわけです。

その理由は、先ほどから出てます上関原発計画の問題につきましては、新設という、日本で唯一の新規立地の計画でございます。それでまだ原子炉の設置許可申請も出ていないものですね。そういう段階にあって33年間も先ほど申し上げましたように、町民が分断されてきていると、そういう中でさらに新設されれば光市民も大変なことになる、大変な不安を覚えることになるということで「中止」ということを申し上げたわけです。

もう一つ、「原発ゼロの日本の早期実現を目指す」のほうは、例えばこの3年間に、明らかになってきたことは原発のコストですね。要するに原発立地のための交付金の額とかですね、上関には70億円も入っているんですね。あと中国電力からの寄附金が24億円ということで94億円という数字が出ているわけです。70億円も出ているわけですね。そういうものが全国にあるわけです。

それから、核燃料サイクルの再処理の費用とかそういうものは明らかになってきて、原発のコストは火力とか水力発電よりも高いということがわかってきました。

それから原発、3年前の意見書が採択されたのは3・11の3カ月後ですね、6月のことですね。で、原発災害についても、今のような汚染水があふれてくるとか、そういう事情も定かではなかったわけですね。それから、全員帰還も断念せざるを得ないような状況、政府が断念せざるを得ないような状況になっているとか、そういう悲惨さみたいなもの、あるいは40年かかるとかですね廃炉に、福島原発のですね。それから費用も政

府の試算だけで11兆かかるとかですね。民間によっては54兆円もかかるとかっていうのも出てきているわけですね。

そういう被害の甚大さが、この3年間の中に明らかになってきている。それで、我々の「原発ゼロの日本の早期実現を目指す」というのは、例えば、今、再稼働申請中の伊方原発の再稼働が申請されているわけです、3号機ですね。ところが伊方の原発の沖には6kmから8kmのところに、日本の最大の断層帯である中央構造線が走っているのですね。今朝地震がございましたけども、あの伊予灘の地震がですね、中央構造線の地震とですね、どう関連があるのかなってというのは非常に知りたいということなんでございますけれども、そこが連動するっていうことになればですね、6kmから8kmですから、地震のたて揺れと、横揺れがですね、6kmから8kmだと、物を壊すたて揺れでまず最初に分かるわけですけど、横揺れがくるのが1秒後になるんですね、伊方原発にくるのが。そうすると制御棒っていうので原子炉が止まりますね。それが1秒間でおりののかなというような疑問を、まあ専門家の方が言ってらっしゃるわけですね。

もし、伊方原発でそういう核事故が起これば汚染水が瀬戸内海にあふれて、瀬戸内海死の海になるというようなことも考えられるわけで、そういう状況では、「原発ゼロの日本の早期実現を目指す」というのは再稼働もやめてほしいというようなことを申し上げているわけであり、上関原発の中止だけでは、光市民は伊方原発の対岸にあるわけですから、祝島に行けば伊方原発が見えるんですよ、40kmですから。

これはセットとして、光市民の安全安心を守るためには伊方原発なんかの再稼働はやめてもらいたいということも入って、「原発ゼロの早期実現を目指す」と申し上げてセットになっているわけでございます。

#### ○森重委員

よく勉強させていただきました。いわゆるこのテーマについてはセットであるということで、いずれにしても前回私どもが意見書として提出しております上関原発所にとどまるものではないということを確認させていただきました。

#### ○笹井議員

先ほど委員からの質問の中に、前回可決した意見書と今回の請願の整合性、相違についての質問がありました。これについて、請願者からも回答があったところですが、これは議会で可決したもので、それとの整合性については、私どもその議決にかかわった紹介議員がですね、また説明するほうが適切かと思っ、補足の説明をさせていただきます。

私ども紹介議員もですね、前回の意見書を可決したことに関しては当然評価をします。賛同しております。その内容についても理解をしております。ただその3年前の段階と今現在また状況が相当異なっております。

まず3項目については先ほど請願者からありましたように、まだ実施が済んでないものが多々あると。

また、国に対しては県を通じて要望するように意見書では訴えておりますが、県から

国に対して要望されたという事実は見受けられない。私は見受けられないと考えております。

そうした中、県知事も2代変わり、また国政も変わり、そうして国のエネルギー政策も変わってベースロード電源とか一定規模の原発を確保するんだという新しい方針が示されておりますので、そういう状況変化を踏まえて、このたびは中止という請願を提出され、私どもはその紹介議員となっておるわけでございます。

ですから前回の意見書につきましては、私どもも評価をしておりますし、その方向性については全く相違ないが、ただ、前回は凍結ですが今回、より踏み出して中止を求める請願ということで、私ども請願者側としては前回の意見書を否定するつもりや齟齬があるとは全く考えておりません。

#### ○森重委員

わかりました。審議をするに当たっては、現在、前回の意見書も、これは厳然と今、生きておりますし、それに対して違う内容のものをここで採択していくということが、前回のものを否定することになるというのは見解の相違かもしれませんが、私どもの判断基準としてそこに重きを置いているということでございます。

#### ○木村（信）委員

まず最初に、請願の内容が云々というわけでは——内容のことから入りたいとは思いますが、3年前に我々が出した意見書が全面的に改善が図られていないというのは少し私は違うんじゃないかっていうふうには思っているところがあるものですからちょっとお聞きしたいんですが、まず、原子力災害対策特別措置法っていうものが第6条の2に4項目ほど記載されて指針が出ております。

こうした中で、まず最初に我々が意見書を出す前はE P Zという10km圏内っていうことで、なかなかここら辺がもどかしい問題があるということがあったのですが、(2)に原子力災害事前対策にかかわる事項というのは今U P Z、施設から30kmを目安を導入ということが今、指針として出されております。

ただしこれについてですね、従来E P Zの範囲内であったものが新たにU P Zの範囲内に含まれることになって地方公共団体において地域防災計画を定めることが必要と云々の文言で、こうした中に我々地方自治体は、原子力発電所の設置、運転、点検、停止に関しては、許認可権者は経済産業大臣であって、立地自治体、都道府縣市町村にはないということが大前提でございます。

まあ、そこら辺を何とか求めようとしたものが周辺自治体として何とかその権限をいただきたいといったのが前回の意見書でございます。

まあそうしたことで改善も図られていると思えますし、ここら辺の権限がないっていうところを大前提として、そうしたところがありながら我々は真摯に前回の請願から今回の請願もそうですけれど、検討した結果意見書を出しております。そうした中であえて今回また請願をこういうふうに出されてるというのは、ここに我々の権限が及ぶ、請願を採択するだけの権限が及ぶとお考えでしょうか。



#### ○田嶋参考人

私も冒頭に申し上げましたように3年前の意見書はほとんど実現していないという表現を使わせてもらっております。完全に実現してないとは申し上げておりません。

先ほど、今、御指摘のあった30km圏に防災計画を立てるということが指針で拡大されているとか、それから先ほど申し上げましたように、原子力発電所の安全基準の見直しも原子力規制委員会が発足して新しい規制基準ができました。

それから、原子力に変わる新エネルギーの開発を推進する施策を策定するように求めるということもですね、12年7月から再生可能エネルギーの固定買い取り制度もできました。そういう意味で、完全に実現してないということを申し上げているわけではございません。

ただ、そうすれば、今おっしゃいました30km圏の避難計画にしましてもですね、原子力規制委員会は、避難計画を今度、ゴーサインを出す、例えば川内の原発に対してゴーサインを出すというときに、避難計画については審査対象外になってるんですね。だからきょうの朝の新聞を見ても、川内原発が再稼働の一番手になるというようなことが報道されてですね。しかし、社会面のほうを見れば、避難計画というのはまだまだ不十分なんだというふうになっております。

だから原子力規制委員会の設置法には、国民の生命財産を守るということが書いてあるわけですが、避難計画は審査の対象外になっているわけですね。おっしゃるように自治体の権限でつくるということになっているけれども、国の指導のもとにです。そういう意味で不十分な点が多々あると。3年前の意見書が実現しているかどうかにつきましてはね。そういうことを申し上げているわけで、その後に権限外のことまでですね、その3年前の意見書は触れているんだというふうにおっしゃってるわけですが、それは確かに2項目めの原子力災害のリスクを抱える周辺市町村の合意をもって計画を遂行するように改め、それを法令等に明記することっていうことは国がやることですよ。それを注文されているというふうに思いますけれども、それはまあ私どもとすれば、先ほどから説明していますように、仮に上関原発が新設されればですね、ここは27km圏内に入ってますね、光市民が甚大な被害を受ける可能性が生まれるわけですよ。そうすると光市民の生命、財産を守るお立場にある光市議会の皆さん方が権限ないかもしれないけれども、市民の安心安全にかかわることだから発言される、あるいは意見書を出される、これは当然あってもいいことではないかなと私は思います。

#### ○木村（信）委員

おっしゃってることは本当に前回の請願から今回の請願概念もよくわかっているつもりです。

その概念はしっかりとわかった上で、やはり光市議会っていうところは、我々も法治国家の中で法律、条例、規則、そういったものの、申し合わせも含めてですね、そうした中で議論をしっかりとやっているつもりです。

そんな中で我々の権限、権限外、権限のないものに対してそれを採択することのリス

クってということもあるってということもお考えをいただきたいというのがまず1点と、それと今、御説明を受けましたけれど、国レベルの話に今なってきたような思いがございます。確かに今、上関原発というものに関しては周辺自治体ですので、我々もそうしたことを注視はしておりますけど、国家レベルのことをこの議会で図ることはやはり大変難しいと思いますが、そこら辺の整合性はどのように考えられますか。

○土橋議員

市議会で意見書を採択したと。その時点で木村委員が言われるように、もう侵害してるんだから。そっちは侵害してありゃあええんだと……

○木村（信）委員

委員長、質問に答えてないです。

○土橋議員

答えてるよ。だから今、言ってるわけだから。

だから請願者の願意というのがどこにあるのかというのがまず第一で、現に光市議会で意見書を採択してるわけだから。自分たちが採択しているものについて、それはよくて、あなた方が言うものはちょっと権限外なんですよって言われてもそれはちょっとおかしいんじゃないかと思えますよ。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田嶋参考人

今、議員のお尋ねの法治国家であるということ、それは承知しておりますし、それからもう一つの、市議会の権限外で国の権限であることを侵害するということにはリスクがあるという御説明だったわけですがけれども、恐らく「原発ゼロの日本の早期実現を目指す」ほうにですね、再稼働をしないでほしいと、再稼働をしないことを求めるということを書いてありますので、あるいは新增設をしないということを書いているので、多分そのことを差してらっしゃるんだと思います。

伊方原発が今再稼働の申請中でございます。先ほどから説明させていただいていますように、伊方原発の沖合の6 kmから8 kmのところには中央構造線という西日本で、あるいは国内で最大クラスの断層帯があるんですね。そこがもし動けばですね、もしそこで南海トラフみたいな地震が起こればですね、核事故が伊方原発で起こるかもしれない。我々はそれを心配してるわけですね。もし核事故が起きれば今の福島原発の事故のように汚染水があふれて瀬戸内海は死んでしまうかもしれない。数千年の歴史を持つ瀬戸内海ですがけれども、それが瀬戸内海の水っていうのはもう御承知かもしれませんが、四国と本州とそれから九州に囲まれてますから外界の太平洋の水と、9割の水が入れかわるのにですね、数年かかるんですね。もし核事故が起きれば、数年間放射性物質が滞留するわけですよ。そうすると死の海になるっていうことを言ってるわけですがけれども、

そういう、もし危険性があるものであればですね、光市民のここの室積でもどこでもですね、虹ヶ浜の海水浴場だってだめになる可能性もあるわけですね、使えなくなる可能性があるわけですから。

そういう光市民の生命だとか生き方だとか、皆影響してくるわけだから、国の権限とおっしゃいますけども、再稼働はね、多分御認識はそうなんでしょうけども、光市民を代表される皆さん方がそれに対して意見を申し上げるということについてはですね、住民の、市民の生命財産を守るという立場から堂々と言われてもですね、別にその、世論の支持はあると思いますし、国がそれで権限外だからだめよというようなことを言える立場ではないのではないかなと私は思います。

それともう一つは、3年前の光市議会の意見書はですね、周辺自治体の合意というものをとるように法令の整備を求めるといふふうに書いてありますよね。これは、国の法令整備は国の権限なんですね。それを堂々とおっしゃってるわけですね。で、先ほどから、私も評価してますけれど、皆さん方も3年前の意見書を評価してきてるんだということをおっしゃっているわけだし、さらに発展させてほしいということをおっしゃるので、今おっしゃる権限外のことを侵すリスクがあるというふうなことはですね、市民の立場から言えばどうぞやっていただきたいというふうに思うんじゃないでしょうか。

#### ○木村（信）委員

よくわかりました。田嶋さん、願意はよくわかります。しっかりとこの請願を審査したいというふう考えております。

そんな中で、意見書は意見書で我々は自負を持っております。3年前に制定したこの意見書について我々は重たい意見書だということで自負を持っておりますし、県知事あてに送って、これは国に送られたものというふう理解もしています。だから、それを否定するものは一切ございません。

#### ○委員長

質疑に対しての御説明でありますか。

#### ○西崎参考人

先ほどの質疑に対する補足回答いたします。請願というのは国民に認められた憲法上の権利でございます。憲法第16条にあるのですが、主なところを読みますと、「法律、命令または規則の制定、廃止、改正その他の事項に関し、何人も平穩に請願する権利を有し」とあります。法律は国の権限だから光市議会が受理できないという論法はこの憲法第16条からすると、ちょっとおかしいわけでございますけどね。

平成16年に光市議会で、議会の申し合わせとして外交とか国防とか、いわゆる国権に関するものについては請願の対象としないという申し合わせがあるということは、私は十分承知しておりますけども、この憲法第16条の趣旨からすると、光市議会では請願は非常に敷居の高いものとなっている。なかなか受理できる範囲の請願は極めて少ないことになる。だから、この申し合わせ事項は、憲法に違反しているとは言いませんけれど、

制限列挙的な運用を一つお願いしたいと思います。

○木村（信）委員

今おっしゃってる国民の権利はよくわかっております。憲法で認められていますので、我々はここで請願を審査しております。そのことについては何も異議はございません。

○加賀美委員

この請願の中の第2項に、エネルギーコストの低減に努めると。これはもっともなことだと思うんですね。その前において「国においてもシェールガス等の導入により」という文章が出ているわけですが、シェールガスの認識がちょっとまだよくわかんないんですけどね。この辺についてシェールガス等の導入、シェールガスの国の導入について、どういうふうに理解したらいいのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○田嶋参考人

先ほど配付させてもらいました資料の6と7を見てください。

6は、ササキトオルさんという経済の実務家の分析が書いてあるわけですが、今のお話の前提になっているのが恐らく非常な原発の停止によって、化石燃料の輸入がふえて貿易赤字が拡大していると、そのような対応策としてシェールガスという言葉が出てきておるわけです。

そういうことについてササキトオルさんの反論で私が傍線を引っ張っております、「しばしば原発の稼働停止によるエネルギー輸入が増加するという枕言葉がつくことがあるが、それは事実と異なる」というふうに書いてございます。それをわかりやすく説明したものが7ページの資料でございます。

それで、資料を見ていただきますと、震災前の2010年と昨年の2013年の貿易統計、財務省の貿易統計ですけども、一番権威がある統計ですけども、これを見て確かに3年間に18.1兆円も悪化しているんですね。じゃ、これが原発停止による液化天然ガスの輸入増かということ専門家のササキさんが言っておるわけですが、それを数値で示しますと2010年から2013年の間に原油・粗油という主に原油ですけども、これを見ますと減っているんですね、原油の輸入が減っているんです。そのそばにあります液化天然ガスが25%増えているだけなんです。

結果的に、しかし輸入額ですね。これは原油価格が値上がりして、それから円安があつて、それでこれ増えているわけですね。そういう関係にあつて、結局貿易赤字を減らすためには、この額を減らさないといけないと。だから原油の価格の下落と、それからもっと安いエネルギー源を使うようにしないと、この貿易赤字というのは減らないということ、このササキさんという人は分析されているわけです。

決して輸入量がふえて貿易赤字になっているのではなくて、輸入額がふえて貿易赤字になっていると。だからシェールガスというものが今アメリカで開拓されて、2017年から日本に輸入ができるようになっております。安いと言われておりますので、そのシェ

ールガスを使うようにすれば、この価格上昇に一定の歯どめがかかると、そういうことを申し上げて、シェールガスの輸入によってエネルギー価格そのものを下げることが必要ではないかということをお願いしているわけです。

#### ○西崎参考人

現在の日本の電力会社の天然ガスの購入価格は、諸外国に比べて3倍から、一時は9倍の高値で買わされております。これはどうしてこういう高い値で日本が買っているかというと、原油価格連動方式、この方式でしかも長期にわたる契約を結んでおるわけです。

実は今アメリカでシェールガスが発掘できるようになりまして、アメリカの経済・産業は絶好調です。車もシェールガスを用いたタンクをつけて、原油にかわって走るようにどんどん交換している状況です。

日本の中部電力や大阪ガスは、2017年からシェールガスが日本に入ってくるように契約をいたしました。これでいくと現在の連動方式の輸入価格の半額ぐらいになると、半額から6割程度になるということは、これを用いた火力発電所をどんどん日本がつくっていけば、非常に電力価格というのは安くなってくる可能性があるわけです。

#### ○加賀美委員

確かに安価天然ガスの輸入を図るということは、これは一つの課題だと思うんですね。私の認識ではどうもシェールガスについては、いろんな問題点が今世界各国で起こってきていると。それは何かと言うと、基本的に開発に巨額な費用がかかると。それから、多量の水の確保と配水処理の問題があると。

さらには、これをつくるときにメタンが出てくると。このメタンちゅうやつはですね、二酸化炭素の20倍以上の温室効果を持つ、そういうふうなこと大量漏出で地球温暖化の心配があるというような、そういうふうないろんな問題点が出てきて、日本の開発会社がもう撤退をするなど今非常に問題化されているということは、私の認識ではあるわけです。

そういう意味合いから、安い天然ガスと供給することは国の策として必要だと思いますけども、このシェールガスについては、今のところちょっと今後の課題点ではないかと思うわけでありまして。その辺の御見解がわかれば教えていただけたらと思います。

#### ○田嶋参考人

いろんな問題点がある、例えば開発のときに公害を起こすとか、そういうことも承知しているのでございますけれども、その分野につきましては私も専門家じゃないものですからお答えのしようがないんですけども。アメリカで盛んに生産されて使われているわけですね、現在。日本も2017年から政府は交渉してやっと輸入ができるようになるというような状況ですのでね、今の高い天然ガスとかそういうものにも変わるものとして期待してもいいのではないかなという以外にちょっとお答えのしようがないですけどね。公害の実態とかそういうものは承知しているわけではございませんので。

○加賀美委員

理解いたしました。ありがとうございました。

○磯部委員

先行委員さんがほぼいろんな質疑もして、私もその願意はしっかりと聞かせていただきました。その中で2点目のぜひお聞きしたいのですけれども、「光市から再生可能エネルギーの普及に取り組み」と、こういう文言があります。現在光市も、できる限りのそういう予算投入でいろんな施策を展開しておりますが、ぜひともこのあたりの具体的なお考えがありましたらお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

○田嶋参考人

具体的なお答えはしにくいのですけれども。なかなか具体的なことは難しいのですけれども、私のすぐ近所でも屋根の上に太陽光発電を備えつけたうちもありますし、それは光の補助金が足りないほど申請があるやに聞いておりますし、そういうものを拡充する。

それから、さらに水力をほとんど余り言われなくなっているようにすけれども、私どもは自然エネルギー推進ネット・光に属しておりますので、そういう方面も今研究してるところでございます。

それから、風力はちょっと風が少ないかなとは思いますが、今は太陽光、日照時間が日本全体で20数番目ですよね、光市は。だから太陽光に力を入れる。それからメガソーラーだって未耕作地がありますので、そういうところに誘致をされたら、近隣のところではやっていますよね、平生町なんかやっていますよね。そういうことを誘致されるとか、そういうことが必要ではないかなと思います。

○磯部委員

貴重な御意見ありがとうございました。今光市も、山口県下では非常に高い補助率で太陽光の補助制度も始めまして、また今年度の新年度予算の中にもエコライフ補助金として、さらにパワーアップしたものを積み重ねておりますので、いろんな貴重な御意見をさらに御提言いただきますようお願い申し上げて、私の質疑は終わります。

○森戸委員

今までの一連の話を聞いておりましたが、我々光市議会としては上関原発の建設に関して権限がないので、意見書としてその権限をくださいということをお求めたと思います。それはそれとして、この請願の2点目に今の同僚委員さんと少し重なるかもしれませんが、再生エネルギーの取り組みについて書かれてございます。「直ちに光市から再生エネルギーの普及に取り組みなさい」というふうに書いてあるのですが、少し認識をお尋ねをいたします。

光市は太陽エネルギーの普及に関して、これだと取り組んでないと思えるんですが、

その辺の自然エネルギーへの取り組みはどうか、どういう御認識なのか、請願者にお尋ねをいたします。

○田嶋参考人

光市が、再生エネルギーの活用に取り組んでないと全く考えておりませんし、先ほど磯部委員がおっしゃいましたように、太陽光の発電の補助金なんかもふやされてきているということは承知しておりますけれども。さらに一段と、確か市長さんは光市から自然エネルギーの活用を図りたいみたいなことをお答えになっていると思うのです。

そういうことをさらに広げてもらいたいということの意味で、この言葉に書いているわけです。決して今までの実績、おやりになってきたことを否定していることではないのです。

○木村（則）委員

これまでのやりとりを聞いてますと、私たちの意見書に対して、きょうの請願者の皆さんの整合性を求めていたり、あるいはこれが法律に適合しているのか否かといったような、今回の請願を審査をするという、目的の大前提とはいえ、本質ではなかろうと思えますことから、もう一度少し話を巻き戻してみたいと思えます。

前段のほうでは、今回の請願にいたった経緯としては、請願者が福島を目の当たりにされたこと、そしてこの3年間にいろんな意味で変わったことであったり、変わらないままでいたことがあったがために、この請願に至ったというふうに理解をしております。改めて、今回の請願、幾つかポイントが、請願の願意のポイントが書かれてはいるものの、この3年間でこの日本の原発に対して何が変わったとお考えになっているか、改めて本当にポイントだけで結構です、頭出しだけで結構ですので、ちょっと述べていただきたいと思えます。

○田嶋参考人

お尋ねの件でございますけれども、光市議会が3年前に可決されました意見書に即してお話をさせていただきますと、原子力発電所から出る放射性廃棄物処理方法を確立するとともに、原子力発電所の安全基準の見直しを求めることということにつきましては、原子力規制委員会が発足して新しい規制基準ができて、これまでよりも厳しい規制基準ができていくということは変わっております。しかし、前段の放射性廃棄物処理方法を確立するという点については、いまだにめどが立っていないという状況だと思います。それから、2番目の立地市町村だけではなく原子力災害のリスクを考える周辺市町村の合意をもって計画を遂行するように改め、それを法令等に明記するという点につきましては、これは全く法令等に明記できていないと。要するに光市議会が、先ほど権限外のことまでリスクを冒して国に対して要請したのだということでございますけれども、それは全く実現してないということでございます。

それから、原子力にかわる新エネルギーの開発を推進する施策を策定するように求めるというのが3つ目でございますけれども、再生可能エネルギーの固定買い取り制度が

できまして、例えば資料の10を見ていただきたいんですけども。固定買い取り制度が左の上のほうですけども、2012年7月に始まってから16カ月の間に、原発6基分の再生可能エネルギーの太陽光発電とかそういうものができたというふうな実績があるということ、そういうことは承知しております。

今度の政府案、エネルギー基本計画案では、再生可能エネルギーあるいは原発依存度下げるとは言っていますが、どこまで下げるのかということは明示されてませんので、あるいは再生可能エネルギーをどういうふうに進めるか目標値もありません。ただ、3年間は一生懸命力を入れるんだとはあります。

あと、変わってきたということになりますと、原子力災害というのがいかにひどく甚大な被害を与えるものかと、あるいは国家財政にも影響を与えるものとか、そういうことについては、この3年たって10数兆円のお金がかかるとか、あるいは3年たっても全く事故を起こした原発の廃炉への手順、それからやり方、それさえもめどが立ってないとか、そういう甚大さというものは皆さん方も私どもも共有してることではないかと思えます。

#### ○木村（則）委員

私の質問が適切でなかったかなと思います。意見書のことはもう外してください。これ私たちが3年前に出した意見書であって、それと今回の整合性といったようなものは私たちが議論すればいい話です。皆さんは、今回の請願に対して求めているわけですから、私たちはそれを審査します。ちょっと、どうもそれが引っかかってらっしゃるようなので、改めて質問したいと思うんですけども、これは大変重要なポイントだろうと思います。

つまり、この3年間にもっと広い視点で、日本あるいは海外も含めて原発を取り巻く環境がどういうふうに変ったか。例えば、チェルノブイリがもう30年近くたって、あの石棺からやはり放射能が漏れ始めてきたとか、南海トラフのこともそうですよね。その3年後に、あと何十年後に何十%の大きな地震が起きて津波が来る予測があったとか、その後の3年間のいろんな明らかになった事実があるろうかと思えます。その辺はどのあたりを把握しているのかということをお尋ねをしてみたかったです。

#### ○田嶋参考人

わかりやすい例として意見書に関連して、その3年間の何が変わったかというふうなことは説明したほうがいいのかと思います。言ったんですけども。

この3年間の間の変化といいますと、先ほど申し上げましたように非常な原発災害の甚大さですね。チェルノブイリだって今でも放射能が漏れて石棺をつくり直さなくちゃいけないとか、そういう状況もあるし、それから原発の新增設につきましても、安全度を高めた原発というのは、むしろもう経済的に成り立たない、英国なんかではそういうふうな状況になっていて、補助金を出さないと、政府が補助金を出さないと経済性に見合う安全性を高めた原発というのはできないのだとか。

それから、南海トラフのことも、四国のほうに15m近い津波が押し寄せる。ここでも



5 mぐらいの、光市でも来るといようなことが言われております。

だから、原発を取り巻く状況というのは3年前に比べるともっと厳しくなる、あるいは市民の立場から言うと、相当な危険物になりつつあると。経済的にも国民経済的に言えば、火力や水力に比べると高いエネルギーになりつつあるということが言えるような状況ではないかと思えます。

#### ○木村（則）委員

はい、ありがとうございます。もっとわかりやすく言えば、今の福島の状態を見れば、事故が発生すると汚染土の処理の問題、廃炉作業がもう本当に想像以上に進まなかったことであるとか、今の汚染水の話の状況といったようなものもあろうかと思えますし、先ほど御紹介いただいた固定価格の買い取り制度が、この3年間の間に実現したということもあろうかと思えます。

それから原発がとまっても電力が賄えているなど、そういったようなことがこの3年間にあったということを確認いたしました。もう1点あるとすれば、大間原発に対して函館市役所が訴訟を起こしたといったような状況もあったかと思えます。

それでは、もう1点だけちょっとお尋ねをしてみたいと思えます。原発そのものに対しては、賛成している人というのはほとんどいないのではないかと、私は思っているわけですが、それでもやはり必要だと考えている人たちの多くは、将来における日本経済を危惧しているのだというふうに思っております。

そこで質問をしてみたいわけですが、安全性と日本の経済、これが両立できるか、あるいは原発をやはり再稼働しないと日本の経済がもたないのか、そういった観点がこの判断のやはり重要なポイントになろうかと思えます。それに対してどういうふうにお考えかお尋ねをしてみたいと思えます。

#### ○田嶋参考人

経済の観点から申し上げますと、先ほど委員さんの御質問に4条の6と7で、最近の貿易赤字の原因が化石燃料への輸入増による貿易赤字ではないと、むしろ原油価格の高騰だとか天然ガスの価格の高騰、そういうのが原因であるということを御説明させていただきました。

その次を見ていただきたいんですけども、9ページの資料です。原発維持のコストというのは、9ページにございますけれども、経済産業省のこれが資産ですけれども、電力9社の原発が全て停止していても、維持管理費として年間1兆2,000億円のコストを凶るといふことがあります。それはいろんな核燃料とか設備だとか、そういうものの維持管理にそれだけかかるという計算になっております。

それから、今原子力規制委員会の新しい規制基準に合わせるために、原発の防潮堤の建設だとか耐震性を高めるとか、そういう原発の安全対策というのは行われておりますけれども、それにこれまでに1.6兆円のお金がかかると、かけてると。さらにこれはもっと膨らむ見通しだといふふうなことがあります。

そのほかに右上にありますけれども再処理費用ですね、日本は使用済み核燃料を再処理

してプルトニウムとウランに分離すると。ウランだけをガラス固化体にして地中に処分するというようなことをやってるわけです、その再処理費用をですね。そういうものをバックエンドという難しい言葉がありますけれども、要するに再処理費用の政府の資産は18.8兆円なんですね。それはもう既に我々の払う電力料金の一部に取り込まれて、国民の負担になっているわけですね。

さらに、10ページを見てください。原発の実際の発電コストは高いという10ページ目の資料ですけども、これは大島堅一さんという立命館大学ですね、立命館大学の教授のお調べになって、1970年から41年にわたって電力会社の各社の有価証券報告書なんかをつぶさに見られて分析された結果でございます。これは岩波新書の原発のコストというものに入っているんですけども、原発の発電に直接要するコストというのは、キロワットに当たり8.53円です。

しかし、製作コストという研究開発、再処理の技術だとか、核燃料サイクルを日本は諦めていないわけですけども、高速増殖炉もんじゅですね、全く動いてません。それから六ヶ所村の再処理施設ももう20回も完成を延期して、まだ動いておりません。そういうものの研究開発コストが計算されております。

それから、立地対策コストというのは、これは上関原発で先ほどから申し上げているように、政府の電源三法による交付金が70億円、今まで入っている。そういうコストを計算すると10.25円になってるんです。その下の火力とか水力よりも高いわけです。さらに、危険性が火力とか水力に比べると猛烈に高いわけですね、国民の安全・安心にとっては。

そういう問題は今のお話は経済的にどうだというお話されておりますので説明しますと、もう国民経済的には非常に高いものになっているということから、私どもは原発ゼロということを目指したほうがいい。早期実現を目指したほうがいいというふうに考えているわけです。

#### ○木村（則）委員

わかりました。一般的に言われているのは、エネルギーの7割程度はやっぱり需要者が使うわけですから、その電力コストが上がることによって日本の経済を圧迫する。ただいまの御説明だと、やはり原発のほうはどれも高いのだという御説明だったろうと思います。

それに関連することではありますけれども、これもよく言われていることで、つまり原発をとめることで化石燃料の輸入がふえ、いわゆる海外にどんどんお金を流出させることになる。そういったことが、あわせて日本の経済圧迫をするだろうということも言われておりますけれども、それに対してはどういうお考えかお示してください。

#### ○田嶋参考人

それは政府の新しいエネルギー基本計画案にも、原発停止によって化石燃料を輸入増で3.6兆円の、今木村委員のお話ですと国の富が外に流れていると、こういうふうに言われているわけですね。それは3.6兆円ではなくて、9ページの資料の右下のところで

すけども、経済産業大臣が、「3.6兆円のうちおよそ3割は、資源相場上昇や円安でドル建て価格が膨らんだことが影響している」というふうに国会で答弁されているので、実際は2.5兆円程度だというふうに思われますけれども。

この価格増に比べて先ほど申し上げた原発維持コスト、それが1.2兆円ですよ。それから原発の安全対策、これが1.6兆円以上かかっているわけですね。そうすると、合計すると2.8兆円原発再稼働に向けた対策していますが、それがかかっているわけですね。国のときの流出は2.5兆円なわけですから、そうすると原発の再稼働を目指したほうが高くつくということも可能性としてはあるわけですね。

それから、平常時に常に再稼働して運転しててもコストが高いわけですから、国民経済的にはやはり原発に頼らないほうがいいということが言えるのではないかと思います。

#### ○木村（則）委員

はい、わかりました。大変理解を深めたところですよ。とは言うものの、100%再生可能エネルギーというのもまだまだ先の話だろうとは思いますが、一定の化石燃料も輸入しつつ、再生可能エネルギーというのは地域でそのまま発電をするわけですから、それこそ海外にお金が出ていかないということでも有効だろうということも含めて理解いたしました。

#### ○四浦委員

先ほどから意見書が焦点の1つになりましたが、実はこの3年前の6月議会での光市議会における意見書は、各会派からそれぞれ案を持ち寄って、折衷案的にまとめたという面もありまして、やっぱり意見書の中身をよりこの請願を通じて発展をさせるといいですか、光市民の非常に強い願いである脱原発、上関原発中止という方向が不動のものになる、そういう流れができるといいなということで、私はもう、この請願そのもの非常に大歓迎であります。

重なる部分もありますが、お聞きをしたいことがあります。ただ私の場合は、とりわけ請願者である参考人でないといけないということはありませんから、はい。どうぞ、紹介議員のほうも遠慮なくお答えをいただきたいと思います。

先ほどの議論の中にも、再生可能エネルギーの普及について、日本がちょっと進まないのが国の方針として目標を持ってないということ参考人のほうで触れられたんですが、それ以外にもいろいろあると思うんですね。そこが骨格になると思いますが、諸外国、特にヨーロッパではいろんな国が再生可能エネルギー志向、脱原発志向が強まってきております。

それら特にドイツなどはそれまで揺れておりましたが、福島原発の事故のあった一瀉千里という管理がありますね。今から7年後には原発ゼロにする、これは稼働ゼロですから。そして自然エネルギーを確か30%にすると、30数年後に80%にしたいという国の方針が打ち立てられてきておりますが、その他詳しいだろうと思しますのでお尋ねしますが。

諸外国の動向と、日本で再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が確かに福島原発の事故の8月に国会で議決をされて、その明くる年、つまり1年後の7月1日から、この制度が実施をされるのに至りましたが、まだまだ遅々として進みようが諸外国に比べても足りないという思いがあるんですが。そこをどこに欠陥があるかというところについて、まずお尋ねしたいと思います。

#### ○田嶋参考人

現在ですね、先ほど資料で説明しましたけども、10ページの資料見ていただきたいんですけども、固定価格買い取り制度ができて、昨年11月までに原発の6基分がふえてると。太陽光がほとんどで風力は7万2,000しかないとか書いてあります。

それから、同じ時期に国が認定した設備容量、これは国が発電してもいいというふうに認定した設備の容量は2,796kWあると。これは原発の24基分に当たるんですね。しかし、認定後も運転を始めていない業者が目立ち問題になっているということがございます。

例えば風力につきましてはさまざまな被害の申し出があったり、それから電力会社を買う場合も、一定の条件がついてて、経営に支障があるような場合は買わなくてもいいというような規定があるんですね。それは電力が風力の場合は、風が安定的に吹くわけではございませんので、蓄電装置がまだ開発途上でございますので、そういう意味で風力が持つ潜在エネルギーみたいなものを十全に発揮できないというようなことがあると思うんですね。

けども、先ほど委員がお尋ねのように、日本が何年後に何%の、今1.6ぐらいですよ、発電量の、再生可能エネルギーがですね。だから、それを何%までに持っていくんだという目標値を立てて、その上に大事な施策をどう組み立てていくかというようなことがあれば、意見書にあります原発にかわる新エネルギーの開発を推進する施策を策定するということになると思うんですけども、先日の政府の新エネルギー基本計画にも、その目標値はないんですよ。

そうすると、自発的な業者さんの、発電業者さんの努力にかかっているということでございますので、片一方では原発回帰というのが出ていますので、なかなか事業者のほうも逡巡するところもあるんじゃないかなと思うのです。

そういうことで、もちろん諸外国のほうではドイツなんかはおっしゃるとおりの目標を立ててやっていますよね。それで私が見ている限りにおいても、農家の方も風力発電を建てることによって、それで利益が上がるというような状況にもっていつているんで、どんどんふえるというようなことがありますし、それから洋上風力なんかも非常にふえていますよね。日本で初めて今後年度ですか、洋上風力の固定買い取り制度ができるんですけども、そういう面ではちょっと政府が制度改善に、あるいは目標値を設定することによって、再生可能エネルギーを幾らまでにするというようなことがあれば、それに沿った施策ができると思うんですけども。そこまでは固定買い取り制度だけではないので、なかなか普及が難しくなっているのではないかなと思います。

それから、イタリアなんかは国民投票で原発はしないということになりましたよね、

建設はしないということになりましたし。だから、そういう違いが出てきていると思います。

○四浦委員

よくわかりましたし、そういう視点も私は賛同したいというふうに思います。  
今度は紹介議員のほうにお尋ねしますが。

○委員長

四浦委員、紹介議員は質問の内容の説明で、意見を述べるところではないので、そういうところを踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。御自分の意見を述べるところではないということだけを御確認してください。

○四浦委員

ちょっとわかりにくかった。質問に対して答えるということはね、オーケーですね。

○委員長

はい、説明に対しては。

○四浦委員

はい。

最初のほうに出た議論で、権限外の問題というのをお答えいただければと思いますが、実は私の手元に、これ調べまして、光市議会で2007年9月26日、平成19年第3回定例会で、次のようなまとめっていか総務文教委員会の報告がありまして、実は原発問題の請願に対して、何回も出てるんです、光市議会にはこういう請願が。それぐらい福島原発の事故以前にも、市民の思いとしては上関原発はやめてほしいという意向が強かったというふうに私は受けとめてるんですが、

請願を全面的に採択をするというのではなくて、請願書の一部である「原発に対する国民の不安感、不信感はますます増大している」の箇所に、国においての原発の安全性の確保が重要であるという趣旨についての一部趣旨採択とすべきものを決しました。

ここは明確に国に求めていることを光市議会が採択をしたという経過があります。さらにさかのぼりやもっとあるんですけども、一例だけ私は紹介しながら、そこで、この議会の開会日に質問に答えて、紹介議員が、地方自治法ですか、などを引用しながらこの権限外問題というか、それについてお答えになっていらっしゃるんですが、少し詳しく肉づけをしながらお答えをいただければと思います。

○笹井議員

請願につきましては憲法第16条に規定されておる国民の権利でございますが、この請願の範囲、基準については全く規定がございません。光市議会におきましては平成16

年11月18日の会派代表者会議において、「請願は光市の権限内の事項に関する請願について紹介する」と、そして、「権限外とは、外交レベル、国会レベル等の問題を言う」というふうに取り決めをしているところでございます。

したがいまして、今回の請願について、やはり光市の権限になるのかならないのかというのは、確かに議論として1つあるところでございます。これにつきまして上位規定はないわけですが、全国市議会議長会、県会議長会などのほうで監修を受けました「請願陳情ガイドブック」、また「議会運営の実際」等には、このような記載があります。「当該地方公共団体以外の事項であっても、その地方公共団体の公益に関する事件であれば関係行政庁に意見を提出することの権限」、これ地方自治法第99条ですけれども、「その意見書を提出する権限があることから見て、意見書の内容となる範囲の事件については、議会の意思に基づき請願の受理もできるし、採否も決定することができる」というふうにあります。

ですから、地方自治法99条で、光市議会は意見を言う、これは光市の権限でございます。そして、3年前、光市は国の原発政策、安全基準、エネルギーに対して、その権限を行使しております。

しかるに、現時点においてこの請願が出てきて、それが原発の基準、そして、原発政策、国のエネルギー政策についての内容をこのたびの請願は受けておるわけですがけれども、光市議会が意見書を出したという権限においてさらに一層の踏み込みを求めるものでございますので、私はこの光市議会の今回請願は権限内であると、これはこういう実例から見ても明らかであるというふうに請願者側としては考えておるところでございます。

#### ○四浦委員

ありがとうございます。詳しい説明をいただきました。

続きまして、このたびの請願に第3項目として、先ほどからの議論の中ではこれは余り触れられてなかったのかなと思いますが、これは「地震列島日本では原発事故は再び起こりかねないことと、使用済み核燃料等の放射性廃棄物の最終処分方法が確立されていない現状でも」云々と、これあります。

したがって、お尋ねしたいのは、使用済み核燃料等の放射性廃棄物の最終処分方法が確立されていない問題について、少し前段で触れられたこともあります、少し詳しく触れていただければと思います。

#### ○田嶋参考人

御質問にお答えしますが、きょうの資料の5ページ目を見てください。ちょうど傍線を引っ張ってある中段の部分に、「現在の国の計画では」とありますけれども、「原発で燃やした使用済み核燃料は、まず再処理工場処理して、プルトニウムを取り出す」と。

「残った廃液はガラスと混ぜて固めて、地下300m以上の深さに埋める」と。「このガラス固化体の表面は200度にもなり、毎時1,500シーベルトという強烈な放射線を出す」と。「放射能や温度が下がるまで数万年単位で隔離する必要がある」というふうには書い

てありますけども、この再処理工場で処理するというのが、まだ六ヶ所村の再処理工場が動いていませんので、これができないので今外国に、イギリスとかフランスに委託して再処理をしてもらっているわけです。

それで、その数百万年単位で隔離する必要があるということで地下に埋めるということなのですけれども、そこに書いてありますけれども、その下でございまして、その段の下、「残された最後の方策が地下処分だ」と。「だが、地震や火山活動が活発な日本の地層でできるかどうか、見直しを求める声が出ていて、日本学術会議では、地層処分には社会的合意形成ができておらず、地上で数十年間から数百年、暫定的に保管すべきだ」という提言をまとめた」と。

これは、今唯一2020年から地下処分ができるということで言われておりますフィンランドのオンカロという施設は、地下400mぐらいの深さのところなんです。そこへ10万年保管するということなんですけども、これは小泉元首相が街頭演説なんかでやってましたけども、日本は400m掘れば温泉が出てくると。とても安全な処分はできるようなところはないんだという状態であります。

ところが、日本学術会議の提言の後にまた傍線を引っ張ってるところですが、現在どのくらいあるかっていうと、「使用済み核燃料は全国原発と再処理工場のプールなどに既に1万7,000トンも保管されている」と。「これを地下に埋設するガラス固化体にする、2万5,000本になる」と。「停止中の原発が再稼働すれば、核のごみはさらにふえる」というふうになって、「国主導に方針転換」というのが見出しになってますけども、今度の新エネルギー基本計画の政府案でも、政府が表面に出てどこが適地かっていうのを探るっていうことになってるんです。今までは自治体の手上げ方式で高知県の町が手を上げた、東洋町ですか、手を上げた。そしたら、住民運動が起きて、町長が免職になったって例があるんで、全然見つからないんですよ。自治体から手上げないわけです。それで、国主導に転換するわけなんですけども、じゃあ国があえての権限を持ってやって、応じる自治体があるかかどうかっていうことになりますと、非常に難しいというふうには私は思います。それで、既にたまっているわけですよ、その使用済み核燃料が。もう身近な例でいえば福島原発事故の四号炉、ここに1,600本ぐらいの使用済み核燃料と新しい燃料があって、それがもし再度地震が来て崩れれば、使用済み核燃料に傷が出れば、破損が出れば、東京だって危ないということが言われて、国際的にも非常に問題になってました。やっと去年の11月から核燃料を運び出せるようになって、ことしいっぱいかかってやっと運び出せるっていうような状態なんです。

だから、各地の原発に全部使用済み核燃料とか残ってるんです、再処理が日本でできないもんですから。だから、そういう危険なもの、要するに、今原発は停止してますけれども、その使用済み核燃料があるわけですから、そういうことを考えるとこれ以上ふやすのはおかしいということで、再稼働をしないように求めると。使用済み核燃料はこれからふえるわけで、再稼働すれば。そういうこととさせていただきます。

#### ○西崎参考人

我々が提出した請願書の中のくだりに、「福島第一の原発事故を見ていると、人類と

原発は共存できないことが明らかになりました」というくだりがあります。

ところが、最近、政府は原子力規制委員会の規制基準をクリアしたものは再稼働させようという今動きがあります。先ほど話が出ました鹿児島県の川内原発、それから、この光市の近くでは伊方原発なんかがイの一番の候補になってるわけですけど、この規制委員会の委員長は、今、田中俊一さんという方が委員長ですが、この方がどういうことを言ってるかといいますと、「規制委員会の基準を満たせば原発は安全であるという誤解を生んでいるけど、新基準は事故ゼロを保証するのではない」というふうに言っております。これはもう重大な当事者のまさに委員長が言ってるわけですから、これを踏まえて、上関原発の建設の是非、それから、伊方、島根原発の再稼働についてもぜひ考えていただきたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○四浦委員

もう1つ大事な質問がありました。請願の中にも、「光市が上関原発建設予定地から特別な防災対策が必要な27km圏内に全域がすっぽりと入るほどの近い距離に位置しています。新エネルギー基本計画原案のような原発回帰になると、光市民の不安は募りま

す」。福島現状を触れながら、こういうふうなくだりがあります。確かに、3年前の福島原発事故の直後というのは、なかなかこういうものに詳しい方の中にも実態がつかまれてないというような面がありました。第一、多くの国民が核燃料というのは冷却をし続けないと崩壊熱、自己加熱をして、最高2,800度までに達すると。これがメルトダウンをして炉の底にたまったり、メルトスルーで炉の外に出たりというような状況にまで至るということは、多くの国民が知りませんでしたし、こういう話をすれば切りがないほど非常に恐ろしいものだということがいえるんですが、では、この間の変化の中に私はいろいろあると思うんです。全国的な運動の高まり、それから、何よりも我々は光市議会ですから、光市民の意識の変化というものもありましたが、この上関原発に対する反対か賛成かを含めて、光市民の世論変化、それから、議員自身も変化をしてきているなど。脱原発のほうに大きく切りかわってきているなどという気がするんですが、資料としては4ページにそのことも議員の原発に対する意識が出されておりますが、そこらの世論とか世論変化などについてどういうふうに見ておられるか、お尋ねしたいと思います。

#### ○田嶋参考人

私どもの資料でいいますと、例えば、2ページの資料は対岸の伊方原発の話ですけども、ことしの2月に四国の4つの新聞社と共同通信が初めて四国全体で世論調査をしたわけですけども、そうしますと、その伊方原発の再稼働について事実上地元の同意が必要だっているんですけども、その地元というのはどこの範囲かということについて聞いてみると、そうすると、四国の中で30キロ圏というのと、それから、四国4県と山口県というので計8割を占めてるといふふうになっております。



これは光の意見書にある周辺自治体の合意が必要だと、計画遂行に。それを支えるような世論調査の結果でありますけども、こういうふうに今は国の制度上は知事の同意と立地自治体、ここでいえば上関町の同意があれば、再稼働も、あるいは新設もオーケーのような法的体系にあるわけですけども、それじゃあいかんということは先ほどから、今も委員も御指摘があったように福島原発の被害が甚大な広範囲にわたっていると、そういうことを考えれば、被害を受けるんだから当然その計画遂行に当たって我々の同意をとってほしいという住民の声、そういうものは広がってると思うんです。

それから、次のページには一番最近の世論調査ですけども、2月の山口県知事選に絡んで中国新聞が出口調査をしたと。上関の撤回と凍結が合計71%だと。撤回が36、それから、凍結すべきが35だということです。これは撤回と凍結という聞き方をしてますので、賛成か反対かをとると、去年の参議院の補選がありましたけども、そのときは反対が58%で賛成は15%でしたっていうようなふうになっておりまして、やはり今の再稼働についてもなかなか同意が得られるかどうかについていろんな疑問があるというのも、やはり福島原発事故を踏まえて、住民のほうに、あるいは世論のほうに再稼働しないほうがいいのではないかなっていう気持ちが、この再稼働を抑制する国民世論となってあらわれてるのではないかなというふうに思います。

#### ○四浦委員

確かに、東京などで非常に大きな大規模の集会なども行われますし、せんだっては山口市の維新公園で「上関原発を建てさせない山口県民の集会」というものが開かれて、ここでも県民を中心に7,000人の集会というようなものがこの山口県でも開かれるというふうなことで、光市からも多数参加をしているわけですが、東京の首都圏反原発連合が呼びかける首相官邸前の集会が、最初は300人しか集まらんやったそうです。毎週金曜日に開かれて、週を追うごとに数千人、数万人、十数万人に膨れ上がるということで、福島原発の実態が明らかになるにつれて、こういう世論と運動が広がってきているということが言えました。

その影響も受けてだろうと思うんですが、最初の質問の中でもう1つ言ってるんですが、これにはまだお答えになってないんですが、ここは光市議会として請願を審議するところですから、ダイレクトにいわゆる参考人のほうで見ているものを、せっかく資料も出されているから、光市議会議員もどのように受けとめているかということ資料4ページに基づいて分析をお聞かせいただけたらと思います。

#### ○田嶋参考人

4ページの資料ですけども、これは2年前の市会議員選挙のときの立候補者アンケート、新周南という日刊新聞がございまして、そこのアンケートでございまして、真ん中に設問がありまして、A、B、C、D、Eという設問がありまして、賛成、条件つき賛成、条件つき反対、反対、その他ってことになっておりますけども、これを見ますと、御当選された18人で賛否以外のその他と答えた方は4人でございまして、最新の知見による安全対策を前提に、基幹エネルギーであることを踏まえて考える人が1人と、意見

書どおりが1人、それから、近隣自治体が直接関与できる法令整備のほうが1人、必要ないが1人と、条件つき反対が1人ということになっておりますけども、条件つき反対の方も含めて、他の14人の方は全て反対と答えられております。

だから、光市議会か全会一致で採択された意見書っていうものが、凍結解除に厳しい条件をつけておられることを考えますと、私どもとすれば17人の方が反対に近いのかなというふうに思っているところでございます。

#### ○四浦委員

当たり前のことなんですが、賛成した現職の議員は1人もいないということなんでありまして。当たり前のことだと、こう思われる方もいらっしゃると思いますが、実は4年前にも地方紙が同じアンケートをとってるんです。それに対して、当選した議員の中でだったかと思いますが、上関原発建設に賛成が6人、反対が6人、その他が残りというふうな傾向が出ているので、やっぱり福島原発の過酷事故に対する受けとめによって議員の意識もがらりと変わっているということが、このアンケート結果でも浮き彫りになってきているかなと思います。

私の最後の質問で、先ほど少しは触れましたが、詳しくいただきたいと思いますが、その前に、ぜひ今回の冒頭の紹介議員の挨拶の中にもありましたが、重ねてお願いをしたいというか、委員の皆さんは委員長含めて9人で構成しておりますが、単純なこういう重みのあるものについては採決だけではなくて、それぞれが賛否の理由を明確に述べられるように期待をしたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、原発のコスト問題についてお尋ねをしたいと思います。原発がゼロになったときと原発を稼働したときのそのコストについては、政府の見解はどっちかっちゃ前のめりになってますから、原発のほうが安上がりみたいな宣伝もありますが、非常に研究されている参考人の側の分析ではどういうふうに受けとめておられるか、このことをお尋ねしたいと思います。

#### ○田嶋参考人

最初の御質問でございます。私どもの請願を意味のある請願というふうに、重みのある意味ですか、そういうふうに受けとめていただき、賛否の態度の場合にその理由を明らかにしてほしいということでございましたけども、私どももぜひ賛否の理由について明らかにしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、原発のコストでございますけれども、先ほど10ページ目で御紹介を、資料の10ページ目ですけども、立命館大学の大島さんという方が、1970年から2010年まで、その平均で要するに41年間の有価証券報告書、電力各社の、そういうものを調べた結果として、こういうふうな原子力は火力や水力に対して高いという計算が出ているわけです。

それから、その大島さんがお書きになっている、私もこれ引用しております「原発のコスト」という本を読みますと、この大島さんは3・11直後に私どもの自然エネルギー推進ネット・光でお呼びして、お話も聞いたことがあるんですけども、大島さんのこ

の本の中に脱原発のコストというくだりがございまして、大島さんは、脱原発をすぐに進めた場合のコストとベネフィット——便益です、利益、それを15年で節電で15%削減し、再生可能エネルギー供給を電力の20%まで高めると仮定して試算されてるわけですが、そうすると、原発をやめて再生可能エネルギーを使うんですけれども、それまでその再生可能エネルギーが普及する費用がかかります。それから、火力発電のたきましとか、そういうものを費用がかかりますので、脱原発に要するコストは年平均、15年間で仮定して計算されてるわけですが、平均でおよそ2兆円だと、年間。一方、ベネフィット——利益のほうは、原発の維持管理費、先ほど年間1兆2,000億円という計算書の調べがありましたけれども、そういうもの。それから、再処理費用の節減、先ほど18.8兆円かかるという再処理費用です。そういうものが節減される。それから、高レベル放射性廃棄物の処理費の節減もあると。それから、この人がコストに入れてる技術開発、それから、立地交付金——上関町におよそ70億円入ってるという立地交付金などの減少で、利益というのは年平均でおよそ2兆6,400億円だと。だから、年間にすれば6,400億円の利益、ベネフィットがあるんだと。だから、国民経済的にいっても脱原発を進めたほうがいいというのがこの人の解答なんですけれども、この先ほど申しました10ページの原発のコスト、水力、火力よりも高いというこの費用には、福島原発の事故処理費は入ってないんですよ。だから、福島原発の事故処理費が政府の見通しでも11.3兆円ですから、それ以上にふえるということになれば、このコストはもっと高くなるはずなんです。だから、そういうことを考えれば、脱原発のほうが国民経済的にメリットがあるということですから、我々はぜひ日本経済を考えても原発ゼロの日本を目指して、その早期実現を目指してほしいというのが請願の動機にもなっているわけです。

#### ○加賀美委員

私は上関原発の建設については反対であります。そして、この請願についても理解できるわけでありまして。

しかしながら、一言ちょっと言わしていただくと、我々市会議員の仕事、これは市、県会議員は県、国会議員は国政の審査をするのが主な仕事であるわけです。そういう中で、市議会に出された請願というものは、市民が市政などに関する意見とか要望、政策などを議会に提案することによって、それをその市の機関に実現を求めると、これが請願であると思うんですよ。しかしながら、市民の生活にとって重要なことでも、それが国や県の権限であったり仕事があったりして、市では解決できないようなことがあるわけです。そうしたときは、市議会は意見書として市や国に市民の希望を伝えていくと、それが今までの例であったわけでありまして。

平成23年の6月でしたか、上関の原発建設中止の請願が出ました。そのときに我々がとった姿勢は、この市に関係ある「自然エネルギーの普及と省エネルギーを推進する」というそういう項目ほかあと1点で、そういうところを趣旨採択をして、請願を採択したことはあるわけです。

そういう考え方のもとで、ちょっとこれは見識のなさがあれば御容赦願いたいと思いますけれども、この請願そのものはやっぱり権限のある県や国にお出しになるのが妥当じ

やないかと思うんです。本来、市議会に求めるんならば、市議会は意見書として県や国にしていくと、これが一般的な例ではなかろうかと思うんです。そういう私は思いをしておりますことを、まずお伝えしておきたいと思います。  
以上です。

#### ○森戸委員

それでは、私の意見を述べさせていただきます。  
震災から3年を迎えて、この1週間、テレビ報道や新聞報道で福島原発のことが報道され、改めて津波、原発の怖さを思い起こしました。そして、本日朝のマグニチュード6を超える地震が光市近海で起こったことを考えると、改めて原発が上関に立地をするということに関しては非常に恐ろしくなりました。  
上関原発に関する自分の考えは、2012年の市議会改選前の考えと変わりません。反対ということであります。その改選後以来、太陽光の普及だけでなく省エネルギーに関してもいろんな提案を行ってまいりました、議会の中で。以前、紹介議員として可決をいたしました住宅リフォーム助成制度、その結果としてエコライフ助成制度が生まれました。これは省エネルギーに関する部分です。太陽光に関しましても、地元企業の優遇ということでそういう制度を提案をいたしまして、それも今実現をしております。水力の発電や、また、市民節電所というものに関しましても議会でこれまでに何度も提案をして、省エネルギーと自然エネルギーの普及に取り組んでまいりました。  
しかしながら、議員個人の意見、提言も非常に大切なこと、大事であります、意見書を可決したときのように、党派を超えてそれぞれが歩み寄り、凍結という形で議会全体の意思として合意形成を得たように、いかに議会として合意を図るかもそれ以上に大事であると、大切であると思います。  
反対に限りなく近い凍結の意見書を私としては尊重をしたいと思っております。しかしながら、白黒ははっきりつけるのではなくて、議会全体で合意形成を得られるような方法があればいいなど、個人としては思っております。  
以上です。

#### ○森重委員

本日は大変にありがとうございました。審議を重ねる中で、やはり今回の請願者が請願に至るまでのその背景とか、また、原発に対する真摯なお取り組みを非常に頭が下がる思いがいたしまして、しっかり勉強させていただきましたことを感謝申し上げます。請願は重々に理解をしておるつもりでおりますけども、それをもって今回またこの審査をしなければなりません。私が思いますには、やはり前回は、ちょっと前委員と重なる部分もございまして、会派を超えて全会一致をみて、3・11直後の一番大変なときに合議体である議会において、中止、休止、凍結、いろんな意見が出ましたけども、会派を超えて不偏の、これ以上のものでもない、これ以下のものでもないという、やはり議会の総意を示したわけでございます。先ほど折衷案と言われるような言葉もございましたけども、やはりそこを歩み寄れるところでの合意をみたということで、凍結と

という言葉、それに、その上に3つの抑止文をつけて凍結としております。この姿勢に私自身は今、上関原発はアンケートのとおり反対でございますけれども、その当時の意見書に対してはこれは不偏であるというふうに捉えております。

今回もやはり目指すは全会一致というところが一番望ましいというふうに思っておりますので、先ほどいろいろ質問さしていただきました相違点、今回の、そういうところを踏まえまして、やはり趣旨や願意に大きな隔たりが前回とはあると言わざるを得ないかなというふうなものも思っております。

また、それにあわせて、やはり私たちは今リスクある周辺市町村の権威がないものですから、その辺のところもあわせて県のほうに、県からまた国へというふうな要望書もしてるところでありますので、そのあたりで自分自身は審査をしてまいりたいというふうに思っております。そういう気持ちが私の全てでございます。

以上です。

#### ○磯部委員

私のほうから自分の意思を表明させていただきます。

私は当初から上関原発建設計画については反対、賛成だけで意思表示するべきではないというふうに考えております。なぜならば、私は上関原発建設計画について周辺自治体として30キロ圏域にすっぽり入る光市が、その是非について意思表示する権限が全くないという現実に憤りを感じているからであります。

だからこそ、このよう状況下で上関原発建設計画が進むことはあり得ませんし、あってはならないという立場であるということをもまずは表明しておきたいと思っております。

3・11の東日本大震災から、光市議会はこの大きな災害の重大さを看過せずに、いち早く各党派、また、党派を超えて慎重に協議を重ねた意見書を全会一致で採択いたしました。山口県知事に提出をいたしました。県知事が変わられても、その効力は生きておりますし、現状さまざまな課題がある中で、さらに効果がましていると感じております。

意見書の中身は先ほどから皆さん御承知のとおりですが、特に私は立地自治体だけでなく、原子力災害のリスクを抱える周辺市町村の合意をもって計画を遂行するよう改め、それを法令等に明記することを早期に実現しなければならないと思っております。

さて、今回の請願についてですが、その願意はただいまの説明でしっかりと聞かせていただきました。しかしながら、光市議会が山口県知事に提出したものと異なっており、願意の違うものを採択すれば光市議会が全会一致で採択した意見書が否定されてしまうと考えております。残念であります。私としては、全会一致で採択され、山口県知事に提出した意見書に対して、今後どのように進んでいくのかをしっかりと注視していくべきと考えております。

#### ○中本委員

お疲れでございました。請願提出者の原発に対する思いは改めて感じました。私も改めて勉強になったというふうに思っております。

私は先ほど質問の中で申し上げましたように、3年前の3・11の大震災、これが未曾有の大災害だったということがまだ記憶に焼きつくように新しく頭に残っております。したがって、その3カ月後に6月に光市議会としてはこの状況を重く受けとめまして、光市の生命と財産を守る立場である光市議会がどういう形で意思表示したらいいかということで、全会派持ち寄って慎重に協議、熟慮を重ねてまいったのが、この意見書の提出でありました。

この意見書の非常に思いというふうに私は思っております。この意見書は、国、県に必ず通じておりますので、この意見書は今までどうなっていくのかということが我々も今から注視していかなければなりません。

私は前回のアンケートを先ほど持ち出しておりましたが、条件つき反対ということがあります。これは、この意見書のことを言ってるわけでありまして。3つの中の改善が全面的に図られる間はこの上関原子力発電所建設計画への凍結を求めるということでありまして、そのことを踏まえて、今回は私の意見としては今の皆さん方の請願に対する、そして、私たちの意見書に対する内容には少し差異があるということで、若干の賛同しかねる場合があります。

以上でございます。

#### ○木村（信）委員

後ほど討論にも参加したいとは思っておりますが、私も請願者の願意というものは十分理解しておるつもりです。決して原発がこのままふえ続けるというのは望んでおりませんし、将来にわたって、やはり原発をゼロにしていくという考え方については間違いないというふうに考えております。

そんな中で、先ほども申し上げましたように、我々は全会派、全議員が、かんかんがくがくと意見を交わして熱い議論を交わした中で意見書というものを提出してまいりました。この件につきましては、やはり私は重く受けとめております。そうした、自分の中におった立場として、これを無視することは、やはり今かなわないと。ただし、請願者の御意見、また、これから今後出されるであろう、もしかしたらそういった同趣旨の御意見があるときには真摯に請願を審査し、その願意をしっかりと酌み取って我々は議論をして深めていきたい、このように考えております。

以上です。

#### ○四浦委員

きょう、ここの第1委員会室には、議員や報道関係者、傍聴者の皆さん以外にも、市の執行部として政策企画部の方々、副市長、政策企画部部長、次長がここに参加をしておられます。さぞかし、いろいろ意見を言いたいかと思えますけども、そういう機会がありませんでしたが、実は私はこの光市民の一番の関心ごとトップだというふうに、よく位置づけるんですが、この上関原発問題だと思えます。自分で主観的に見るわけじゃないです。私どもは2年に1ぺん、市民アンケートを実施をしまして、それを見ると断トツトップです、上関原発反対が特に。68%を数えております、複数回答。そして賛成

はわずかに2%という状態がありました。

この原発問題をやっぱり市も重視をして、市長が市政方針でもうたうし、実際にはうたっていないわけですが、市民アンケートをこういう大事な問題ではとってほしい、市民もそれを望んでいるという、こういうふうなことを繰り返し議会の中で求めてまいりましたが、残念ながら市長がそういうことを踏み切るといふところまでは至っておりませんから、やむを得ず、うちは、アンケートの中にはダイレクトに、上関原発についてどう思われますかということをお聞きします。年を追うごとにいいますか、反対がふえて賛成が減るといふ傾向があります。

先ほどからも議論の中で言いましたが、この福島原発の事故の実態というものが赤裸々になってから、よもやあの事故の直後に14万人も帰還することができない、原発が理由でその避難生活を余儀なくされるといふ方々がそんな数で膨らんでくるであろうということは、誰も予測がつかなかったのかなというふうに思います。

もちろんアンケート調査は、中には口の悪い人がおって、共産党がやるからそういう結果が出ると、共産党のファンは脱原発、反原発が多いからだとかいうふうに言われる方もいらっしゃいますから、東京の電話代行業の業者、これを通じて、いわゆるアンケート調査の鉄則である無作為抽出、電話番号で1番を選んで、次は41番を選ぶ、次は81番を選ぶというような形で無作為抽出でやった結果も含めて、最近の例ではずっと反対が膨らんで賛成が減ってきているということなんです、去年、おとしにとった例では反対が78%で賛成は3%というふうな傾向が出ておりました。

今回の請願に対する審議、請願そのものも非常に私は全面的に賛成なんです、同時に、議員たるものがこれをどういふその物差しでこの請願の重みをはかるかというときに、やっぱりその市民の目線に立ちかえるということが非常に大事だと思います。

市民の圧倒的多数がこの上関原発に建設に反対している。だから、議会で意見書で凍結と1ペン決めたんじゃから、それにそぐわんからこれは気に入らんというふうな論法、これはやっぱりこま過ぎる、もっと堂々たる態度で市民の目線で判断をすることが大切だというふうに思いました。

この請願を出されたことを非常に高く評価しながら、全面的にサインを示すという立場であります。

終わります。

#### ○木村（則）委員

私は今回の審査に臨むに当たって、前回の請願、平成23年の6月でしたけれども改めて振り返ってみました。

当時の請願者は3年前の時点で電力の全量買い取り制度の実施を求めておりましたけれども、予想どおり1年後に制度が実現をいたしました。今回の請願者の皆さんも同様に、ちゃんと未来の予測のできる方々だと私は大変感心して、先ほどまでの聞いておりました。

また、電力事業者に対して対峙しているというよりは、寄り添っているといひますか親切的な提言をされていると思います。なぜなら、上関は諦めて再生可能エネルギーにシ

フトしたほうが、今は利益がありますよといったようなことだろうと思います。私は原発に対して決して楽観的に考えているつもりではありませんけれども、請願者の皆さんの未来予測が、つまり原発をやめたほうがよりよいという考えは、いずれ、ずばりの中をすすると思います。

先ほど紹介もいただきましたように、現に昨日、川内原発の再稼働がニュースで流れておりましたけれども、一方で非難計画あるいはその事故が起きた際の賠償制度、こういったものが確立されていないといった課題が多く残されている中で現実的に再稼働は絶対にあり得ないわけです。

そうしたことを考え合わせますと原発の将来というのは不可能だなどは思いつつも、やはり今こうやって皆さんが声を上げられて、それを我々がどう受けとめて、どう発信していくのかといったことは極めて重要だと思います。

きょう、私がこのやり取りをさせていただきながら、皆さんの願意に対してどう判断するのか私なりに整理をしてみました。大きくは3点です。

一つは、福島から学んだことは原発に絶対の安全はないということ。さらに言えば、今の人類ではもう手に負えるものではないと。

二つ目に、3年前の事故の結果から、放射性廃棄物の処理も含めて原発には膨大なコストがかかるという事実が明らかになったこと。

三つ目に、それでも、危険な原発があえて必要だと考えていたのは日本経済に悪影響が生まれるといったようなことだろうと思いますが、実は再生可能エネルギーにシフトすることのほうが反対に経済の好循環を生むことが明らかになったこと。

以上のことが、今回のやり取りの中で私自身その後、明確になったというふうに思っております。

今回の請願は、ある意味、実は極めて容易な判断が可能だろうと思います。つまり、請願は上関原発建設計画の中止を求めているわけですから、それに対し、イエスかノーかです。つまり、ノーという判断は上関原発の中止の反対でありますことから、中止の反対は何でしょうか、再開であるとか実行を望むということになろうかと思えます。原発ゼロの日本の早期実現に向けても同じことが言えると思えます。

いずれにしても、私たちこの光市議会は、請願者に対し曖昧な回答を返すということは大変失礼ですから、誠意を持って明確な判断を返すべきだということだというふうに考えます。

この請願は、本質はこの原発を中止とし、それから日本の原発をゼロにしてほしいということであって、憲法、意思があつて、権限が云々かんぬんであるであろうとか、私たちの意見書がどうであるこうであろうというメンツの問題ではありません。それをしっかり受けとめてみたいと思います。

## 討 論

### ○木村（信）委員

では、平成26年請願第1号上関原発建設計画の中止と原発ゼロの日本の早期実現をめざす請願書に対し、反対の立場から討論に参加いたします。



東日本大震災に伴い、福島第1原子力発電所事故から3年の歳月が経過いたしました。が、汚染水問題など抜本的な解決に至っておらず、一部の被災者の皆さんには、いまだ生活再建への展望を見出せない状況が続いているという現実もございます。

光市議会では、あの3・11直後、事態の重大さを看過せず各地方議会が声を上げる中、いち早く市議会各会派で慎重に協議や審議を重ね、全会一致で意見書を山口県知事に送付したことは御承知のとおりであります。その意見書の願意とするものは、光市議会が震災直後の状況を上関原発の予定地の30キロ圏内にある光市に当てはめれば全域が非難対象地域なる可能性があり、その影響は甚大であることから市議会総意として呈じたもので、その後3年間経過後も確たるもので揺るぎなく、現在もその効力はそのまま生き続けております。

このたびの請願は、上関原発建設計画の中止と原発ゼロの日本の早期実現をめざす請願であり、私ども光市議会が可決した意見書、上関原発建設計画の凍結を求めるとした内容とは、計画の凍結、中止、また上関原発建設計画の取り扱いが原発ゼロの日本に及ぶ等など、大きく内容に差異があると思うわけです。この異なる請願内容を採択した場合、前回の意見書事項に対する光市議会の意志、総意を否定することになりかねません。また、地方議会への請願の対象となるものは、当該地方自治体が処理することのできる事項ならば、それらの全てに及ぶと解されていることから、極めて広範囲に及ぶところではありますが、この請願者の願意を深く酌めば酌むほど、願意に沿い得る処理機能が当光市議会に存在するとは考えがたいところです。

そうした中、現状では上関原発建設計画において、その影響を受ける周辺市町村にありながら、その是非に対して直接的な関与や絶対的な意思表示の権限もないという現状から、まず立地市町村だけでなく、原子力災害のリスクを抱える周辺市町村の合意が必要な制度を法令等に明記することを強く要望しているところでございます。

以上のことを申し上げて、本請願の反対討論といたします。

#### ○四浦委員

本請願に全面的に賛成する立場で討論に参加をいたします。正式には、平成26年請願第1号上関原発建設計画の中止と原発ゼロの日本の早期実現をめざす請願書に賛成する立場ということになります。

冒頭、わかりきった話をしますが、私はこの原発問題には限らないと思いますが、特にこういうふうに市民の生命と安全に非常に大きな影響を与えるという課題については、木を見て森を見ない類いというのは廃さなければならぬと思います。

それは何か。実は、その福島原発の事故の前にも、国会ではあの原発事故を言い当てた議論があったんです。

地震で鉄塔が倒壊して1次冷却電源がとまる。そして次に来る津波で、何かもうその構造的にはばかみたいな地下にディーゼル発電機を据えていて、これが海水がかぶる、2次電源も喪失すると、つながらない。冷却機能を失われて、先ほども触れましたが、メルトダウン、核燃料棒が崩壊熱を発生して、そしてちょっと構造的にはいろいろ複雑な面があるんですが、水素爆発を起こして核物質を周辺に大きく拡散をさせて甚大な被害

を与えるというふうなことがありました。

そういう具体的な事故の模様を言い当てているのにもかかわらず、政府の当時の責任者といえますか、ちょっと役職名を忘れましたが——の答弁は、「国会議員の先生、それは論理的にはあり得るんですが」と言って、お茶を濁したようであります。国会の議事録にこのことが載っておりまして、安全神話にとっぷりつきながら原発を推進してきた勢力が、そういう形で真面目に安全対策も講じていなかった、深く考えていなかった、措置も講じていなかった。

だから、ほかに上げれば、きりが無いほどあります。福島第1原発のあの事故そのものは、もともとは35mの高さの断崖にあったんですが、それを削り取って低くしたために、津波に襲われるというようなこともあったんです。アメリカ型の原発に合わせるといふふうなことから、そういう自体も起こりました。

何を言わんとするかと言いますと、原発1機130数万kWですから、それを2機つけば1つで恐らく建設費が7,000億円、そして、その2機ですと1兆4,000億円という膨大な金が注ぎ込まれるんですが、それにやっぱり群がる勢力があつて、残念ながら我々のというか国民の目に入らない形で、原発利益共同体が、かつては学者やマスコミも含めてそういうものが形成されていて、いまだに福島原発以後もそういう利益共同体が、闇でというか表面には余り出ないけれども暗躍をしているからこういう不測の事態があるし、やっぱり市長もちょっといろいろなことを言うてきたけども、施政方針ですら原発のげの字も触れないというようなものの背景が私には見えるんです。

そういう中で、今この請願が審議をされております。やっぱり綱引きなんです。原発利益共同体がお金の力に任せて上関町をああいふうに動かしていったとかいうようなことなどがやられている中で、やっぱりこの原発がいけないと思う人は、いわゆるもっとバージョンアップした運動が要るし、我々の市民的な要求としてはやっぱり中止が本当にふさわしい。そのことを通じて、やっぱりその原発推進派を押し返していくそのことが求められる。そのことを求めたのが今回の請願だといふふうに私は信じてやみません。非常に勇気ある行動だし、大多数の光市民がこの行動、あるいはその周辺部にいる人々が、山口県民が、この請願者の行動を非常に高く評価して感謝しているということを鋭意述べまして賛成の討論といたします。

#### ○木村（則）委員

私はこのたびの上関原発建設計画の中止と原発ゼロの日本の早期実現をめざす請願に全面的に賛成をする立場で討論に参加をいたします。

きょうの審議が日本の未来に向けて前向きで本質的な話し合いがなされたでしょうか。私たち政治家は、まず先に、理念や哲学それに基づいて勇気を持って決断し、それに従って政策を形成すべきだと考えています。市民の生命と財産を守る立場として光市議会は今、大きな決断を迫られています。

今回の審査においては、先ほど意見を述べたとおり原発のメリットは一つもありません。それどころか人類を脅かしております。

福島原発の事故を経験した、さらには長崎や広島を経験した私たち日本人、光市民

の知性が今、試されようとしています。この知性を地方から発信することが本来の民主主義だというふうに私は考えています。  
以上のことより、請願者の願意を全面的に受けとめますことから賛成をいたしたいと思います。以上です。

採 決：賛成少数「不採択とすること」

#### ○委員長

ただいま不採択になりました平成26年請願第1号の意見についてであります。委員会は光市議会会則規則136条第1項の規定に基づき、請願の審査結果に意見をつけ、議長に提出しなければならないことになっておりますので、意見案の作成については委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議なしと認めます。それでは、そのようにさせていただきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ②議案第1号 平成26年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）

説 明：森重財政課長 ～別紙説明書のとおり

#### 質 疑

##### ○加賀美委員

26年度の予算編成のコンセプトというか、いわゆる消費税をどういう形で賦課しているのか、それから経費の削減がどうなったか。ここらあたりの全体の考え方について、お聞きさせていただきたいと。  
それから、今回の予算書の中に職員の人数が全部落ちていると。これは何か意図的なものがあつたのかどうか。

##### ○森重財政課長

平成26年度予算のコンセプトでございますが、平成26年度の予算編成に当たりましては、平成25年9月に予算編成方針を職員に通知したところでございます。  
この中で、基本といたしましたのが、まちづくりの最上位に位置づけられております総合計画後期基本計画の優先施策である、7つの未来創造プロジェクトに沿った事業の着実な推進を図ることといたしております。これらの主な事業につきましては、予算案の概要にお示ししているところでございます。  
また、平成26年度は新市誕生10周年の節目の年でありますことから、光市の未来を見据え、未来の礎となる事業への予算配分にも意識したところでございます。この事業の例としましては、新市建設計画の具現化でもある新学校給食センター、防災行政無線、

岩田駅周辺地区整備など。

また、老朽化するインフラ対策としまして、橋梁の計画的な修繕、小中学校の非構造部材の耐震化等を計上いたしております。

また、ソフト事業としましては、未来の光市を支える人材育成としてひかり夢大使、防災教育交流事業、防災士の養成について予算を配分したところでございます。

一方で、将来のまちづくりには、持続可能で安定した財政基盤を築くことが必要不可欠であるために、引き続き事業の選択と集中、こういった中で、経常経費の1%削減というものも引き続き行っているところでございます。

また、消費税の引き上げ分につきましては、使用料に適切に転嫁しており、これにつきましては12月議会で御議決いただいたところでございます。

○委員長

先ほど職員数のことございましたけど、これ総務のほうでございましてよろしくお願ひします。

○加賀美委員

今、お話がありました経常経費については1%ダウンしたと。特に消費税について、どうなんですか、補助金にはない、加えてない。委託指定管理料とかそういうところには消費税が3%プラスですか。そういう基準はどうだったんですか。そのあたりがどうなっているんですか、全体的に見たときに。予算全体を見たときに消費税はどれとどれとどれに付けてるか、そこらあたりがわかれば教えてほしいんですが。

○森重財政課長

消費税につきましては、当然課税対象となります施設の使用料等に3%分を転嫁したところでございます。

○加賀美委員

指定管理料なんかについては、もちろんそれも付いてると理解してもよろしいでしょうか。

○福原行政改革推進室長

指定管理料のほうも当然付けております。

○加賀美委員

したがって、その補助金などについては当然付けないと、そういうような感覚で整理されてるのか。そこらあたりお聞かせ願ひします。

○森重財政課長

補助金につきましては平成25年度で見直しを行ったところでございますが、その際に

はそれぞれの団体の繰越金等を勘案しまして、適切に見直しを図ったところでございますので、このたびについては特に転嫁等、そういったことはいたしておりません。

○加賀美委員

わかりました。個別の項目についてお尋ねします。

51ページの、広報紙の問題が出てるわけですね。ここには広報紙の作成とか配付、調査員に配る手当とか、こういった予算が出てるんだけども。隣の下松なんかも年1回、月1回にして広報紙を充実させていくっていうふうな形が出されているようですが、当市におきましては広報紙の発行いについては、非常に重要視されているのか、そこらあたり。あるいは、将来的にいかにして充実させていくのか。

○坂本広報情報課長

広報紙につきましては、市民生活にかかわりの深い行政情報などを確実に市民の皆様提供できることから、市の情報発信手段の中でも有効であり、情報の即時性では限界がありますが、印刷紙として保存することが可能で、いつでもどこでも手に取り読めることに利点があり、世代を問わず、市民と市政をつなぐ最も中核的な広報媒体であると考えております。

委員さん御指摘のように、お隣の下松市さんにおかれましては、26年度5月から月1回の発行に変えられるということを知っております。県内におきましても下関、宇部、長門、美祿が現在月1回ということで行っているところでございます。本市におきましても月1回というお話しが、時々ございますが、今現在2回発行ということで行っているところでございます。月1回、2回の利点等でございますが、月1回にいたしますと1回当たりの広報紙の情報量が増えるとか、内容を詰め込み過ぎてしまって、読みづらい紙面になってしまう。それから、行事等につきましては半月分の情報を前倒しでお知らせすることになり、結果として不完全な情報を掲載してしまう可能性があるなどの問題点もございます。

しかしながら、調査員さん、広報を配達される方でございますが、こういった方々の負担軽減の面から、月1回の可能性についても、今後、調査研究をしたいと考えております。

○加賀美委員

いわゆる市民の情報の共有化という面から見れば、月2回発行のほうがやっぱり非常に効果はあると思うのです。そういう点で、またそのバランスを考えて、今後検討課題にしていけたらと思います。

次、57ページに行政情報化機器のシステムの賃借料っていうのが、行政情報などのシステムをするためのあれだというふうに聞いておりますけど、去年に比べて約5,000万円ぐらい賃借料が落ちてるんです。これはどういう理由があって、こういうふうに落ちてきているのか。そこらあたりがわかれば教えていただきたいと思っております。

○坂本広報情報課長

行政情報化機器システム賃借料の件でございますが、25年度当初予算2億652万9,000円に対しまして、26年度予算計上は1億6,008万8,000円と4,644万1,000円の減額計上としております。主な内容といたしましては、3月補正でも御説明いたしました行政システムの再リース、内部事務システムの再リース等によるものが4,800万円程度占めております。そういったことから、このたび4,644万1,000円の多額な減額となっているところでございます。

○加賀美委員

既にもう補正で支払っていると、そういう感じでございますね。わかりました。

○坂本広報情報課長

改めて御説明いたしますと、3月補正のほうで再リースということで減額補正しておりますが、これにつきましては昨年の11月から再リースにかけた部分、それからことしの2月から再リースにかけた部分があるということで、3月補正におきましては2,300万円程度の減額でございましたが、26年度に際しましては昨年の11月から再リースになった部分が、今年度は4月から10月まで、26年2月から再リースになったものについては、26年の4月から来年の2月までと期間が長くなることによって、補正の倍程度の減額となっているところでございます。

○加賀美委員

わかりました。以上です。

○磯部委員

49ページの最初の行ですけれども、指定管理者候補者選定委員。たったの2万1,000円のことですけれども。今御説明の中に冠山というふうに、指定替えということで冠山の選考委員というふうにお聞きしましたけれども、里の厨も指定替えになるというふう聞いておりますけれども、現在の導入状況と合わせて、このあたりの指定管理の指定の予定というものを教えていただけたらと思っております。

○福原行政改革推進室長

今のお尋ねでありました、導入状況と26年度の指定替えの予定でございますが、まず指定管理者の導入状況でございますが、本市では平成18年度から市民ホールや総合体育館などで導入を初め、現在19の施設が指定管理者施設となっている状況でございます。このうち、昨年の12月市議会では文化センターなど15施設について、指定管理者の指定に関する御議決をいただいたところでございます。

次に、平成26年度の指定管理者の指定の予定ですが、委員御指摘のように平成24年度に指定期間を3年間と設定しました里の厨と冠山総合公園。こちらの施設につきまして、来年度は指定替えというか、指定管理者の変更という指定替えを行う年になります。こ

の指定替えにあたりまして、ちょうど49ページの予算計上の点から申し上げますと、前回の選定の例から里の厨は非公募を想定し、庁内委員による選定審査会の開催としておりましたので支出は伴いませんが、冠山総合公園につきましては、公募による選定として、企業経営等について専門的知識をお持ちなどの外部員2名。こちらを加えた冠山総合公園指定管理者選定委員会の開催を予定しております。こういったことから、このたび2万1,000円ということで予算計上をさせていただいているところでございます。

○磯部委員

よくわかりました。確認ですけれども、以前も聞いたと思いますけどこの外部委員さんというのは企業経営者並びに、同じような同業者であるけれども公的な立場、非常にそういう利害関係のない、そういう方を選定していると、そういうふうにお聞きしたんですが、それでよろしかったでしょうか。

○福原行政改革推進室長

今おっしゃられたとおり、光市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例、こちらの第5条でそういった形でうたっております。おっしゃるとおりです。

○磯部委員

よくわかりました。そのあたりのことはこの26年でしっかりと審査が入ると思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、あと2点ほどお願いしたいんですけれども、51ページ。これは新規の事業で、また職員さんのアイデアでこの事業を行われるという、市長と気軽にバスツアー、今51ページの食糧費とこのあたりですか、2点言われましたけれども、もっと具体的に教えていただけたらと思っております。

○坂本広報情報課長

市長と気軽にバスツアーにつきましては、今委員さんのほうからも御説明がございましたように、職員提案制度である職員夢プロジェクトの、新市誕生10周年記念事業として提案のあった市長と気軽にバスツアーということで、市長と気軽にミーティングの特別編として企画したものでございます。

事業予算額は参加者のお茶代として2万円、借り上げ料として38万円の計40万円を計上しているところでございます。具体的には1回ごとにテーマを定め、テーマに沿った施設、場所などを視察しながら市民と市長が対話を行うなど、年間5回程度開催することとしております。

一例を上げますと、テーマが「自然」「農業」の場合、市役所に集合の後、マイクロバスで移動し、浄水場を見学、それから里の厨でそばづくりの体験などをし、つくったそばを昼食で食べ、その後里の厨研究室で市長との対話をするなどの行程を計画しております。そのほかにも、環境、子育て、歴史、海などのテーマとし、既存の見学ツアーを活用するなど、関係所管と連携して実施してまいりたいと考えております。

○磯部委員

盛りだくさんで非常に楽しそうな企画だと思いますので、この1年間5回予定ということで、そのあたりの成果を期待しておきたいと思います。

続いて53ページの、また新しいところで、これも非常にいい取り組みだなと思っておりますが、53ページのまちづくりミーティングの開催について、コーディネート業務委託料ですかね。これもそんな大きな予算ではないんですけども、ここも非常に大切な分野ではないかなと思っておりますので、もう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

まちづくりミーティングのお尋ねでございます。予算書でいえば53ページの中ほど、総合計画推進事業の中のコーディネート業務委託料でございます。ちなみに、当初予算の概要の32ページにも概略をお示ししております。

内容でございますが、これまでまちづくりへの参画とか御意見の提出が比較的少ない若者の皆さんから、まちづくりへの率直な意見を聞いていきたいということで、そういう方との懇談会を2回程度開催したいと考えております。この開催に要する経費としましてコーディネート業務委託料20万円を計上いたしております。

開催の主たる目的につきましては、若者等の意見聴取でございます。このほかに、若手の職員を同時に参画させることにより、官民の融合と連携の促進、いわゆる両者の対話というものを進めていきたい。また、職員自身のスキルアップ、これも図っていききたい。もう一つ、このミーティング等を通じまして、市民の新たな行政のパートナーとなる人材の発掘につなげたいというような、複数の目的を持っております。

開催の時期につきましては、概ねの予定でございますが、次期総合計画なり次期計画の策定準備がそろそろ始まる、来年1月以降の開催を予定しております。

ちなみに、コーディネーター、ファシリテーターということで20万円を予定しておりますが、これは九州大学准教授、加留部先生のほうにお願いができればということで、一つの案としております。

○磯部委員

着々と職員の人材育成にも含められるような、多岐にわたるそういうものであるというふうに認識いたしました。非常に期待をしておりますので、しっかりとした成果が上がるように取り組んでいただきたいというふうに思っております。

最後にもう一点、55ページ。上段のふるさと光の会交付金30万円。今年もしっかりとしたふるさとを思う東京での開催、私もほぼそちらのほうへ伺っておりますけれども、今年10周年の記念と意趣位置づけもありますので、いろんな意味でこのふるさと光の会、新たな取り組み、そういったものを期待しておるんですけども、そのあたりのことも踏まえて、内容等、工夫等がございましたら御回答をいただきたいと思います。



○小田政策企画部次長兼企画調整課長

ふるさと光の会の関係でございます。委員のほうからたびたび御質問もいただいております。

この会では、会員相互の交流と相互支援、あるいはUターンの促進と光市への発展の寄与を目的に設立されております。

具体的には、毎年7月に総会並びに懇談会を開催しますとともに、年2回程度会報の策定をされ、相互の交流を報道されております。それに合わせまして、光市からも情報提供という形で、光市のPRもこの会報の中でさせていただいております。その中でUターンの促進、あるいはふるさと納税への誘い、こうしたものもPRの紙面を少しいただいております。

今年度の事業につきましては、まず総会、交流会につきましては、例年どおり7月の初旬ごろに開催したいというふうにお伺いしておりますが、昨年度まで開催しておりました富士屋ホテルさんのほうが、ちょっと廃業という形になっておりますので、会場については、現在選定中でございます。

また、10周年。これ9月議会にも他の委員さんからも、お尋ねもいただいておりますが、10周年を受けた取り組みといたしましては、会自体のほうも若干取り組みの強化をしたいということで、今いただいております話は会報に関して10周年記念号というような形で紙面の拡充を図っていきたいといふふうに聞いております。

それと、ぜひこれを機会に、会員さんにも多くの総会への参加を呼びかけたいということでもありますし、できれば光市からもより多くの市民の皆さんにご参画頂けるようにという依頼がきておりますので、今後、広報等も含めてPR呼びかけ等も検討してまいりたいと考えております。

○磯部委員

昨年も若手職員さんがいろんな工夫を重ねて、いろんな中身を充実していこうという思いでやられているのは、よく重々わかるんですけども、今おっしゃったようにふるさと納税の積極的なPR、また光市が今一生懸命やろうとしている事業、そういうものを理解していただきながら、また地元の人たちが頑張っているいろんなことを取り組んでいらっしゃると思いますので、そのしっかりとした、逆に光市からの元気をあちらの方にPRしていくコーナー、そういうことも十分充実していただいて、10周年のそういった大きなものになるようにやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○中本委員

それでは、予算説明資料の22ページをお開きしていただきたいと思います。

財政健全化計画が28年度ということでお示しをされております。この中で遊休の公有財産の処分が、26年度は2,600万円ということで、かなりの遊休財産があるというふうに思っております。目標が2,600万円でちょっと低いのでありますが、この3月の補正で大きな財産の処分をされまして効果がありまして、もう少し積極的な処分をしなければいけないんじゃないかというふうに思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○森重財政課長

遊休財産の処分についてでございますが、確かに今委員仰せのとおり、遊休地につきましては積極的な処分というのを進めていかなければならないと思っております。現在取り組んでおりますのが、売しやすいところといたしますか、条件のよいところをまず選んで売却の手続きを進めているところでございます。中には、どうしてもなかなか売却が難しい土地というのもたくさんございます。

そうした中で、この2,600万円という金額でございますけれども、そういった売れる土地、売れない土地が混在している中では、この2,600万円についてもかなり高いハードルではあると考えているところでございます。

○中本委員

おっしゃることはよくわかってはおります。非常に条件のよいところは販売がスムーズにいくだろうというふうに思っております。しかしながら、条件の悪い土地をいかに処分するかっていうことも非常に大事だというふうに思っておりますので、その後に含めて、健全計画がこのような目標額を設定かもわかりませんが、積極的に条件よし悪しを問わず、処分していくというふうにしなければならないというふうに思っておりますが。

26年度、まだ公社の財産等もありますので、そのあたりを含んで積極的な処分をお願いしたいというふうに思いますが、ただ適正な価格ちゅうのはやっぱりありますので、そのあたりも含めながら販売に努力をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それからもう一つ、ふるさと納税。これは光応援寄附金ということで納税をずっと2008年度からやっておりますが、今年度この予算書にはちょっとはつきり出ておりませんが、その辺の目標といたしますか。それから今までの用途については、どのような用途があったかをちょっと教えていただきたいと思えます。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

ふるさと納税でございます。光市のほうではふるさと光応援寄附金という形で、寄附のほうを平成20年からお願いをしております。

今、申し上げました、中本委員が言われました22ページの財政健全化計画の項目の合計の一番上の中段の辺に、目標額が一応200万円という形でございます。

予算的に、予算書では31ページの一般寄附金という形で、1千円の頭出しをいたしております。内容について若干説明をいたしますと、御存じのようにこの目的が、ふるさと納税自体がいわゆる大都市等への一極集中によりまして、都市間の格差があうということ等を背景にしながら、都会で暮らしておられる方が過疎等に悩んでおられる地方、こういう地域やふるさとに何らかの貢献をしたいという思いを活かす形で、税制面の改正が行われ、平成20年の7月から制度化をされたものでございます。

多くの自治体では、寄附者の趣旨に沿った活用等々検討されておりますが、本市にお

きましては、おっばい都市宣言が一つ、自然敬愛都市宣言が一つ、安全安心都市宣言が一つの、3つの分野で募集をしております。その他希望する分野の4項目になっております。基本的には寄附を受けた翌年度に予算化させていただきまして執行するという流れになっております。

25年度に今、いただいております寄附金の額が11件で217万円となっております。24年度に比べまして61万5,000円の増加になっております。非常にありがたいと思っております。

内訳につきましては、使途でございますがおっばい都市宣言関係が1件100万円で浅江東保育園の耐震化事業。自然敬愛都市宣言が5件31万円で松林の保全対策事業。安全安心都市宣言が1件2万円で防災発電機の購入にそれぞれ充当をしております。その他の分野が4件84万円となっておりますが、これらも意思に沿って、例えば戦没者慰霊碑の周辺整備をしてほしいという御意思もございますので、こうしたものにそれぞれ充当をしているところでございます。

これらの情報につきましては、毎年4月25日号の広報ぐらいになるんですが、ここで使途の予定を市民の皆様にも御紹介するとともに、寄附者の方にも予定事業の一覧等々についてお返しをしているところでございます。

#### ○中本委員

よくわかりました。光市のために貢献したい、応援したいというような寄附金は非常にありがたいなというふうに思っております。少ない金額ではありますが有効活用、寄附金の使途については目的を持って寄附をとということでもありますので、非常にいい制度だなというふうには思っております。

3つの目的があります。ただし、そこに市長が認めるちゅうような文言があるような気がいたしますが、そのあたりについては何かありますか。

#### ○小田政策企画部次長兼企画調整課長

基本的には、市のほうでなかなか事業化できないようなものの申し出があった場合には、やはり若干相談をさせていただくということも必要になってまいりますので、そういう文言を入れておりますが、今までちょっとこれは使えないというような使途を希望されるような方は現行のところございません。

#### ○中本委員

はい、わかりました。素晴らしい制度でありますので、引き続き積極的な寄附をまたお願いを、期待をしております。

よくわかりました。以上であります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) 報告事項

### ①光市公共施設白書（中間報告）

説 明：福原行政改革推進室長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 質 疑

### ○森戸委員

何点かちょっとお尋ねをいたします。

本会議でもお願いをしたんですが、最後の資料編を見ていただくとわかるんですが、施設の個別データというのがありますね。施設別データですね。本会議の中では私は環境性能など施設ごとにもう少し突っ込んだ、掘り下げた検証を行ってほしいというお願いをいたしました。環境性能というのとは何かというと、例えば施設ごとのCO<sub>2</sub>の排出量とか、そういったものであります。

なぜそういうことを言うかといいますと、うちの町は自然敬愛都市宣言といった都市宣言もしておりますし、そういった都市宣言を公共施設まで落とし込んでいく必要があるかと思っております。その辺についてはいかがでしょうか。

### ○福原行政改革推進室長

只今、個別データのほうに公共施設のCO<sub>2</sub>排出量の削減、そういったものを目的として、そういうデータをというお話をいただきました。エコオフィスプランの推進ということで、施設所管課で取り組んでおりますが、把握できてない施設もあるように聞いており、現状では公共施設白書で個別施設ごとに記載することは考えておりません。

しかしながら、施設の保有、総量の縮減や長寿命化の推進、あるいは省エネルギー化、こういったものが環境負荷の軽減、そういったものにつながってまいりますので、公共施設マネジメントの基本的な考え方として、今後そういったものをまとめていく必要がございます。そうした中で環境面への配慮、こういったものについても検討したいと考えております。

### ○森戸委員

わかりました。この環境性能等については、例えば府中市もやっておりますが、ぜひ光市らしい公共施設白書を進めていただきたいと思います。

それともう一点。昨日も教育所管でこの公共施設についていろいろと質問をいたしました。そこで痛切に思ったのは、市民等、当然これ情報危機意識を共有化しなければならぬんですが、その前に各所管、いろんな所管ございますけれど、各所管にもこの情報と危機意識の共有化の徹底を図っていただかないと、一歩も進んでいけないときの痛切に感じましたので、その辺の徹底化をまずは図っていただきたいと思います。

かがでしょうか。

○森重副市長

今、森戸委員から御指摘のとおり、昨日こういった質問の中でありましたことについては、深く反省のもとにやはりしっかり我々自身がまずそれぞれの所管において所管する施設のありよう、また実態については把握した上で検討をしていかなければならないというふうに思っておりますので、改めて各所管において徹底をさせていただきたく存じます。

○森戸委員

了解をいたしました。やはり、各所管の課長、最低限その辺も一体化をして進めていただかないと進んでいかないとしますので、やっぱりそれが経営感覚を持った管理職といいますか。そこが私は足りないときのう思いましたので、ぜひ徹底をお願いしたいと思います。

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第13号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：田中税務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○木村（信）委員

地方税法の改正に伴うということで税条例を定められるわけですがけれども、(1)のアの部分、他市町村に転出した場合でも特別徴収を継続することができる、できる規定なんですか。それとも、このようにもう全部変わっていくんでしょうか。

○田中税務課長

このように変えていきます。

○木村（信）委員

了解です。

○加賀美委員

制度について2点確認したいんですけど、ここの2点目のイで、株式譲渡所得の分離課税制度の変更っていうのは、よくわからないんですけども、税法上については、株式で損失をこうむった場合については、それが税法上、損金として扱われると。税金の控除として扱われるってことだけでも、これを市民税、市税の中に織り込むちゅうことです

か。それとも、その辺ちょっとよくわからないんで、もう一度詳しく説明していただきたいと。

○田中税務課長

上場株式等につきましては、これまでも、今、委員さんがおっしゃいましたように、普通は源泉分離課税なんですけど、申告すれば申告分離課税ということでできるようになっております。今回の改正はちょっと説明が難しかったんですけど、公社債等について、今までは申告分離課税制度というのがなかったんです。これについて株式等と同じように申告分離課税ができるようにしようということでございます。

○加賀美委員

よくわかりました。もう一点は、年金からの特別徴収について、年金から借り入れをした場合に、これ特別徴収はしなくなるという、こういう制度になってると思うんだけど、これはやっぱり金額によってじゃなくて、もうそれを適用したらもうだめだという形でしょうか。それとも金額について、この範囲ならばいいと。これ以上ならいい、これ以下ならだめと、そういう基準があるのかどうか。

○田中税務課長

特別徴収する場合の要件がいろいろあるんですけど、これ基礎年金とか、いろいろな年金があると思いますが、まず、年額が18万円以上でないといけないという条件がございます。あと細かいこと言えば、介護保険料が年金天引きされているという状態の方について年金天引きをしていくということになります。

○加賀美委員

年18万円以上あればいいということなんですかね。基本的に、例えばこの年金から60万円借りたと。月々5万円ずつ返すと。その方は18万円ぐらいあって13万円の残りがあから、天引き、これも特別徴収してもらってもええじゃないかっていうような声があるんですよ。いや、それはもうできないよと。あれは特別に別な形でお支払いくださってというような方向性が示されているわけですけど、そこんとこの基準はどうなるのか。そこはちょっとお尋ねしたいんですけど。

○田中税務課長

詳細については、はっきりしたことが言えないんですけど、年金天引きできるほどの年金がないとまず天引きできないわけですから、結局お金を借りて年金額が低くなって、その上で天引きはできないという状態であれば、天引きは難しいかと思うんですけど、その辺は調べさせていただきたいと思います。

○加賀美委員

うん。どういうことかちゅうと、先ほどありましたように18万円の年金の人が、月に。

その人が60万円ほどお借りしたと。月々5万円ずつ返すと、2年間で。そういう、した場合に、5万円を引いた13万円が残るわけですけども、それを特別徴収で年金から引いてほしいと、税金を。ところが、それはだめですと。別個で郵便局か何かで払ってくださってというようなことを言われたってということで、そういう話があったんで、基準はどうなってるだろうかと。追ってわかれば、また教えていただきたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第14号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：田村市民課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第21号 光市空き家等の適正管理に関する条例

説 明：岡崎市民部次長兼生活安全課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森戸委員

何点か質問をいたします。この条例に関しましては、24年のこの委員会で、議会では初めて何度か質問をいたしました。その後、本会議でも2度ほど質問させていただきましたので、何点か質問させていただきます。

冒頭、23年が19件、24年が21件という空き家の生活相談があるというふうにおっしゃられました。この23、24年の生活相談があった件に関しては、どのような対応をされたのか。まずはお尋ねをいたします。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

市民相談係に寄せられる案件につきましては、原則、空き家の所有者がわからない場合、市のほうに御相談が寄せられます。所有者がわかる場合については、それぞれ管理者、それから地域の方々と協議をしていただくと。いわゆる民民で解決をしていただくということになるかと思っております。したがって、生活安全課に寄せられましたこの件数につきましては、所有者がわからないということで御相談に来られますので、こち

らで所有者を調べまして、手紙で申し出者の意向をお伝えをするという処理をさせていただいております。

○森戸委員

その結果として、どのようになりましたか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

結果としては、全て解決がされてるというふうに理解をしております。2度ほど同じ件で御相談を、再度御相談をされたケースがありましたが、その後、御相談がありませんので全て解決がされてるというふうに理解をしております。

○森戸委員

わかりました。

それでは、条例の中身に入りますが、現状で今のこの条例制定を、4月から施行ということで、すぐにでも対応しなければならないというようなケースっていうのが今現状でございますか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

今、寄せられてる中では、直ちにというケースはございません。

○森戸委員

わかりました。

それと、この条例を制定して市全体の実態調査、この条例に書かれている実態調査とは違うんですが、4条に書かれてる実態調査とは違いますが、市全体の実態調査に関してすべきではないかということをお願いをいたしました。その点については、どのように今後されるのか、お尋ねをいたします。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

確かに、ただいまの件につきましては、一般質問でもお答えをしまして、委員会でもお答えをさせていただいたかと思いますが、実態調査の必要性は痛感しておりますが、今現在、直ちにどういったというものは持っておりませんが、近いうちに実施をしてみたいというふうには考えております。ただし、市が直接的に行う実態調査と、ケースによって地域の民生委員さんなり、自治会の方々から情報をいただくといったような方法もあろうかと思っておりますので、そのあたりは今、事務レベルで検討を進めております。

○森戸委員

わかりました。この条例制定する前に、施行する前にある程度の状況は把握をさせていただけたらと思えます。

それと、条例の中にある公表の仕方についてお尋ねをいたしますが、9条のところ



す。公表は、その家に立て札を立てるというやり方と、広告等と同じように掲示をするという方法しか書かれてないんですが、それ以外の公表というのも何かお考えは、公表の仕方っていうんですか、お考えはあるんでしょうか。いわゆる規定以外の公表の仕方以外の点についての。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

これ以外には、現在のところ考えておりません。

○森戸委員

当然通知をされるんでしょうけど、今のやり方といいますか、ここで定めてるやり方である程度はじゃ効果があるといいますか、公表する効果があるというふうにお考えということでしょうか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

効果は出てくるとは思っておりますが、できるだけ第9条に入るまでに処理をしたいというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。

それと、代執行についてなんですが、代執行については、市がやるということなんですが、実際にどこがそうなった場合はやるんですか。この市民部が中心になってということになるんでしょうか。か、もしくはどなたかを定めて代執行してもらおうんでしょうか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

一所管というよりは、最終的にこの代執行を行うに当たっては、市長がトップに来るんではなかろうかと考えております。ただ、実際のその業務の実施については、生活安全課が窓口になります。

○森戸委員

わかりました。実際に代執行した後に、所有者に徴収をすることができるっていうことで、徴収するケースが想定をされるんですが、その場合の、市にとってみれば債権といいますか、請求権といいますか、が発生をするんですが、そのケースはどういうふう

に処理をするんですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

申しわけありません。ちょっと質問の意図がちょっと見えにくいんですが。歳入に対しての処理の話でよろしければ、当然雑入として歳入に入れるようになるかと思いますが。

○森戸委員

いや、収入じゃなくて債権ですよ。請求する権利がここにある、要は将来入ってくるお金が想定されるわけですから、その場合はどういう会計処理になるのかなと思ひまして。未収入か収入未済かわかりませんが、その辺はどうなるのかなと思ひまして。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

一応収入見込みを立てますので、入らなければ収入未済というような形の処理になるうかと思ひます。

○森戸委員

取りばぐれるといひますか、なかなか払ってもらえないケースも想定されるんですが、その辺はどのように考えたらよろしいんですか。時効ないし、そういった部分ですよ、は、ほかの税務関係と同じような対応になるんでしょうかね。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

想定はしてありませんが、恐らく同様の取り扱いになるうかと、こういうふうを考えてます。

○森戸委員

となると、民事上の時効とかそういったものは全く関係ない、光市と同様のやり方でやっていくというケースになるうかと思ひます。了解をいたしました。

それと、これ全体の条例自体の施行してからの周知の方法ですか、そこが一番肝心かと思ひます。空き家の適正管理条例はどのように知らせていくのか、その辺をお知らせいただけたらと思ひます。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

今現在、考えてるのは、市の広報、それからホームページで周知をしていく。それから、出前講座等を実施をしておりますので、そういう機会も捉えたり、所管する会議等があれば、その都度機会を捉えて周知をしていきたいというふうを考えてます。

○森戸委員

わかりました。私有財産に立ち入るわけですから、立ち入るといひますか、踏み込んでいくようになりますので、ぜひその辺の周知といひますか、市外に住まれているケースというのが当然考えられる場合もありますよね。こちらにはなくて、財産は持っているけれども、都会とかに行ってるケースが想定されると思ひますので、固定資産税を送るとき等にこういう条例が制定されましたよというようなことも含めてお知らせする方法も御検討いただけたらと思ひます。その場合のほうが一番、何ていひますか、

この条例に当たるケースがふえてくるのではないかと思いますので、ぜひそういう周知の方法も考えていただけたらと思います。

○加賀美委員

この条例の市民への徹底については、広報やホームページとか出前講座等であるということですが、基本的にこういう場所があったときに、これを見つけたときに、どこに誰がどのようにして伝えるかというやり方について、例えば市民がそういう場所、ここは危ないんだってということを見つけたときには、どこに連絡する、そういう取り決め、マニュアルっていうんですか、そういうものはどういうふうになってるか。さらには、もう一つは、町内会などに、やっぱり主体的に町内会等に協力要請をして、そういう箇所があれば、例えば市民部のここに連絡しろとか、そういった窓口っていうものを徹底してるのかどうか。そこらあたりについて、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

先ほど実態調査のところでもちょっとお話をしたかと思いますが、実態を把握するために、自治会、民生委員さん、いろんな方々の御協力をいただく必要があるかと考えておりますので、場合によって、そういったときにこの制度についてもあわせて周知をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○加賀美委員

確かに、だからそういう形で効果的な成果を上げるためには、やはり町内会、あるいは民生委員などに書類を出して、こういう条例をつくったと、該当するような案件があるならば、ここに伝えてほしいというような形のPRをされたらいいんじゃないかと思います。

ちょっともう一つお尋ねしたいのは、助言、指導、勧告という、今はされるようになっているんですけども、これは基本的にはいわゆる固定資産ですから、固定資産税の支払い者が決まっているんですよ。同時に、また所有者というのは登記上の所有者というのが名前があると思うんですけども、現状の段階ではいわゆる税金を払う所有者に勧告するのでしょうか。

さらには、結局、所有者の中には亡くなって、相続関係が生じるケースが非常に多いんですよ。そういう場合は、税金と同じように、相続人の代表者を取り決めてもらって、それに対応していくのか、そこらあたりについてお考えを聞かせていただけたらと思います。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

基本、所有者が対象になります。先ほど言われた相続が発生した場合も、当然相続が確定すれば、その方が相続人になるわけですから、原則の仕様に基づいて進めていくようになろうかと思えます。

○加賀美委員

所有者というのは一体何かというのを確認しておきたいのは、所有者というのは登記上の所有者もあるんですよ。それから、現実に登記上とは違って、登記上はAさんだけでも、支払いとしては、Bさんが今使っているの、相続人の中のBさんが支払っていくと、登記上と違うケースが多いんですよ。だから、僕が今言ったのは、税金を払う義務者と所有者があるわけですけども、基本的には誰か1人所有者を決めて、その人が税金を今払うようになっていると思うので、そこらあたりについてはどういうふうに考えているのかというのを確認したんですよ。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

あくまで登記上の名義人さんでございます。

○加賀美委員

登記上の名義人さんに送るの。これは税金を払っておられる方に送ったほうが処置がしやすいんじゃないかと思うんですけど、登記上というのは、登記上の方々はたくさんいらっしゃるですよ。例えば、いわゆるそれぞれが持ち分比率で持っていらっしゃる方もいらっしゃるし、そういう意味で基本的には税金を払う所有者、この人を中心に対応したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

土地は別として、建物に関しての話でございますので、建物の名義人さん、登記上の名義人さんに対して指示を出すというふうな形になろうかと思えます。

○加賀美委員

これはあれでしょう、土地もあれでしょう、基本的には木が生えたり雑草が生えて近所に迷惑する場合には、空き家等だから対象になるわけでしょう。それは別なんですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

この条例は、あくまで空き家等とありますが、この「等」については建物に付随する擁壁、エクステリア、それから煙突、倉庫、そういったものを指しております。あくまで土地だけについては、これは環境保全課のほうで条例を定めて対応しておりますので、あくまでこの条例は建物に付随したものであるということで御理解をいただきたいと思えます。

○加賀美委員

わかりました。ここに書いてある第2条の第1項、そこには建物その他の工作物で無人の状態になって、樹木なんかが繁茂した場合には適用すると書いてあるので、それはわかりました。

問題は、先ほどから言っているのは、基本的にそういう助言、指導、勧告を出す人は

誰かという問題なんだけど、基本的には家なら家のいわゆる税金を払う人が一番管理しておられる方だと思うので、登記上の持ち主よりもむしろ税金を払う所有者に勧告、あるいは指導していったほうが、理論的には合うんじゃないかと思うんですよね。そこからあたりがどうもちょっと主観の違いだと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

あくまで土地の所有者は、名義人というふうなことになるかと思います。

○加賀美委員

じゃ、税金などはどうなんですか。税金についても、所有者じゃなくして、登記されている人に請求するんですか。そうじゃないでしょう。そういう例えば相続人がまだ登記をお父さんの名義で残しておいた場合は、相続人の誰かに代表者をしてもらって、その代表者が税金を支払うように一応今はなっているんじゃないんですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

所有者が健在な場合と、既に亡くなられたケースとあろうかと思いますが。健在な場合はあくまで登記上の名義人で、もし登記上の名義人さんが亡くなられて相続が発生した場合、その場合は相続が確定した時点でその土地の名義人さんという扱いになるかと思います。

○加賀美委員

市民のお話じゃ、相続が確定しない前でも、相続人で相談して税金を払う人を決めてくださいと、市民部のほうからちゃんと問い合わせが来ると。だから、その中の誰かが、そこに住んでいる人、長男なら長男が指定して、税金をちゃんと払うような手続をすると、これが今は一般的なやり方じゃないんですか、市のね。だから、したがってその人が家を持っている責任者であって、そこに話をすれば全てに通ずると、こういうふうに思っているんですけども。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

税務上の事務処理の問題とこの法上の問題は、別の取り扱いになるかと思いますが。ですから、さっきの税金の徴収については、便宜上、名義人さんを立てていただいて、代表者の方から払っていただくというような形をとっておろうかと思います。ただ、今回の条例に関しましては、あくまで名義人さんを対象として実施をしていくということでございます。

○加賀美委員

そんな無駄な仕事をしなくたっていいじゃないかと。まず、所有者にとにかくどうかしなさいよと、そうしたらそれがまた義務者なんかに、権利者に確認をしてやればやるわけだから、現実には税金を払っている人が一応所有になっているんだから、所有と

いか、税金を払う方が管理の責任をとっている、そういう考え方に整理されたらいかがですか。これでやめておきます。

○四浦委員

参考のためにお聞きしますが、予算書の中にもうたわれているんでしょうが、かわりがありますから、ことしの7月1日から施行ということですが、初年度、それから次年度以降の市の出費といいますか、予算といいますか、それがどの程度になるのか教えてください。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

初年度については、予算計上はいたしておりません。これは、初めにちょっとお答えの中でもあったかと思いますが、今現在、法的措置の対象となる案件は抱えておりませんので、経費はかからない。

ただ、第11条に空き家等対策審議会を設置することになっていきますから、この審議会を設置をして、会議を開くということになれば、ここにあります報酬が発生しようかと思いますが、今現在は予定がございませんので、予算は計上いたしておりません。

○四浦委員

それだけじゃ何もわからないということになりますから、もう一つ聞かせてください。特別に光市が先行してやったことでもないですから、周辺でも全国的にもこの条例というのはありますので、そういうところから推しはかるとどうなっているか。検討はされているはずですから、どう見ているか、どう想定しているかでもいいんですけど、いかがですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

予算が発生する状況というふうに考えますと、ただいま申し上げました審議会を設置して会議を開催した場合、それから強制代執行を実施した場合、当然、この経費がかかってこようかと思いますが。県下でまだ代執行を実施したところはない状況でございます。今、情報として把握しておりますのは、秋田県の大仙市、こちらが平成23年度から年1件のペースで代執行を実施をしたというふうに聞いておりますが、これは建物の規模ですとか状況によってかなり予算が変わってきますので、具体的な数字については今現在は聞いておりません。

○四浦委員

これ以上やるとやぼでありますから、やめます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第1号 平成26年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説明：田村市民課長 ～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説明：田中税務課長、岡崎市民部次長兼生活安全課長、戸本人権推進課長、高橋地域づくり支援係長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○加賀美委員

予算説明資料の5ページ、市税に関する説明がございました。その中で、法人市民税、これについて若干ふえると、これは当然ふえることだと思いますけども、今回の予算の中でも基金から12億円が繰り出されていると。それは25年度で法人市民税が12億円ぐらふえると、そういうものを見込んで基金に入れて、その基金から出したという報告を受けているわけでありまして、今年、12億円というのはどういう形で法人市民税の中に織り込まれているのか、それともこれは過渡的な一過性の問題であって、予算的にはわからないから入れていないと、そういう見解なのか、そこらあたりについて教えていただけたらと思います。

○田中税務課長

法人市民税の当初予算の見積もりにつきましては、先ほどもちょっと御説明いたしましたが、昨年9月の大手の企業の間申報告、あるいは各法人の25年度の実績見込みにより算出しております。ですから、25年度の法人市民税がたくさん入って、26年度の予算で基金の12億円という話とかは全くそれを意識していなくて、見積もっております。

○加賀美委員

一過性のものは外して、定例的な考え方で整理したと。また、一過性の法人市民税のふえるケースがあれば、それはまた別な角度で補正でプラスにしていくと、そういう考えでよろしいでしょうか。

○田中税務課長

先ほども申し上げましたけど、26年度の当初予算は26年度に入るであろうという税額を純粹に見込んだわけでございます。仮に、なかなか法人市民税の見込みは難しいものでございますので、多く入るようであれば、必要に応じて補正予算の計上をしていくということになります。

○加賀美委員

12億円もふえたということは、やっぱり何らかの形で今年度分のその分の波及効果が出てきて、法人市民税も若干プラスになるんじゃないかと、そういう感じで捉えたものですから、今の質問を申し上げました。大体わかりました。

次に、これはちょっと順不同ですけども、予算書の22ページに、先ほど総務費の委託金で25万6,000円ですか、これは予算計上されているんですが、前年が4,600万円上がっているのに極端に減っている、この理由を説明がなかったなので、わかれば教えていただけたらと思います。

わかりますか、22ページの総務費委託金、つまり中長期の在留者の住居地届出等の事務委託金の23万6,000円と、2万円を足した25万6,000円が予算計上されているところ、前年度を見ると4,600万円だったと、極端に減っているんだけど、その理由がちょっとわからなかったなので、何かわかれば教えていただきたいと思います。

○田村市民課長

今、総務費委託金のお話をいただいたのでございますけど、25年度の予算でございますけど、選挙費委託金が計上されております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

引き続いてまいります。

57ページをちょっと順不同で申しわけないんですけども、57ページに上の室積コミュニティセンターの地質調査委託料というのが上げられております、500万円。どのようなことをするのか。

実は、3月6日に何かあそこでボーリング調査がしよったちゅう話があるわけですが、それとの関係はどうなっているのか、そこらあたりについてわかれば教えていただきたいと思います。

○高橋地域づくり支援係長

地質調査につきましては、昨年12月の議会におきまして、実施設計の委託料分と合わせまして、債務負担行為ということで4,600万円ほど上げさせていただいておりまして、これに基づきまして契約をいたしまして、現在、委員御指摘のとおり3月から実施いたしております。

これは、公園の中をボーリングいたしまして、いわゆる中の土地の状況、こういったものを確認をいたします。確認をいたしまして、その後に基礎についてどのような基礎を使うかと、実施設計のもととなるデータをとるものでございますので、3月に実施をさせていただいているということでございます。

○加賀美委員

今年度500万円プラスしたのは、足りないものを入れたと、こういう理解でよろしいで



しょうか。追加費用だという考え方でよろしいでしょうか。

○高橋地域づくり支援係長

これにつきましては、債務負担行為500万円というもとに契約といいますか、入札契約をいたしまして、支払いは来年度ということで、そのうちの500万円でございます。

○加賀美委員

債務負担行為が500万円ですね、わかりました。理解できました。

次にまいりたいと思います。55ページの地域づくり推進事業の中で、食糧費の1万1,000円が上げられているのですが、これはどこに使うものか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○高橋地域づくり支援係長

これにつきましては、先ほど御説明の中でも申し上げましたが、出会いカフェ、こちらの食糧費、お茶代という形で使うことで計上している分でございます。

○加賀美委員

そこで、これは地域との対話をやるときに、そこで使うということですね。問題は、私どもちょっとこれは、この場で聞くことかどうかわかりませんが、地域づくり基本方針が、もうそろそろ出るころだと思っただけけれども、こういうこの辺の状況について、ちょっとお尋ねしたいんですね。

今、進捗状況がどうなっているのか、いつごろ、この方針が示されるのか、このところをちょっと教えていただきたいと思います。

○高橋地域づくり支援係長

コミュニティ推進基本方針に係ることですが、現在、関係する部署が多岐にわたるといこともございまして、その内部調査のためにお時間をいただいておりますが、現時点の予定といたしましては、来年度になりますけれども、6月に中間をお示しするような形で、今は進めていきたいというふうに思っております。

○加賀美委員

この基本方針をつくって、平成18年のときに、公民館の自主運営のときに、その概念図をつくって、コミュニティ協議会のもとに、各部会を置いてやっていくというふうな、この辺の形で、この辺のPDCAをどうやっておられるかちゅうのは、これは、またの機会に聞くことにしまして、基本的にある程度の方向を示せば、各公民館の館長、もしくは、協議会の会長、関係者を集めて、個々の項目について、それぞれまとまって、この会議を開いて方向性を出していくと。これが一般的じゃないかと思うんですね。

そうすると、食料費も、やっぱり飲み物ぐらいは、当然計上されているんじゃないかと思ったが、今のお話では、計上されていないんですけどね。やっぱりそういうふうな

地域とのいわゆるコンセプトというか、基本的な方向性を、いわゆる意見を聞く会というのを頻繁に開かれることが必要ではないかと思うんですね。

恐らく関係部署については、各個別に対応しているというようなお答えになるんじゃないかと思うんですけど、やっぱり個別にやるちゅうたら、どうしてもエゴが出てくると。おれたちがやっているのは、何でこれまた変えるんかとか、そのあたりについて、今後どういうふうに進めていこうとしておられるのか。各地域との一体になったベクトルづくり、方向性づくりを、これをどうやっていかれるんだろうかと思うわけですよ。

それより、地域には、それぞれの特性があるからっていうんで、今までも各担当者が悩んでこられたわけですけども、やはり一つの案をみんなに示して、みんなで知恵を出し合って、一つの方向性を出していくと、この方がいいんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えがわかれば、知らせていただけたらと思います。

進め方の問題、これは、ちょっと食料費にかこつけて、そのまま進め方の問題について、ちょっとお尋ねしたわけです。

#### ○高橋地域づくり支援係長

ただいまの御質問についてですが、今考えておりますのは、コミュニティ推進基本方針、これはいわゆる大きな進むべき道といいますか、そういったこととして出すものでございます。これが、確定した後は、今、モデルというような形で、室積地区で事業スタートを掲げておりますが、こういったものも、各地域において、実施するといったことを検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○加賀美委員

何でそういうふうに個別にやらんにゃいけないのかと。だからいわゆる方向性ちゅうのは、一つでつくって行って、それをその方向性に対して、全部の12の公民館が、どういう形で、その検討し合って一つのものをつくり上げていくんだらうと思うんですね。だから、根本的にいけば、公民館ちゅうか、コミュニティ協議会を本当にも公民館単位の12にするのか、それとも、もっと集約して、中学校校区にして、できるだけ抑えていった形にするのか、そういったところも含めて、特に大和の問題については、人口8,000人で、大体3館、浅江は1万5,000で1館、やっぱりというところの整合性をきちんとして、どういうふうな形でやっていくかちゅう方向性をきちんと示して、全体で集まって、知恵を出し合っていくようなやり方をしていかないと、じゃあ室積で話を聞いて、やれ浅江でやってとか、そういうことじゃないと思うんですね。

最終的にできたものについて、それぞれのみんなでき上がったものを議論するのは、それはよろしいですけども、まだ全体的にでき上がっていないものを、個々のところでやったら、また地域の——地域エゴという言葉が悪いですが、地域の特性が、どうしても表に出てくるんじゃないかと思うんですね。そこらあたりは、ちょっとこれは意見として言わせていただきますので、今後の検討課題としていただけたらと思います。この件については、終わります。

それから、95ページ。

これは、前々から、お話ししておりましたふれあいセンターの考え方ですけれども、この浅江なんかでも、ふれあいセンターというのは、あくまでも公民館の第二公民館だという認識で、今までも行っているんだけど、やっぱりお話を聞くと、まだこのふれあいセンター運営費ということで、別個に挙げられているような、思うんですけれども、その辺の隣保館の取り扱い——旧隣保館の取り上げ方などについての方向性は、これは、いつごろこういう公民館の中の運営費に持っていけるような体制になるのかどうか。このあたりのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○戸本人権推進課長

今のお尋ねでございますが、ふれあいセンター、言われるように、浅江の公民館の第二公民館といいますか、位置づけとして、今まで管理運営、予算計上しております。お尋ねの分は、いつ公民館と併合されるかというお尋ねだと思いますが、その辺について、また議論的なものは、まだ明確にはされておられません。ただ過去のいきさつ等において、今利用状況等も相当あったように、今記憶しております。現状の中で、併合したらどうなるのかとかいう議論もまだなされてはいないということから、この現状では、このように予算を計上させていただいております。

○加賀美委員

だから、前々からちょっと言っているように、あれは、その課というのは、隣保館という形の中で、国からのその借入金を持ってやっているんだと、だからそれが回収するまでは、まだその分、形を変えることができないというような話があったわけですよ。

じゃあ、そういうものから全部返しちゃって、一般的な公共施設として扱っていきやええじゃないかと、そういうことを意見を言っているんですけれども、その辺との関係があるんでしょうか。

○戸本人権推進課長

そのあたりの兼ね合いも、当然検討材料にはなろうかと思えます。

○加賀美委員

その辺については、もうそろそろスピーディーな対応をしていくことが、やっぱりこれから必要じゃないかと思うんですよね。何でそんなにごたごたしておられるんだろうかと。もっとスピーディーに解決していけないんだろうかという思いがいたすわけです。公共施設の問題等も関連すると思いますので、そこらあたりを御検討をさせていただけたらと思います。

最後の質問です。207ページに、公民館の公用自動車を購入するということですがけれども、現在、公民館は12の公民館が何台、公用自動車を持っているのか。そこらあたりについて、お尋ねしてみたいと思います。

○高橋地域づくり支援係長

現在、公民館に配備されている車につきましては、逆に配備されていないというところで申し上げれば、牛島、それから中島田、伊保木、この3館を除きまして、あと塩田と東荷は、これ2館で1台ということになっておりますので、計8台が配備されているということになっております。

○加賀美委員

この8台の中身については、自家用車であるのか、それとも貨物自動車であるのか、そのあたりの区別はどうなっているか、お聞かせ願います。

○高橋地域づくり支援係長

1台ほど、乗用がありますが、あとは全部軽トラックでございます。大和公民館に配備しているものが、乗用を配備しております。

○加賀美委員

じゃあ、ない公民館については、今後検討されていくのかどうか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○高橋地域づくり支援係長

現時点では、配備ということは考えておりません。行事を行う際やその他必要なときには、集中管理車、並びに地域づくりにも1台、車はございますので、こちらの方の活用をお願いしたいというふうに考えております。

○加賀美委員

了解いたしました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

55ページからやりますね。で、55ページの室積コミュニティセンターの整備事業について、お尋ねをいたします。

ことし、実施設計ということなんですが、12月議会は、決算のときに、建設費含めて非常に高額だという指摘が、相次いだと思います。その意見は、どのように実施設計する中で反映をさせていくのか、お尋ねをいたします。

○高橋地域づくり支援係長

御質問の件ですが、基本設計において、概算金額というのをお出ししておりますが、これは、実施設計時に積算する際の一つの目安ということでございまして、今後実施設

計を進めてまいります。この中で市民とともに作成いたしました基本構想、それから基本設計、こういったもので上げた機能等維持しつつも、御指摘のあったとおり、可能な限り低コスト化ということは、鋭意考えて進めていきたいというふうに思っております。

○森戸委員

どこをどうするという事は、今のところわかりませんが、建設費をぜひ落としていただきたいなと思います。

それと、59ページの防犯対策事業の中で、防犯灯に関して、お尋ねをいたします。

この防犯灯も、決算のときに、徐々にLED化をしていくという形ではなくて、リース方式を検討すると。私が一括でリースというか、LEDしないと不公平感が出るんじゃないかという指摘に対して、LEDのリース方式を検討するというようなことだったと思いますが、その点については、予算については、反映があるのかなのか、その辺のところをお尋ねします。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

防犯灯のリース方式に関しての予算上の反映はございません。リース方式について、数社の業者といろいろ内容等について確認をしてみました。経費的に安くなるということではなくて、光市の場合で計算いたしますと、1月末現在で防犯灯は、今、5,379灯ございます。これを例えば10年リースということで計算した場合、既存の方式でいきますと、年間が1,800万円、これに対してリース方式でいきますと、2,250万円かかるということで、約400万円程度負担増ということになりますから、自治会も当然のごとく、負担増になりますので、現在のところちょっと難しいかなと、こういうふうに理解をしております。

○森戸委員

わかりました。リース方式についてはわかったんですが、そうじゃないリース方式が難しいということになると、どういうふうに、今までどおり徐々にふやしていくというようなことでしょうか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

今現在は、委員仰せのとおりです。

○森戸委員

わかりました。あとは、補助があるかどうか、そのときにしか、考えられないんだろうと思いますので、ぜひそういうケースがあったときには、検討していただきたいなと思います。

それと、93ページの人権推進事業の共同作業場土地、借り上げ料35万9,000円について、お尋ねをいたします。

これも、決算のときにお尋ねをした話なんですが、ここは、縫製工事に建物を、土地は民地ですが、建物は、市が建てて、事業者に対して使用料は減免をしていたというふうに聞いております。

事業もやめられたというふうに聞いておりますので、現在は建物が残っているんだろうと思います。その建物についてお尋ねをいたしますが、これは、築後、何年ぐらいたっていらっしゃるのか。建てたときは、どのぐらいのお金でもって建てたのか。補助金があれば、補助金はどのようになっているのか、その辺からちょっとお尋ねいたします。

○戸本人権推進課長

今の御質問でございますが、旧大和ユニオンの建物でございますが、昭和61年度に建設しております。経過年数が、約26年でございます。

建設当時の事業費でございますが、当然、当時は田んぼでございましたので、そういった造成費も含めた施設整備費など総じて事業費が約7,300万円となっております。

○森戸委員

約7,300万円で、これに対する補助金というものがございましたか。今残っていれば、どれぐらい残っているかをお尋ねします。

○戸本人権推進課長

補助対象額は、約4,100万程度ではなかったかと思っております。まだ残存価額等が残っておりますので、まだ処分は不可能だというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。私は、造成された土地を借りていたんだと思ったんですが、これは、当時、町が造成して、建物まで建てたんですね。なるほど。

今、何も使われていないということなんですが、今回も予算がそのまま上がっています。ここは、そのままにしておくおつもりですか。

○戸本人権推進課長

御存じのように、昨年6月にユニオンが閉鎖されました。現在、もう空き家となっております。

御存じのように、補助施設でございますし、面積も相当ございます。そうは言いながら、そのまま置いておくというのはいかがなものかというものもございまして、有効活用できないかどうかということで、現在、庁内各部署に投げかけしております。

現在の利用としては、防災の無線施設の資材置き場というふうになっているようでございます。

建物を解体するにしても、何にしても、国の補助施設ですので、すぐ解体できないということもございまして、建物のあり方が決まるまでは、借地として借り上げていきたいというふうに考えております。よって、26年度もこの金額を計上させていただいて

おります。

○森戸委員

借地で借りるというのは、わかるんですけど、今補助金の返済も、毎年どれぐらいあるんですか。

○戸本人権推進課長

起債だろうと思うんですけど、ちょっと私の方で、すみません、把握しておりません。

○森戸委員

ちょっとそれは、困るんですよね。ここに関する事業というほどでもありませんが、何もないんですから。実際のところは、何というんですかね、土地借り上げ料プラスその造成の部分もかかっていますから、その辺は、額は、ちょっとどのぐらいなのかは、はっきり示していただかないと困りますね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○戸本人権推進課長

今の補助金の返還でございますが、現在補助金の返済はございません。起債の分については、また後ほど数字を。

○森戸委員

わかりました。で、例えば現状で今、防災に関連して、その置き場かなんかにするというふうに言われましたが、それは、補助金の目的外使用には、当たらないんですか。そういうやり方は。

○戸本人権推進課長

厳密に言えば、確かに補助金の目的外使用になろうかと思いますが、御存じのように、この本事業につきましては、耐用年数31年で、事業年度としては、適化法の改正により、10年以上経過したものについては、緩くなり認められております。そうは言いながら、今の利用状況は目的外使用にはなろうかと思いますが。

○森戸委員

そうすると、当初の言い方が変わってくると思うんですけど、矛盾してくると思うんですが、要は、その去年の時点でどうするかというのが、もうはっきりわかっていることですよ。去年の6月の時点で廃止するというふうになっているんですから、1年近く経つわけですから、なぜどうするかという結論が出ないんですか。事業に関して。

○戸本人権推進課長

御質問がありましたように、確かに昨年6月で精算されて、それ以降について、昨年決算委員会でも、お話させていただきました。

その後も含めて、庁内で各所管部署にこの活用について投げかけており、今現在の利用に至っていると。

解体処分といたしますか、その辺についても、県に今の状況を話しながら、情報収集する中で、まだ一つの方向性というのは決まっていないという状況でございます。

○森戸委員

わかりました。その建物で、500m<sup>2</sup>と言われましたよね。造成したのは、想像すると、もっと広いんだろうと思うんですが、ちなみに、ユニオンさんの建物のすぐ隣に、たしか何かの会社が入っていらっしゃると思います。

そこの土地建物は、だれの所有なのか、そこも市が造成した部分に建っているのか、その辺をちょっと確認させてください。

○戸本人権推進課長

まず旧大和ユニオンの建物でございます。2棟、建っており、1棟が縫製工場として使っておった部分、これが約400m<sup>2</sup>で、その隣に単独で作りました倉庫が約93平米でございます。

それが、借地分に建っている2棟でございます。その横の議員仰せの自動車整備会社については、旧町、今は市ですけれども、全くタッチしたところではございません。個人の所有物件です。

○森戸委員

わかりました。じゃ入口は一緒だけれども、あそこが違うということか。わかりました。いずれにしても、どちらにしても、この状態のまま放っとくというのは、非常にまずいと思いますので、せつかくなら、そのお金を生み出す施設として、ぜひ使っていただきたいなと思いますので、早急に庁内に投げかけている部分を集約して、どうするか結論を出していただきたいと思います。

それと、ふれあいセンターについて、お尋ねをいたします。95ページですね。

先ほどの議論のちょっと続きをしたいと思います。このふれあいセンター管理運営事業の中には、三輪の福社会館と、あさえふれあいセンターの二つの予算が入っているんじゃないかと思いますが、まずは、三輪のふれあいセンターに関しては、どのぐらいの維持経費がかかっているのか、ちょっと書いていないと思いますので、お幾らぐらいかかっているのか、お知らせください。

○戸本人権推進課長

維持経費といたしますか、ふれあいセンター管理運営事業の中で、724万7,000円計上させていただきました。これが、あさえふれあいセンターと三輪福社会館、両方の運営経費でございます。



○森戸委員

それは、わかるんですけど、その中で、三輪は、どのぐらいかかっているんですかという質問ですが。

○戸本人権推進課長

まことに申しわけありません。詳細に予算を分けてはおりません。主に三輪の方で予算の計上で大きいところと言えば、最初の臨時職員賃金、これは、昨年も雇用しておりますが、職員1名の雇用金額140万円、あとは光熱水費が約、150万円計上しておりますが、約3分の1程度と記憶しております。

あとは、管理委託料として、鍵管理をお願いしております。これが、鍵管理として、月に1万1,000円だったと思います。

あと詳細に分けて予算配分していませんので、今お答えできる部分については、以上です。鍵管理については、大変申しわけございません。先ほど言いました1万1,000円の12カ月分、13万2,000円でございます。

○森戸委員

ぜひ分けて考えてもらわないと困りますよ。公共施設で施設ごとのデータを出したはずでしょう。何で分けていないんですか。それじゃあ、施設の最適化とか、そういうことができないじゃないですか。維持管理コストも分けていないんだったら。それはちょっとおかしいでしょう。

何といいますか、ここは利用に関しては、有料ですか。無料ですか。それと、どういうふうな利用の仕方というんですか、利用内容というんですか、その辺もお聞かせください。

○戸本人権推進課長

施設使用料は無料でございます。

利用につきましては、公民館と似たような利用で、文化施設的なものグループで使われる勉強会的なもので使われております。

○森戸委員

わかりました。ここの三輪地域ということでみると、非常に今公民館と同様な利用の仕方というふうにおっしゃられました。この地域は、当然近くに大和公民館もありますし、老人憩いの家が3つですか、三輪の福祉会館があつて、あとは教育集会所ですかね。もあるわけですので、利用の仕方というのが、公民館的な生涯学習的なそういう利用の仕方が、ほとんどだろうと思いますので、今も答弁がありましたので、早急にここも先ほどの同僚議員のあさえふれあいセンターと同じように、特に大和は、公民館が今から建つわけですから、その辺の整理統合といいますか、早急にやる必要があると思います。一方では、都市計画の方で、コンパクトシティ化が進んでいて、これはこのままとい

う話はないんじゃないかと思うんですが、そのコンパクトシティに対するかかわり方というのは、何かやっていたらっしゃるんですか。

○戸本人権推進課長

まず、三輪福社会館につきましても、御存じのように、同和対策事業で建設させていただきました。まだ残存年数が残っているということで、そうは言いながら、その活用方法については、先ほど申しましたように、地域の方々が、公民館の文化的な活用で日々活用されています。

もう一点、あそこは、私ども先ほど若干説明いたしましたが、貸付償還義務がございます。その収納といいますか、あそこに持ってこられる方が、結構いらっしゃいますので、その窓口での対応ということで、職員がついているという状況でございます。

○森戸委員

なるほど、わかりました。そうとはいえ、同種の施設がどう見ても、集中していますので、一方では、新しい計画が来ていて、一方では補助金が残った施設が——補助金が残ったといいますか、補助金をいただいて建てた施設が、多数あるということでありますから、ちょっとその点につきましては、ぜひ整理をしていただかないとお金が何ぼあっても、足りないと思いますので、その辺をぜひ部長、よろしく願いをいたします。

○委員長

戸本人権推進課長、一点ほどお願いがございます。今の森戸委員のふれあいセンター管理運営事業のことでございますけれども、二つ一緒に三輪と浅江が一緒になっているということですが、また、わかり次第、委員会の方にお出しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○木村（則）委員

何点かお尋ねしてみたいと思います。

1点目は、防犯灯のことなんですけれども、ちょっとこれは、今市内の防犯灯はたくさんあるわけですが、防犯灯には、その形式もいろいろあるかと思いますが、防犯灯の色なんですよね。

赤みを帯びた色と白い色と、両方混ざっているような状況、街灯なり、防犯灯なり、すみません。ちょっと正式に見えなかったんですが。それって何かどちらっていう何かルールがあるわけじゃないんですかね。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

特にこれとってルールがあるわけではありません。ルールは市がつくっていくといふような形にはなりますけれども、基本的に国道沿いは、一時期、水銀灯でしたが、高圧ナトリウム灯に改良していきました。この高圧ナトリウム灯がちょっとオレンジがかった色なんです。

それから、防犯灯については、基本的には電柱等に取りついた蛍光灯で、現在この蛍光灯の防犯灯をLEDに転換をしていくということで、今現在、市内に高圧ナトリウム灯と水銀灯と防犯灯で言うと、蛍光灯とLEDで、街路灯についても、26年度からLEDに転換をしていくということで進めることとしております。

○木村（則）委員

わかりました。これは、私の主観ではあるんですけども、赤みを帯びた街路灯なり防犯灯なり。というのは、夜の景観上、よろしいのかなとは思っているものの、これを市の方がある程度、ルールをつくっていくというのは、やっぱり難しいものなんですか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

今申し上げたように、現在は、LEDに転換をしていっていますので、LED自体は、どちらかというと、白っぽい色になっております。

それから、国道については、まだ高圧ナトリウムに変えたばかりですから、当面、高圧ナトリウムが継続をしていく。一部国道の改良事業が行われております。これも今年度からLEDに転換をしていくということで、国の方で進めております。

あと、防犯灯については、既にもうLEDで白熱——白色のものに変わりつつありますので、今からオレンジ色にと言われるときついところはあります。

○木村（則）委員

わかりました。一応LEDも、白いのも赤いのもありまして、各自治会単位で、どちらにしようとか、そんな意見でも出れば、そういうルールがつかれるのかもしれませんが、市の方では特別そういうことは考えていないということで、理解をいたしておきます。

次に、57ページ、先ほどもありましたが、室積のコミュニティセンターの整備事業について、ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思えます。

これは、債務負担行為ということで、昨年12月議会で議決されたものですが、その後、入札が行われたということだろうと思えます。

実施設計及びまたこの地質調査のそれぞれの委託料の応札の業者数と落札の金額がわかれば、ちょっとお示しをいただきたいと思えます。

○高橋地域づくり支援係長

お尋ねの件でございますが、まず地質調査につきましては、専門業者5社で、2月13日に指名競争入札を行いまして、415万円で落札をされております。

それから、コミュニティセンターの実施設計業務、こちらにつきましては、3月6日に指名競争入札を8業者で行いまして、2,980万円で落札されております。

それから、公園の実施設計、こちらにつきましては、3月4日に7社で指名競争入札を行いまして、470万円で落札をされております。

以上でございます。

○木村（則）委員

わかりました。ちょっと専門的な質問になろうかと思えます。

答えられる範囲で答えていただきたいと思いますが、この地質調査ですけれども、今回、室積の地盤というのは、大体砂地なんですよね。砂地というのは、案外、地耐力がいいんですけれども、今回その鉄骨の平屋建てということで、どういったちょっと地質調査の方法なり、概要がわかる範囲でお示しいただきたいと思えます。

○高橋地域づくり支援係長

お尋ねの件ですけれども、専門的なことは、ちょっと私どもではというのがあって、すけれども、これは、地質調査につきましても、ボーリング、井戸掘りのような形になりまして、これは、標準貫入試験というような形になるということなんです、30mほど掘り抜きまして、その中で土質のサンプル、こういったものを採取して、今後の設計とか、そういったことのデータにしていくというものだと思っています。

○木村（則）委員

わかりました。何カ所、ボーリングしたかというのは、わかりますか。

○高橋地域づくり支援係長

3カ所ほど、ボーリングをしております。

○木村（則）委員

わかりました。ちょっとそこまでの貫入試験が必要だったのかなとは思っているところではあるんですけど、これは、また決算でもう一度聞いてみたいと思えます。

もう一点、最後に前のページ55ページの元気なまち協働推進事業交付金です。

この件なんですけれども、ちょっと前段で確認をしておきたいのは、今回のような協働推進事業に当てはまる活動というのは、これまでも市民の方々、多く実施されてまいっているわけですけれども、これまでの既存の団体に対しては、現状、どのような補助というのがあるんでしょうか。

○高橋地域づくり支援係長

既存の団体につきましても、補助というものは、うちの方からというのではないですけれども、この事業につきましても、基本的には新たな団体、それから新たな事業の掘り起しということを目的としておりますが、これは、既存団体につきましても、新たな事業への取り組みということであれば、対象ということと考えております。

○木村（則）委員

市民の皆さんは、これまでもなかなか行政としては、重箱の隅のようだといいですか、

なところを補完していただいて、市の中によっては、大変有効な活動もされてきたんだろうと思います。

そうした中、今回の事業に関しては、なかなか新しいものが見当たりにくいのかなと思うわけですが、ただ、これまでも行ってこられた方が、一方で新年度から新しく事業をされる方、活動の内容は違うにせよ、目的としてはといたしますか、同じだろうと思うわけですね。

そうした時に、これまで取り組んだ方には、補助金は、交付はされないけれども、新年度の新しい取り組みに関しては、補助を出すといったその辺の整合性の考え方というのは、どういうふうに捉えていらっしゃるか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○高橋地域づくり支援係長

ただいまの御質問でございますが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、基本的には、新たな団体、それから新たな事業の掘り起しというものを目的としたものでございますので、今のところ、そういった形。既存団体につきましても、新たな取り組みと、繰り返しにはなりますけど、そういったものについては、補助の対象にしていこうということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○木村（則）委員

わかりました。その新たな活動を掘り起こすのが、今回の事業の目的だということでした。

今、締切が迫っているところではあるんですが、どのような方法の状況ですか。ちょっとわかる範囲でお願いします。

○高橋地域づくり支援係長

今月末が締切ということでございますが、こういったものをそう早々と応募してくるというものではなくて、今のところ応募自体は、正式な応募として受け付けているものはないんですけれども、ただ事前のお話で、こういうものと伺っているのが8団体ほどあるということでございますので、このあたりが応募されるのではないかというふうに見込んでおります。

○木村（則）委員

わかりました。せっかくいい事業ですので、何とかこれらが実際やることを望むわけですが、例えば全国的に言えば、こういった事業はこれまでもいろんなところで行われて、こんな活動をしているところがあるとかいう、ちょっと情報がたくさんお持ちだろうと思うんですね。全国でですね。

そういったものをある程度もう少し市民の側に、いろんな活動をされている側に、こういった事業はいかがでしょうかというような、反対にそういうことで、何とかこの事業を幾つか、実施していくような、残りの時間の中で、そういったことはされていませんか。

○高橋地域づくり支援係長

その件ですけれども、例えばそういったものについて取りまとめたものを資料があつて、それでというようなことはしておらないんですけれども、例えば説明、こういったことをちょっと取り組みたいんだけどということで御相談に来られた方には、担当のほうから例えばこういった事業がある。応募されてきた事業でも、これだとちょっと難しいけれども、こういったことであれば対象になりますよというような形の、そういった指導ということでもないですけれども、そういったアドバイスは差し上げているというところでございます。

○木村（則）委員

わかりました。行政からのちょっとアプローチも少しあつて、そういったところから、重ねながら何とかこの事業がいい方向に向かうといいかなというふうに思っております。

○木村（信）委員

予算書のどこにあるんでしょうかね。7つの未来創造プロジェクト、当初予算の概要版の13ページなんですけど、地域との対話スタート事業、国県と一財のこの事業ですけど、これについてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○高橋地域づくり支援係長

これにつきましては、55ページのワークショップ講師委託料というところでございます。

○木村（信）委員

わかりました。それだけ、ちょっと、済みませんね。ワークショップ講師委託料がこれになるということで今、お伺いしたんですけど、中身は今度、（仮称）室積コミュニティセンターの整備にあわせ、室積地区をモデル地域として、地域との対話に取り組むというふうな御説明はわかるんですけど、ここは室積に限定したこういったものなんですか。そこを確認したかったんです。

○高橋地域づくり支援係長

このたび予算化しておるものは、室積の関係のだけのものということでございます。

○木村（信）委員

この地域との対話スタート事業ということで、室積のコミュニティセンターを対象とした事業ということで、これでどういったものをこれからまとめ上げられていくんですかね。このコミュニティセンターだけを特化したものですか。

○高橋地域づくり支援係長

現在、予定しておりますのは今後コミュニティセンター、これをどうやって活用していくか、あるいは運営等にかかわること、そういったもろもろのことを地域の皆さんと考えていこうというところが、今回予算化されている部分のワークショップということでございます。

○木村（信）委員

これで、モデル地区としてこれをやって、他地域にも広げていこうと、これから地域づくりの基本方針をつくるための一つの施策ということによろしいのでしょうか。

○高橋地域づくり支援係長

基本方針、これがまとまった後にはこの基本方針を御説明するという機会も設けなければなりません。そういったことが、今後また地域との対話スタート事業ということで、今度は室積地区だけではなく、各地区でということも検討してまいりたいというふうに考えております。

○木村（信）委員

わかりました。それから、予算書の207ページ、公民館の車なんですけど、公用自動車購入ということで、ちょっと御説明があったんですけど、これ各所管、自動車購入というのは常に更新がありますのであるんですけど、実際、昨年度ですね、電気自動車ということで、ここの所管ではないんですけど、これも総務の所管かもしれませんが、ここで公用車を購入されるというんで、ちょっとお尋ねをしておきたいんですけど、一度公用車を導入したら10年は使えますよね。そういう計画だろうと思います。

そんな中で、環境に配慮したり、教育に配慮したり、さまざまな視点からこういった公用自動車の購入、導入というものを考えていらっしゃる中で、なぜ今これ、この予算からしたらガソリン自動車だと思います。そこら辺のビジョンとか、そういったものはここの所管では何かお持ちですか。

○高橋地域づくり支援係長

公民館の公用車につきましては、電気自動車というようなことはちょっと想定していないということで、既存の軽トラックの更新というような形で考えております。

○木村（信）委員

予算のとき説明もありましたように、これから里の厨に急速充電器をつけようとか、いろんな構想があるように聞いております。そんな中で、さまざまな考え方の中で導入されるのに、今軽トラックもバンもあるんですけど、実際には。そういった環境に配慮した車が。そうしたもののなかで、あえてそういうものの考え方はないのかというふうに話を聞いたんです。

○森重副市長

市全体のことになりますので、私のほうから少しお答えをさせていただこうと思っています。

市としての考え方ですが、既に委員御案内のとおり、第2次の環境基本計画も策定いたし、環境に配慮した市政を運営していくわけでありますが、なかなかコスト等の課題もありますし、充電、今、今年度試験的に1台導入をいたしました軽のワゴン車について、走行距離の問題等々もありますし、一度使いますと、例えば午後からとか夜間充電が必要など、制限等々もまだまだあるようにも聞いておりますので、どこにどのように配置をしていくのがいいのか、またコスト的な問題も含め、全体的な考えをまだまだ今後検討していく必要があるかと思っています。現時点では例えば公民館の公用自動車について電気自動車を導入をするといったようなところまでは至っていないのが現状でございます。

○木村（信）委員

これから、先々のこともありますが、そういったものも十分考慮され、考え方を持って導入もしていただきたいなという思いがありますものですから、ここであえて言わせていただきました。

それと、予算説明資料、この場で聞くのがそぐうかどうかわかりませんが、後ろのほうにその他の参考資料というのがあるんですね、この中で車体課税の件についていろいろ触れてございます。これは国の制度でございます。今、市でどうこうっていうものになるものではないですが、実際取得税が減税になって、これから自動車税が見直されようとするこの矢先に、平成27年度軽自動車税は上がるんですね。これはもうそういうふうな方針が出されております。

この場でお答えができることはないかもしれませんが、実際には今度、今8%の消費税から10%がもう目前に見えております。その際には、実際には取得税はなくなって自動車税を必ず上げますよというふうな国の方針が出ております。その中で、軽減税率の話も出ていますけれども、政府与党の中では例えば食料品とか、生活必需品は軽減税率を導入したい旨が、お話がなされています。それとともに、やっぱり地方と都会の格差、格差是正というのは必ずあると思うんですよ。そんな中で、我々地域に住むものとしては軽自動車というのは足がわり、特に交通インフラが整っていない、こういった地方の町というのはこういったものがすごく生活必需品になっています。

そんな中で、国の制度は制度として、地方自治体としてこうした自動車税の引き上げに対して、私は取得税と自動車税っていうのはつけ回しだと思っています。こういったことを地方に押しつけるのはよくないというふうには思っていますけれど、国の制度としてこれが導入されれば、その時点で地方自治体、特にここは税務課がありますので、ちょっとお尋ねをしておきたいんですが、そういったお考えは今現在お持ちでしょうか。

○田中税務課長

今申されたように、27年度から軽自動車税が、4輪の場合でしたら27年の4月から新



車の取得にかかるものから上がっていきます。2輪についてはもう全部今所有しておるものが上がっております。こちらのほうに税率が示されておるとおりかと思えます。今、委員さんがおっしゃられるのは、市民の足になるのであるから税率を、例えば市のほうで単独で引き下げるなり、そういうようなお話かと思うんですが、これは国が示す標準税率でございます。税率を引き下げるといことは不可能ではないわけなんです、市の財政のほうの状況もございまして、他の税目でそういうふう引き下げとかそういうことをしておりません。その辺もございまして、税務課でどうこうというような、最終的にはそういう話ではありませんが、なかなか難しいというようなことじゃないかなと思えます。

○木村（信）委員

国で決めなければならないものというものはあるとは思いますが、国でできること、それから地方でできること、さまざまなものがあると思えます。特に、我々は地方として何ができるのかということを考えていかなきゃいけないと。その際、生活に直結するものに関しては、必ずこういう視点はどこかで政策として考えていかなければならない視点だと思えますので、ぜひそういうところも考え合わせていただいて、今、今年度の予算だけということに特化すれば、この予算とは直接は関係ないかもしれませんが、確実にこれは26年度に議論される問題ですから、そういうところもやっぱり考え合わせて、今後いただきたいというふうなことを要望いたします。よろしく願いいたします。

○四浦委員

予算書では、2ページとか12ページに出ていますが、むしろわかりやすいのは市税で予算説明書、これが5ページですか、あります。市税一覧表とありますが、固定資産税について少し勉強がてらお教えをいただきたいんですが、固定資産税は41億円余りと、新年度予算額が出ておりますが、これがもう一つ前年度ということになると37億5,000万円程度、いうところで約1割上がっているんですが、ちょっと差しあたってこれをお尋ねしますが、聞き漏らしたかもわかりませんが、この金額が、税がはね上がっている原因は何だったかお教えいただきたいと思えます。

○田中税務課長

先ほど御説明させていただきましたが、これの細目を見ていただきたいのですが、土地については当初予算対比で3,000万円くらい減っております。これは、地価の下落に伴うものでございます。家屋につきましては、新增築の関係で6,370万円程度増額を見込んでおります。また、償却資産につきましても大手企業で償却の設備投資がございましたので、それを見込んで増額としております。

○四浦委員

ここで、特にお聞きしたいのは、一般的にのり面だとかいうところですが、いわゆる斜面が含まれるところの崖地についての、宅地等の場合、事業者の敷地内でもそうでし

ようが、割引がありますが、この割引の基準について法でうたわれているのか、あるいは法だと地方税法に固定資産税がありますが、そういう中でうたわれているのか、あるいはその他のところでうたわれているのか、これを教えてください。

○田中税務課長

崖地の補正の関係でお尋ねでございます。固定資産税につきましては、総務大臣が告示しております固定資産評価基準というものがございまして、その中の一つに崖地補正というような率が示されております。いわば割引率のようなものでございます。

○四浦委員

どういう基準でやられているか、ちょっと一、二の例で説明していただけますか。

○田中税務課長

崖地補正というのは、そもそものり面とか急斜面とかがあって、利用価値が少ない土地が1筆のうちの中に含まれておるというものでございますが、その面積の割合に着目しております。ですから総面積、その1筆の土地の面積の中でそういう急傾斜地、のり面とかそういうものが何割程度あるかということでございます。

崖地補正率は、その割合が10%以上20%未満であれば0.95ということになります。その評価額に対して5%安くなるというようなイメージでございます。段階によっていろいろありまして、最大で、こういうことは余りないとは思いますが、90%以上が崖地であるというようなものが最大なんです、これが55%を補正率として掛けるということになります。ですから、45%減額というようなイメージでございます。

○四浦委員

ということは、総面積に対して1筆で見ると崖地の面積の割合で決まってくるという、いわゆるどれだけ補正するかということが決まってくると思いますが、崖地の部分が広ければ広いほど補正率が高くなるということのようです。勾配はどううたっているんでしょうか。

○田中税務課長

勾配については、ちょっと私の知る限りでは特段に、例えば急傾斜が何度以上とか、そういうものは、ちょっと今ここで申し上げられる限りではそういう決めがあるようなことを私はちょっと覚えておりません。

○四浦委員

これはわからんから聞くんですけどね、勾配が10%の場合と60%の場合と随分利用の価値と違いますかね、これは違うようですが、それは考慮しないで、という答弁だったと思いますが、では勾配で何%以上が崖地として対象となるかどうか。そこはいかがですか。

○田中税務課長

私の覚えでは勾配で補正率が変わるとか、そういうような決め事はないと思います。この評価基準で勾配は示されていないと思います。

○四浦委員

そうすると、ちょっとこの話次に移るんですが、いわゆる納税市民に、あるいは事業者にその崖地についての割引については、それぞれにどういう形で知らせているんですか。

○田中税務課長

市民に直接、仮に文書なり広報なりでこの評価基準がこういうふうになっていますよというようなことは、お知らせはしておりません。評価基準自体が告示されるものであるというのが一つと、膨大な量なんですね、この評価基準の表というのはですね。インターネットなどでは見れるんですが、そういうものを今委員さんが言われるように市民の方に個別にお知らせはしておりません。

ただ課税明細書で、課税明細書というのを平成、たしか6年くらいから皆様に納税通知書を発行する前に光市の特徴なんですが、事前にお送りして、評価額自体、また面積とか所有者については確認できるようにしております。ただ、それでその評価額の中にどういうものが含まれておるか、例えば崖地補正がどういう適用になっておるかというのは確かにわかりません。

○四浦委員

市民から相談を受ける中で、ここには崖地補正がどうだとかいうふうなことまでは触れてなくて、固定資産税そのものの総額ではこうだというふうなことしかわからないというふうなことなんですが、そうするとそういうことを知りたいという場合は、今の課長が触れられよるから、個々のデータについてはその該当の市民にお教えするというか、開示するというか、それは可能なんですね。

○田中税務課長

もちろん相談があれば、市民の方は普通は明細書を見て評価額、自分のところがちょっと高いんじゃないかとか、そういうような感覚でまず見られますね。これはどういうふうに評価したんですかとか、そういうような形でお尋ねがございます。そういう中で、詳細については個別にその方については回答できます。いたします。

○四浦委員

きょうは一応崖地補正について議論しておるわけですが、崖地についてはおたくの1筆についてはこれだけの崖地が含まれてて、これだけ割り引いておりますよというふうなものが、いや私も直感的に言いよるから当たっておるかどうかわかりせんよ。全国的

にはそういうことで、親切にお教えするというか、市民に開示していると個々に。というのがありそうな気がするんですが、それはいかがですか。

○田中税務課長

全国的にどうなっておるかというのはわかりませんが、固定資産税というのは市が賦課する税金でございますので、内容について市民の方が御自分の土地について詳しく知りたいというのであれば、縦覧制度なり、私どものほうは固定資産税評価表、課税明細書を送っておりますから、それを持ってきていただいて御説明するようになります。

○四浦委員

ごく最近の例でいいんですが、崖地があったけれどもそれが崖地というふうに、税務課のほうで認定されずに、実は固定資産税は基準より多くとっていたというふうな事例がありますか。

○田中税務課長

私も昨年4月に税務課に参ったんで、私の短い期間でいえばそういう記憶はございません。

○四浦委員

せっかくの質問、答弁ですから、もう一つ踏み込んで聞きますが、そういうことがあった場合はこの修正するということが行われると思うんですけども、固定資産税、崖地があったにもかかわらず、一般並みに固定資産税が納められていたという場合は、修正されるんですか。その修正される場合はその現年度だけですか、それとも一定の期間さかのぼるんですか。

○田中税務課長

仮に崖地補正を入れていなくて、評価が高いとかそういうようなお話ですね。評価全体を見るわけですが、まず評価額全体を見るわけですが、さかのぼって評価を変えるとということになると実際今までどのような土地の利用状況であったかということが確認されないと、要は過去にさかのぼってといたしますか、そういうふうなことはその辺の判断が一ついるということでございます。

○四浦委員

航空写真などで土地の状況を押さえるということなどはありますので、これはもう多うにしてある。もちろん逆の場合もあると思いますよ。今まで崖地だったところが、コンクリートで立てて、いわゆる崖地という部分がなくなるというケースだってあるんで、そのときは今までよりは補正されていたから、高くなる固定資産税になるだろうというふうに思います。

市民には、この崖地問題についてせっかく議論させてもらいましたから、この補正が

あることを一般的にお知らせをしていることがあるかどうか、これを最後にお尋ねします。

○田中税務課長

他市が、一般的にこういう補正について、例えば崖地補正について市民の皆様の一つずつお知らせしているかというようなことは、私の知る限りは、私も知識が広いわけではございませんのでわかりませんが、余り聞いたことはございません。

○四浦委員

光市の場合は、市の広報等を通じてこの崖地補正があり得るんだということでお知らせしたことは、今の答弁ではないようにお見受けしましたが、そういうことですか。

○田中税務課長

はい。私が知る限りではございません。

○四浦委員

いよいよ最後ですが、やっぱり最初に言いましたように、固定資産税が、これは事業所も含めてなんですけど、46.5%ということで、市税の中に占める比率としてはトップなんです。そういう中で、市民の暮らしはなかなかしんどいところもあります。そういうことで、大方は厳密にやられているということでしょうが、しかし航空写真やあるいは人のやることですから、間違いがあることもあるかもわかりません。その点で、市の広報などで一度や二度くらいはお知らせを、中身についてですね、補正があるということについてお知らせをするということをお願いして、私は一応終わります。

○加賀美委員

さっきちょっと聞き忘れたのがあったので、ちょっとお尋ねします。

1階の入り口のところにコピー機が置いてあるんですが、これは市民部の所管ですか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○岡田市民部長

玄関奥のコピー機でございますが、これは総務の所管のほうとなっております。

○加賀美委員

わかりました。じゃあ、総務のほうで聞きたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

⑤議案第2号 平成26年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

予算書というよりも参考資料の中に書いてあるのかな、説明の資料の中に書いてあったんですけども、3ページですね。一番下のあたり、年6回幾ら使われ、国保の参考資料なんですけど、大したことではないんですけども、大した内容のものではないんですけども、3ページ目の医療費の通知、ジェネリックの医薬品の差額通知それぞれ医療費の通知が年6回、ジェネリック医薬品の差額通知を年2回、いわゆる要するに自分がどれくらい、国保に加入されている方で医療費をどれくらい使いましたよという再認識という意味で年6回出されている。また、年2回ジェネリックに変えた場合これくらい効果がありますよという、別々枠でそういう通知をなさっているということですよ。

○田村市民課長

そのとおりでございます。

○磯部委員

以前、私この年6回の医療費の医療費通知、私は国保ではないのであれですけども、経費を何とか医療費の抑制というよりも、できる限りの経費の削減というところで、この医療費の通知、年6回が多いのか少ないのか、でも対象者としたら結構ありますので、その郵送等そういうものを作成するにも非常に予算もかかることと思いますので、以前私これ聞いたことがあるんですが、協会けんぽなんかは年1回しかありません。ジェネリックのそういう差額通知なんかも年1回しかありません。しかし、確実なものがきますけれども、これは前、これをまず独自で削減したりそういうふうにすると、国からの何かそういう、何と言ったらいいんですかね、言葉が適当なものが見当たりませんが、ちゃんとしなければそれだけルールを守っていないということで減額される可能性があるやに聞いたことがあるんですが、いまだにそうなんですかそこを、減額というか交付金に対してそういうものが引かれるからこれはやっているというふうに、私確認したんですが、今はどのようになっているんでしょうか。

○田村市民課長

調整交付金の中で、一定のことが示されておりますので、実際6回が3回になってどうのこうのというところまではわかりませんが、一応そういう算定上の中でこういう医

療費通知とか、ジェネリック医薬品の差額通知ですね、その辺が交付金の算定上の対象になっているということでございます。

#### ○磯部委員

ということは、その独自のいろんなものを検証すれば、あえてこういう数字的なものが対象になるというわけではないという認識でよろしいんですか。

そんな細かいことを私、ここで聞こうと思っていたわけじゃないんですけども、早くからこのジェネリック医薬品になるべく変えることによって、その周知徹底もさまざまな取り組みをなさっていることは私も十分理解しております。

しかしながら、この国保税を上げないための一つの要因、また皆さんの医療費を削減するための予防に対しても今、新たな受診率、特定健診に対する受診率の新たな取り組みもなさるということで、非常に前向きにいろんなことをなさっているというふうに私は理解しておるんですが、どうしても経費面で削減できるものは、やはり削減して皆さんの周知徹底というところは、今回の新しい事業なんかでも周知徹底はできるやに思いましたので、このあたりの国の方向性が変わっているのかどうなのかなというふうに思いましたものですから、少し確認させていただきました。確定でなければ後日で結構です。

#### ○森重委員

1点だけお聞きいたします。ページは、20ページですね、保健事業費のところでは、はり・きゅう施術料、あと高額療養費貸付事業、ちょっと2点のお聞きしたいんですけども、高齢化に迎えますはり・きゅう大変市費でありがたい、これ事業なんですけども、これは今回アップをしていますけども、今後どんどんここは事業として継続しようと思えばどんどん際限なく伸びていくところの事業だと思うんですが、これ現状どのくらい過去、平年でも結構なんですけども、どのような利用率があるのかをちょっとまずお聞きしたいのと、それともう1点はその下の高額療養費貸付事業は、今回はちょっと金額が落ちておりますけども、この実態はどのような貸付事業がどのように行われているのかをちょっとお聞きしたいと思っておりますけど。

#### ○田村市民課長

まず最初にはり・きゅうということでございますが、指定の針灸院で初診料と1術、2術という形で補助要綱を整備しまして、それに基づいて支出をしております。

最近の動向ということでございますが、25年度が若干今伸びているような状況、24年度に比べてですね。そういう状況の中で26年度の予算を計上しておるところでございます。

それと高額療養費のつなぎ資金の関係でございますが、これにつきましては外来の限度額適用認定証が適用可能となっておりますので、それに基づきまして貸付事業の予算額自体も削減しておるといった状況でございます。

○森重委員

まず、はり・きゅうのほうですけども、これはうち独自の、市独自の事業なのかわかりません。近隣はこれはやられているんですかね。

○田村市民課長

近隣市も含めやられておりますが、助成額回数とか金額とかについては、やっぱ若干まちまちといたしますか、本市と同額ではございません。

○森重委員

近隣に比べてうちはそれじゃあ充実しているということなんですか、結構。こういうふうにどんどん事業費をかさ上げしていくということに対しては。

○田村市民課長

一概に、ちょっと他市町の金額がどれくらいだか、今資料的に持ち合わせておりませんけれど、利用者の方は増えているのかなど、毎年ですねというふうに考えております。

○森重委員

本当、こういうストレスの多い時代でもありますし、高齢化でもありますし、こういう治療をいち早く予防の意味でも大変ありがたいことだと思います。けども、これも上限どのあたりまでされていくのかなというふうなところもございますし、市内にやはりいろいろそういう事業所さんもふえてまいりますので、そのあたりの問題とか、公平性やいろいろな問題もあると思いますので、その辺ちょっと疑問、疑問じゃない、ありがたいということで、ちょっと気になるところだということをおきます。

それと、高額療養費貸付事業、これは今入院も外来も限度額認定証を適用すれば、自分が自己負担をせずいろいろな処置が対応できるということで、そういう制度を知らない方も多いですけども、実際には大体もう今は医療機関とかいろいろなところでそういう情報がいついて、だんだん減らしても問題はないということでもいいですかね。

○田村市民課長

そういうことでございます。

○森重委員

わかりました。ありがとうございます。

○四浦委員

実は、70歳から74歳までは医療費の負担が1割、原則として、高額収入の方はちょっと動きますが、ところが新年度から現政権は消費税増税をすることで、社会保障の充実ということをやっているながら、幾つかの分野でそれとは逆さまの形をとるというふうなことが行われます。



その1つに、直接保険給付費が動くわけじゃないかと思いますが、70歳になると今まで医療費負担が1割だったのが2割負担になるということのようですが、この内訳は1割から2割になって、市がその割り増し分を受け取るのか、いわゆる保険給付費に入るのか、それとも国に入るのか、そのあたりを示していただきたいと思います。

○田村市民課長

70歳から74歳までの医療費の関係でございますが、基本的には2割負担ということになっております。今言われる70歳から74歳まで、今までは国の特例措置という形で1割負担という形になっておりますが、歳出予算におきましては市としては、2割負担ですから残りの8割部分を歳出予算で計上しております。

○四浦委員

これは、いわゆる市の収入がふえるだとか、保険給付費が上がるだとかいうふうな変化はないようですが、しかし個人負担には影響を与えております。1割が2割負担になるということで、70歳になったら1割になるぞとそういうふうに思っていた人も2割になったままといいますか、そういう状況になります。そのことで、執行部のほうは国に対して約束が違うじゃないかなどを含めて抗議をするなり、反対をするなり、意思表示を示しましたか。

○田村市民課長

先ほども申し上げてところでございますが、法においては平成20年度からですか、2割、個人負担が2割という形の中で特例措置として1割分を国が補填しているという状況でございます。

○四浦委員

ですから、答弁をいただいておりますが、抗議をしましたか、あるいは反対はしましたか、その時点で。

○田村市民課長

そういうことは行っておりません。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第7号 平成26年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：田村課長 ～別紙

## 質 疑

### ○四浦委員

137ページ、138ページを開けていただけたらと思いますが、ちょっと説明でわかりにくかったんですが、後期高齢者医療保険料、これが、所得割等でパーセントで示されたんですが、どういう表現をしたら一番当たっているのかよくわかりませんが、被保険者1人当たりでいうと値上げになるということですか、いかほどになるか、これをお示しいただきたいと思います。

### ○田村市民課長

1人当たりの賦課額でございます。あくまでも試算でございますが、6万9,408円、2,904円の増ということでございます。

### ○四浦委員

単位を言うてください。6万9,000幾らが何ですか、2,000幾らが何ですか。

### ○田村市民課長

すみません。6万6,504円が6万9,408円、2,904円の増でございます。

### ○四浦委員

この後期高齢者医療については、保険料が4月から改定されるということで、各都道府県ごとの広域連合会で決められるということなんでありますが、全体としてどこも値上げをするわけなんです、高齢者に負担増を強いるということです。まさに、当初我々が恐れていたといいますか、指摘していたことが次々と起こるという状況があります。制度の導入時に、厚生労働省の担当幹部が、医療費が際限なく上がる傷みを、後期高齢者みずからが傷んで感じてもらうというふうな、社会保障とはおおよそ縁のないというか、そういうことを言い切りました。75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料が跳ね上がるという仕組みで、もう既にこれが実施されてから何年になりますか、6年、7年になりましようか、破綻をしている保険制度になっているのではないかと思います。簡単に2,904円、平均どころで上がりますというふうに言われましたが、これに対して、市当局というか、執行部のほうはどのような態度を示したですか。

### ○田村市民課長

後期高齢者医療制度でございますが、広域連合が運営するものでございますので、広域連合の議会で議論されて出たものだと考えております。

### ○四浦委員

いや、だから、それはわかりました。それはさっきも説明いただきました。繰り返しいただきましたが、では、執行部のほうは、あるいは市長は、この値上げに対してどういうその意思表示をしましたか、黙認をいたしましたか、それとも講義をしましたとい

うことを聞いているんです。

○田村市民課長  
特段意見としては述べておりません。

○四浦委員  
わかりました。

## 討 論

○四浦委員  
議案第7号平成26年度光市後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の立場で討論をいたします。  
今議論をやりましたように、値上げに対して、こういうことを市民が傷みを伴う、とりわけ高齢者は年金も削られていきながら、あるいは消費税などでは非常にその負担率が高いというふうな状況に置かれている弱い立場であります。これを黙認をするというか、これはあってはならないことだということで、本会議で詳しい討論をしますから、この反対討論は、ここでの反対討論はこの程度にとどめておきたいというふうに思います。  
以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 4. 総務部・消防担当部関係分

### (1) 付託事件審査

①議案第11号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：中村総務部次長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第12号 光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：中村総務部次長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○四浦委員

説明にありました、これは6ページに出てきておりますけれども、勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととし、それは号給数を2号給とする標準としてきたが、今までそういうことですが、今度は特に良好である。今までと今度は、特にがついているだけに違いはあると思いますが、どういう違いがあるんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

これまでにつきましては、良好である職員、今もおっしゃいましたように、2号給昇給がございました。特に良好な職員、これについては4号給以上の昇給がございました。それをこのたび、良好である職員につきましては昇給がないと。特に良好である職員については、1号給以上の昇給を行うということでございます。

○四浦委員

ですから、良好である場合が今までだったわけですね。それが特に良好というのは、具体的にどう違うんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

人事評価の絡みも出てこようかと思うんですが、良好である職員、B評価に値をする職員、それから特に良好、A評価に値をする職員というふうに、国のほうは運用しております。それに倣って、当市においてもそのような運用を行うということでございます。

○四浦委員

AとBで分けられました。AとBは具体的にどういう文言で表示されているか、説明されているか、具体的にはどういうことなんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

本市においては、これまで、特に良好と良好、このあたりについては同じような取り扱いをしてまいったところでございます。今後につきましては、そのあたりの区分を設けていくような形になろうかと思えます。

○四浦委員

今までと比べて、現在までは良好である場合というふうになったんですか。特に良好である場合というのは、人数の上で、割合の上で違いがあるんですか。あるとすれば、それはどの程度の違いに、数字であらわしてどの程度の違いがあるんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

ですから、先ほど申し上げましたように、これまでは特に良好、良好というものを1つの固まりとして見ておりましたので、標準的な2号給の昇給を行っておりました。国においては、良好な職員以下を昇給なしとして、それから特に良好、恐らく一握りだろうと思いますが、数字的にはなかなかお示しすることは難しいんですが、一握りの優秀な職員を昇給させるということになろうかと思えます。

○四浦委員

はっきりおっしゃったわけじゃないが、数字的には、人数といますか、割合といますか、特に良好の割合ですが、これは今から検討するやに受けとめました、それでよろしゅうございますか。

○中村総務部次長兼総務課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○四浦委員

それじゃ別の角度からお聞きしますが、説明の中で、国の要請に基づき、これは前段の話になるかと思えますが、係長以下3%減、課長以上7%減。今回の課長以上の職員、給与月額から100分の1.5、つまり1.5%を乗じた額を控除した額を支給する。これも、今回の場合も同じく、国の要請に基づいてるわけですか。

○中村総務部次長兼総務課長

国の要請ではなくて、国の人事院の給与勧告、これに準じるような形で行うものでございます。

○四浦委員

人事院勧告と国の要請ということになると違いがあるということはわかるんですが、これは人事院勧告の場合でも、国の要請である前段のあり方でも、これを値切った、国が3%というところを2%に値切るといふようなことなどは、今回も前回も全くやられてないと思われませんが、いかがですか。

○中村総務部次長兼総務課長

人事院勧告というのは、そもそも民間企業との比較で、民間と比べて高いのか低いのかということをもとに引き下げであったり、引き上げであったりするわけでございます。55歳以上の今国家公務員の給料が、民間の55歳以上に比べて若干高いというようなこともあって、この1.5%のカットを実施をしております。これに準じるような形で、本市においても均衡の原則という、国の給料に合わせるというような給与決定の原則もございまして、それに準じるような形でカットを行うということでございます。

○四浦委員

次長のほうがそういうふうに言われると異論がありますっちなね。今回は、私は変化が起こってるというふうな中で、公務員に限ってこういうふうな給与の減額ということをつまび重ねてやってきたと。何の変化か。アベノミクスというような言葉もありますが、経済を好転をさせる、不況を打開する、デフレを克服するというふうなことから、働く者の賃金を引き上げてということを総理みずからが、魂がこもっちゃうかどうかは別ですよ。いずれにしても、その行動として経団連なんかに出向いてやってるさなかに、極めてちぐはぐをやってるわけですね。

大もとは、地域経済もそうですが、国全体の景気動向を上向きにさせるというふうな動きが出てきている、そういう初年度と言うても私はええと思いますけどもね。だから、一方的にそういうふうな民間給与との比較の中でというふうなことを言ったら、もとのもくあみじゃないかと思うんですね。つまり民間が下がる、公務員が下がる、また民間が下がると、シーソーゲームが繰り返されるのではないかなというふうに思いますが、何か言いたいことはありそうですね。

○中村総務部次長兼総務課長

これにつきましても、先ほど均衡の原則と申し上げましたが、地方公務員法の規定に情勢適応の原則というのもございます。これは、民間の給与と比較をして給与を決定するというような原則でございますが、これに基づいて公務員の給料というのは決定されていきます。

今年、また平成26年も人勧が出ると思いますが、これも現在の景気と申しますか、民間の給料を反映して決定されるわけでございますので、これが上がる下がる、そのあたりは民間の状況でもって決定されると思っております。

今年の春闘を見ますと、ベースアップされる企業が報道などでいろいろと出ておりますが、我々としましてもこのあたりに若干の期待をしておるところでございます。

○四浦委員

質問の角度を変えたけども、全く同じ、民間と民間とばかりを言われるので、このあたりでとどめたいと思っております。もっと視点を変えて、職員数が減らされ、先ほども市民部のところでも議論があったんですが、新しい仕事が、相当手のかかる仕事が、空き家条例みたいな、ああいうふうなもので仕事がふえてくる。そういう苦勞をしている第一線で働く課長などの給与を下げて、もっと胸の痛むような話を、次には市長にお尋ねしたいと思っておりますので、今回はこれでとどめますが、期待をしまして終わります。

○森戸委員

この6ページの2番は、いつの時点で予算の計上をされるんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

条例を今上程してる最中でございますので、26年度の12月議会、人件費に伴うものはいろんな人事異動であったり、その他もろもろ、人事院勧告等々ございますので、12

月議会に上程したいと思っております。

## 討 論

### ○四浦委員

議案第12号光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例には反対する立場で討論をいたします。

たび重なる給与の引き下げによって、10年余りで約年収が平均どころで105万円下がったというお話が1年前にございましたが、またまたこれに加速をつけるというような措置でありまして、とどまるところを知らないということです。

このことは、職員の家庭も大変だし、モチベーションにも響くし、地域経済等にも、日本経済全体にも響く、そういう措置であるということを指摘しました。

ここでは簡単に項目だけ上げて指摘しまして、反対討論とします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

### ③議案第1号 平成26年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）

説 明：中村総務部次長、梅本消防担当課長 ～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 質 疑

### ○森戸委員

防災体制について、直接予算で出てるというわけではないんですが、お尋ねをしてみたいと思います。

3月14日の地震に関してお尋ねをいたします。1つは、気になったんですが、さっきも見てびっくりしたんですが、本庁舎の軒下のコンクリートが相当落ちてるといような状況なんですが、その辺について点検なり、そういうものはされたのかどうかお尋ねをいたします。

### ○中村総務部次長兼総務課長

地震後、見回しまして、軒下のコンクリートと申しますか、落ちております。鉄筋と、それからコンクリートが剥離をして浮き上がってるような部分もございますので、そのあたりにつきましては、この土日においても若干落としておるんじゃないかと思っております。つついて落としておるということで、その穴埋めといいますか、補修等につきましては随時やっていきたいと考えております。

### ○森戸委員

わかりました。あれは落としてるんですね。落ちてそのままにしてあるのかなと思っ

たんですが、本当に相当落ちてるのでびっくりしました。

市内の地震による異常というんですか、例えばインフラ含めて、その点については、もちろん点検をされてると思いますが、何か異常がありましたですかね。

○小田防災危機管理課長

幸いなことに、光のほうで震度4が観測はされたんですが、特に目立った被害というのは報告されておられません。

○森戸委員

学校等の照明とか、そういうものが落ちてるとか、そういったことをちらっと聞いたんですけれど、その辺、学校関係も含めて、その辺は把握はされてないんですかね。

○小田防災危機管理課長

現在、私どものほうに報告が上がってるのは、窓ガラスが1枚割れた、あるいはあとは棚から物が落ちたという報告にとどまっております。

○森戸委員

はい、わかりました。また今から入ってくるのかもわかりませんが、また点検をしていただきたいと思います。

それと、今回の地震の災害の応急体制について聞いておきたいと思います。地震の震度によって、職員を含めて配備態勢が変わると聞いております。その態勢事態はどのような、警戒態勢、どのような形になるのか。それと、その態勢の概要はどんなものになるのか、その辺のところをお知らせいただけたらと思います。

○小田防災危機管理課長

今回は、震度5がまず初めに報道されまして、その直後、山口県光市においては震度4ということで報道がされております。震度5の場合、全ての職員の自主参集が原則となっております。今回のような震度4の場合であれば、第2警戒体制ということで、地域防災計画に定めております、各所管におきます人員体制の職員が参加をしていく。震度3につきましては第1警戒体制になっております。

今回の参集状況でございますけども、第2警戒体制ということで、対象となります課の職員の合計が約150名程度になるかと思いますが、その参集の状況としましては、約140名ぐらいの職員が参加しております。

○森戸委員

はい、わかりました。震度3が第1警戒体制、震度4が第2警戒体制、震度5が災害対策本部体制、震度6以上が災害の対策本部体制というようなことだろうと思います。150人、自主参集ということで150人中140人が参集というふうなことでお話がありましたが、その10人の差というのはどういうものになるんでしょうか。参集できなかったと



捉えていいんですか。

○小田防災危機管理課長

地域防災計画の中で、例えば全職員を対象として参集を求めている課がございます。ただ、この部分というのは若干無理があるかなとは今思ってます。体制についても見直しの必要性があると思います。

それと、あと震度4ということで、震度5の地震を観測されれば、全職員出てきなさいという認識はあるんですけども、4ということになって、参集すべきかしないべきか、あるいは市のほうから、私どもが今までしてるメールによる参集訓練をしているわけですが、そのメールがなかったということで参集を控えておったという職員も中にはいるのかもわかりません。これはまだ調査段階なので、はっきりわかりません。

○森戸委員

はい、わかりました。ぜひ調査をしていただきたいのと、職員が自動参集するに当たっての自分自身の情報収集の仕方なんですけど、それはメールとか、テレビとか、そういったものでしかないんですよ。自主参集ですから、誰かが職員に対して何かを送るとか、そういうことではないんですかね。

○小田防災危機管理課長

地震の場合は、時間的にいとまもございません。ですので、地震を感知をして、自分がテレビなり、メール配信を登録している職員であれば当然地震の情報が入ってくるわけですけども、自分自身での収集に努める必要があると思います。先ほど言いましたが、時間的に余裕がないということで、職員に対するメールというのはしておりません。

○森戸委員

はい、わかりました。気づかないで、そのまま寝ているケースも当然あるかと思えますけれども、緊急地震速報入ってまいりましたけど、ほとんどの方はメールでそういうふうな登録はされていらっしゃるんですよ。その程度の把握はしてらっしゃいますか。防災メールか何かの。

○小田防災危機管理課長

登録をしてほしいと思いますが、そこまでの確認はしておりません。個人が自主的に登録するわけですから、私ども職員の参集用のメールというのはもちろん登録しておりますけど、光市のメール配信サービスを登録してるかどうかというところまでは把握できていません。

○森戸委員

はい、わかりました。光市のそのメールと参集のメール違うというのはよくわかりました。1つは、防災メールの部分は、ぜひ職員及び議員も含めてですが、その辺は100%

になるぐらいの形で把握をぜひしていただきたいなと思います。

以上で、今回の地震についての部分は終わりたいと思います。

それと、総務のほうの質問に入っていきますけれども、予算として上がってるわけではないんですが、この予算書そのものについてお尋ねをいたします。

これ自体は印刷製本費として財務事務費として上がっているのですが、総務の所管だということでこちらでお尋ねをいたします。この予算書、決算書については、周南市では可決された後に、ホームページにこの予算書を丸ごとアップされます。光市ではそういったことはされてないんですが、そういったことができないのでしょうか。こちらになると言われましたが。財務事務費で聞こうかと思ったんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○森重副市長

今、森戸委員からの御指摘というか、お話の中で、予算書を市のホームページにPDFか何かで全部公開をすべきではないかというお尋ねですが、委員御案内のとおり、現状はいたしておりません。

当市においては、現在、当初予算の概要ということで、平成26年度予算であれば、記者発表と同時にホームページへアップをしておるのが実情でございまして、このあたり、予算書を出すことについて、どのような形でやっていくのがいいのかも含めて検討する必要がありますので、ここで御返事をするのが困難でございまして、改めて協議をさせていただこうと思います。

#### ○森戸委員

わかりました。ちょうど予算が発表されたとき、周南3市全部見てみたんですが、下松はそういうふうにはやってませんでした。光と同じように概要だけでありましたので、ぜひそういう形を検討していただけたらと思います。市民への周知につながるとしますので、ぜひお願いをいたします。

それと、予算の中にあるわけでもないのですが、以前、コンシェルジュのサービスはこちらでよろしいと思うんですが、1階でやられていたと思います。このサービスについては、市民の評判非常によかったということで、ああいったことは本庁でも、今回、あいぱ一くでやられるというようなことですが、本庁でもぜひ継続といいますか、そういうことをしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○中村総務部次長兼総務課長

コンシェルジュということでございますが、これはそもそも職員の接遇研修の一環で行っておりました。部長級の職員から主査級の職員まで、一通りが終わりました。

職員の接遇なんですけど、現在、第2期の市民サービス向上推進チーム、これで接遇マニュアルの改定であったり、それに向けて今取り組んでる最中でございます。ここで統一的なスタイル、あるいは考え方、このあたりを定めまして、これを踏まえて、また

具体的な取り組みを展開していくことになろうかと思えます。この中で、市民コンシェルジュの実施等についても検討していくことになろうかと思えます。

先ほどあいぱ一くでやられるというようなことであつたんですが、統一して今はコンシェルジュについてはやってはおらないと思っております。失礼しました。あいぱ一くはやられるそうでございます。

○森戸委員

ぜひ検討していただけたらと思えます。部課長がやられるというのがすごく評判がよかつたみたいですので、ぜひお願いをできたらと思えます。

次、47ページのPCB、先ほど説明があつたんですが、処理委託。これ液体だろうと思うんですが、実際にどこにあるかということで、下におりて探してみると、電気室にありました。18Lのポリタンクの中に入っていたと思いましたが、違うんですかね。

○中村総務部次長兼総務課長

たしか電気室にポリタンクがございますが、あれ中は空でございます。PCBは、開閉器が2台あるんですが、その中に入っております。開閉器そのものが器というような考え方でございますので、それをそのまま今保管しておるということでございます。

○森戸委員

わかりました。私は違ったところを見たんだろうと思えますが、安全上はきちんと管理をされているんですよね、今のところは。

○中村総務部次長兼総務課長

はい、鍵をかけてきちっと管理をしております。

○森戸委員

はい、わかりました。その次の下の段、電話設備借り上げ料ということでございますが、この電話設備等については、今外から電話をかけても、着信があつて、こちらにかけたとしても、どっからかかってくるかが全くわからない状況なんです、以前は発信自体を表示されるやり方に切りかわるといふようなお話もあつたと思うんですが、その辺の進みぐあいはいかがなんでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

以前につきましては、市役所代表が72の1400番でございますが、その中で1400番であつたり、個々に回線を持っておるところから、あいてる回線を探して行って、市民のほうに電話の通知といいますか、それが行われておつたんですが、実際にその課がかけてない、その課に割り振られた番号以外の番号からかかることもございましたので、市民の方が、その番号にかけても、かけた覚えがないというような不都合もあつたんですが、今は代表番号1400番で全て統一してやっておりますが、携帯電話等、履歴が残

るような場合、こちらから留守番電話機能と申しますか、相手方にどこの課の何々がこういう用件でかけましたというふうなことをやってもらうように、今職員に徹底をしておるといところでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。質問の意図は別のところにありますので、酌んでいただけたらと思います。以上です。終わります。

○中本委員

それでは、防災行政無線についてお聞きをしたいと思います。

2カ年事業で、26年度が1億7,480万円ということで、トータル2億8,980万円という大事業であります。25年度の進捗状況と、先ほど26年度の1月末に完成ということがありますが、1月末に完成して、4月から供用開始になりますが、その間2カ月で間に合うのかというような状況がありますので、その辺の進捗状況と、予定どおり事業が完成間違いのないというふうに思いますが、その辺を教えてください。

○小田防災危機管理課長

25年度の進捗状況でございますけども、現在、親局、それと中継局の設置が完了しております。それと、室積公園駐車場と光スポーツ公園にあります再送信子局、これの装柱を現在行っているところでございます。それと、室積・光井地区に関しまして、子局の建柱、あるいは装柱を順次進めております。25年度としましては、整備を完了した後に、26年度の早い時期に、室積・光井地区の一部運用を開始したいと思っております。26年度分につきましては、室積・光井地区以外の子局の整備を順次進めまして、工期的には27年の1月末をもって全てを完了するということになっております。全部運用に関しましては、27年の4月以降の早い時期に運用を開始していきたいというスケジュールでございます。

○中本委員

26年度に光井・室積の運用を開始するということですが、本庁の操作室が完成しないと、当然今の室積・光井はまだ開始されませんですね。中継局は、光井のほうに中継局ありますし、茶臼山の中継局ももちろん完成しないといけない。本部の操作室についてはどんな状況ですか。まだのようですね。

○小田防災危機管理課長

親局につきましては、あとOAフロアの床張りが最後となっております。茶臼山の中継局につきましてはほぼ完成しております。電波はいつでも出せるような状態で、3月19日に中国総通から仮免状の交付となっております。

○中本委員

それでは、室積・光井が運用開始になる時点で、光井・室積の方たちは今の工事の現状を見まして、まだ周知徹底もいかないかなど。工事しているので、何だろうというような人もおられるかもわかりません。完成して運用するに当たって周知徹底して、そのあたりも含めて今後対応をお願いをしたいと思います。

無線でありますので、無線の従事者、この有資格者が今職員におられるのか、あるいは今から有資格、試験に合格するような養成を今からしていくのか、それはどんな状況ですか。

○小田防災危機管理課長

無線を利用するに当たりまして、第3級陸上特殊無線技士という資格が必要になっております。現在、職員の中で8名、有資格者がおります。防災危機管理課、現状でありますと2名の職員が持っております、今年度の予算の中にもございますが、61ページの下から2行目に、無線従事者養成課程受講負担金3万4,000円というのがございます。これが、2年に1回、山口県のほうで第3級陸上特殊無線技師の講習会並びに試験が実施されますが、2名分の職員を養成していくということで予算の計上をさせていただいております。

○中本委員

有資格者が8名おられると、現状はね。びっくりしました。いつ運用開始してもいいような状況であろうというふうに思いますので、安心をいたしました。

それからもう一つ、電波監理局の負担金というのがありますが、光井・室積と大和が26年度分の監理局の負担金と、27年度、完全に完成しましたら、この電波監理局の負担金というの少しはふえるんでしょうか。

○小田防災危機管理課長

電波監理局の負担金自体が、実際に電波を出す、例えば今年度であれば、親局、中継局、再送信局、それと、今回の防災行政無線の売りでもあります、子局と親局との間で相互通信ができるアンサーバック機能というのがございますが、そういったものが電波を出してまいります。

それに対する電波利用料という形で、受益者負担分のお金が取られるわけですが、今年度、予算で計上しております60万7,000円というのは、26年度で整備した子局に対しましても、運用ができるのであれば早い時期に運用したいということで、これは全ての局に対して計上しておりますので変わることはございません。

ただ、大和の部分が必要なくなりますので、大和の親局分だけ1万5,900円分が減るぐらいの見込みでございます。

○中本委員

わかりました。若干範囲が広がるので、少しは負担金がふえるのかなというふうな思いがいたしました。この負担金は、単年度じゃなくして、ずっとこの設備を使う限り

は、電波局にこの負担金が要るわけですね。

○小田防災危機管理課長

そのとおりでございます。

○中本委員

はい、わかりました。早期実現に向けて積極的な工事、あるいは運用開始一部されま  
すけども、周知徹底して、こういう設備ができますということを何らかの形で市民にP  
Rを早目にする必要があるかと思いますので、よろしく願いをいたします。

○木村（信）委員

予算書63ページ、先ほど御説明いただいたんですけど、防災士育成補助、これ20名と  
いうことでしたがけれども、県が主催する自主防災アドバイザーの養成研修とい  
うことですが、これももう少し詳しく教えていただけませんか。

○小田防災危機管理課長

現在、光市におきましては自主防災の育成補助制度、あるいは市民の皆さんの防災意  
識の高まりによりまして、自主防災組織の組織数、組織率はどんどん向上しております。  
ただ、残念なことに、防災訓練でありますとか、そういう活動はどうかというと、な  
かなか活発化してきておりません。

そこで、いろんな自主防災組織の訓練におきましても、例えば消防でありますとか、  
行政が関与していかないとなかなか進まないような状態ですので、その地区の、自主防  
災組織のリーダーの方をぜひ養成したいということで、山口県が25年度から、防災士の  
資格を取らせて、山口県の自主防災アドバイザーとして育成をし、それを地域に還元し  
て、地域のリーダーとしてその自主防災組織を引っ張って行っていただきたいというこ  
とで始められた制度でございます。

私どもも、この制度を利用して防災士の資格を取っていただく。この防災士の資格を  
取られますと、今度は山口県のアドバイザーとしての研修会が行われます。これを受講  
していただきますと、山口県のアドバイザーとして委嘱をされます。そういった方を、  
今度は光市の、これは私の考えですが、光市の自主防災のアドバイザーとして迎え入れ  
て、いろんな防災活動でありますとか防災訓練、あるいは出前講座なんかに招いていっ  
て、そういう活動の部分をもう少しアップしていきたいという思いで、この防災士の育  
成補助制度というのを創設したところでございます。

○木村（信）委員

じゃあ、これ20名程度というのは職員の方じゃなくて、一般の募集というふうに考え  
てよろしいんですか。

○小田防災危機管理課長

各自主防災組織から推薦していただいた方を対象にしたいと思っております。

○木村（信）委員

この対象というのは、大体具体的に何かこういう方というものはあるんでしょうか。それとも、もうそういったものは、自主防災組織の中からもうどなたでもということですか。

○小田防災危機管理課長

自主防災組織の中からこの人がリーダーとしてふさわしいだろうということで推薦をいただければ、その方を光市として推薦していきたいと思っております。

○木村（信）委員

今、自主防災組織って20団体じゃないですよ。もっと多いと思うんですけど、それはどういうふうに絞り込むわけですか。

○小田防災危機管理課長

現在77団体ございます。その中で、防災士の資格を持っておられる方も何名かいらっしゃいます。この制度は、山口県が25、26、27の3カ年で防災士を育てていくということですが、まず手始めに、まず20名の方、どのぐらいの参加御希望されるかわかりませんが、2カ年で40名程度の方を育てていけば、防災組織の約半分の方がリーダーとして育てていこうと考えます。そのリーダーの方は、ほかの地区でも活用できます。当面は、山口県内で枠がありますから、光市で全部20名いただけるかどうかはわかりませんが、できるだけ多くのアドバイザーを育てていきたいなと思っております。

○木村（信）委員

今御説明聞いていて思うんですけど、ここは総務ですけど、先ほど市民部もやりました。いろんな部分で所管をまたいだところで、地域づくりであるとか、いろんな部分で地域のコミュニティーであるとか、そういったところを含めたところで、これは幅広く人材を育成していただけたらいいなというふうな思いがしています。よろしく願いします。

○磯部委員

1点だけちょっと確認させていただきたいと思います。予算的には少ないんですけども、49ページの職員研修事業の一部、また、51ページは、職員の福利厚生事業の臨床心理士の心の悩み、いわゆる少しおくれておりましたけれども、光市の職員に対するメンタルヘルスを体系的に充実していこうという取り組みとして、少ない予算でもそういうふうに毎年充実していこうという方向性が見えて非常にありがたい予算であると思っておりますが、その中で特に私が思っていました、自分自身のセルフケアも大事なんですが、管理職としてのラインケアというものが非常に今後大事になってくるのではない

かなと思っておりますが、今年度の予算の研修の中で、このラインケアというものの位置づけとして、どのような有効的なそういうようなものを取り組んでいこうとおられるのか、お考えなり、予算的なものとして新しいものがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○中村総務部次長兼総務課長

今お尋ねのラインケアということでございます。ラインケアにつきましては、これまでもセミナーパークで行われるメンタルヘルス講座というのがあります。これは1日のカリキュラムで、ラインケアに特化したような研修でございます。これは、2人ほど行かせるつもりでおります。

それから、課長級課程研修、この課長級課程研修の中のカリキュラムの1つとしてラインケアというのがあります。これについては、2時間半程度のカリキュラムで組まれてます。これは4人程度行かせる予定としております。

そのほか、本市独自で行っております新任課長研修というのを、新たに昇格した課長の研修なんですけど、これのカリキュラムの中にラインケアについての研修を追加をいたしまして、今年度から実施する予定としております。

予算的には、内部講師を使ったりしてやりますので、予算はございませんが、一応そういう形で実施するというので今予定をしております。

○磯部委員

あまり目立たないところではあるんですけども、着実にこのあたりの研修を実績、また他市とのそういったいろんなさまざまなものを見ながら、体系的なものになるように、ぜひ充実していただきたいというふうに期待をしております。

○加賀美委員

今回の予算書の中を見て、前年と違うのは、職員数が載ってないと。これは何か事情があって載せてないのか、そこらあたりについてちょっとお答え願いたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

予算書の中の職員給与費に人数が入ってないということでございますが、これ、予算書でそれぞれの費目ごとに職員給与費を計上しておりますして、費目によっては職員1人分の給与費を計上しているところもあります。個人に関する情報が特定されると、昨年の3月の委員会の席で議論があったように思っております。それで、今年度から記載をしないということにしたものでございます。

○加賀美委員

ちょっとよくわかんないんですが、何で、出したら悪いんですか。

○中村総務部次長兼総務課長



費目で職員1人しかつけてないような費目もございます。そうすると、その方の給料がもうストレートに出てしまうというようなことが、昨年の委員会の席で議論があったやに思っております。それで記載をしておりません。

○加賀美委員

わかりました。そういうあれならば、わからんこともないけども、そうやな、わかりました。

じゃあ次にちょっと私聞いてみたかったんだけども、休日出勤というのがそれぞれのところに載ってますよね。2万円ずつ、2万円と4万円というのもありますけども、このところが前々から気になっていたんだけども、労働協約によって過勤務手当と休日出勤、ここらあたりはどういう違いがあるのか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

休日勤務手当ということでございます。国家公務員もそうなんです、我々地方公務員も、休日というのは、国民の祝日に関する法律というのがあります。これの法律に定められた、いわゆる祝日であったり、休日であったり、それから、年末年始の休日、これが休日とされておりまして、労働基準法上の勤務が割り振られていないとされる休日とはちょっと異なっております。

我々の勤務が割り振れてない日というのが土曜日曜ということになります。ここで、上司のほうから勤務命令が出て出勤しなければならないということになれば、時間外勤務手当の支給になります。祝日等の休日に勤務をしなければならないような状況になって上司から命令が下ります。そうしたときに、勤務した場合、休日勤務手当というのが支給されます。ですから、簡単に言うと祝日と土曜日曜との違いということになります。

○加賀美委員

だから、休日出勤した場合は、あくまでも振休をとると、これが基本的な原則だと思うんです、振休がとれるんなら。どうしてもとれん場合には、休日出勤として1.35のプレミアムをつけて1時間当たりの、そうしているのか。それとも、振休をとった場合、やっぱりそれに対して手当を少しつけているのか、そこらあたりについてちょっと教えていただきたいんです。基本的には、休日出勤をして代休をとるのが基本だと思うんですけど、どうしても代休がとれないと、そういう場合については、休日出勤の手当、過勤務として扱っていると思うんですが、その休日出勤かどうかちょっと教えていただきたいと思えます。

○中村総務部次長兼総務課長

休日出勤を、朝の勤務時間8時半から5時15分という勤務時間がありますが、丸々出るような場合、または半日出るような場合、これについては振り替えをとっております。出る時間が2時間とか1時間とか、そういうふうなことも考えられます。こうした場合

には、休日勤務手当を支給しております。

○加賀美委員

じゃあその単価は1.35をこういうふうに理解してよろしいですか。

○中村総務部次長兼総務課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○加賀美委員

もう一点、ちょっとこれ過勤務の件の話ですから、例えば、夜10時から朝の5時まで勤務した場合はどれくらいのプレミアムがあるんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

1時間単価は100分の150、1.5ということになります。

○加賀美委員

1.50と。1.25と1.25と合わせてそうですね。大体わかりました。ありがとうございます。

じゃあ、次にちょっとまたお尋ねをいたします。今度は61ページに、ハザードマップがこれ今度つくられるという形ですけども、これは、それはそれで僕はよろしいことだと思います。市民にとっちゃあそれをもとにして危機管理ができると思うんですけど、このハザードマップを市外の人が求めた場合には、これお金を出しても欲しいんだけという要請があった場合に、光市の場合には出さないという方向が出ているそうではありますが、この辺について何か問題点があるんでしょうか。市民には配るけども、お金払ってももらえないというふうなことがあるそうですが、このあたりの考え方教えていただけたらと思います。

○小田防災危機管理課長

ハザードマップは、市民の皆さんに危険箇所を周知をして、そのハザードマップを利用していただいて、発災時には避難に役立てていただきたいということをつくっておるものです。それが趣旨です。ハザードマップの印刷部数につきましては、そういう被害想定がある自治会単位、被害想定のある自治会の世帯数に、転居された方、あるいは紛失された方、あるいは防災訓練で利用する、あるいは学校の授業で利用するというような少しの余裕を持って印刷部数を決めています。ですから、余り部数的には余裕がないものでございます。

市外の方がハザードマップが欲しい場合はどうするのかということですが、そのために、どなたでもハザードマップを見ていただけるように、光市のホームページで公開しております。ですので、そちらのほうで閲覧、あるいは印刷をして危険な箇所の確認をしていただきたいということで販売はしておりません。

○加賀美委員

わかりました。原則として販売はしないと。後はホームページで見てほしいと、そういうことですね、わかりました。

次に、今度は45ページに、これは、庁舎の管理事業の中で、この庁舎は全館冷暖房の施設でやっておらっしゃると思うんですが、その費用が約2,300万円かかると、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。その辺お尋ねしたいんですが、どのくらいの費用がかかるのか。

○中村総務部次長兼総務課長

冷暖房の費用ということでございますが、2,396万円、これは電気料、それとか上下水道料ということでございまして、その上の787万8,000円の中に冷暖房用の重油、これが含まれておるということでございます。

○加賀美委員

何をちょっと言うかということ、結局、市庁舎も45年以上たつて、今見たら、1階から2階、3階も含めて、みんな暖房機を入れているわけですね。それで、夏になったら恐らく扇風機とかそんなものが用意されていると思うんですけど、本当に全館暖房するよりも、各階暖房をしたほうがいいんじゃないかと。そういうやり方、だから、2階なら2階でずっと、広いところに3つぐらいを冷暖房機を置いてやると。これは、企業ではそういうふうに、どっかの企業ですけども、全部全館暖房はやめて、個々に、部屋ごとにその冷暖房機を措置して今やっているような状況なんですけど、そういう検討も今後されてみたらいかかと思えます。これは、あくまでも提案でございまして、本当に予算としてどっちが得か考えてみよう、これをやっていただけたらと思えます。これは返答は要りません。

もう一点お尋ねしたいんです。P36ページの大和支所の臨時職員の業務内容がわかれば、これちょっとことしからじゃなかったと思うんで、その辺はいかがでしょうか。

○起本大和支所長

業務内容ということでございますけども、これは、病気のため休職の職員がおりまして、その補充ということでございます。

○加賀美委員

わかりました。そこの事情がちょっとわからなかったもんで。

○四浦委員

簡単に済ますつもりですが、予算書は43ページに、職員給与等が出ておりますが、人事評価制度がこの間本会議でも相当議論がされました。ちょっとそれを深める意味でお聞きをしたいと思うんですが、通常、4号上がる給与を、さっきの話にちょっと続くと

ころがあるんですが、一生懸命仕事をして成果を上げた職員に対しては、通常4号上がる給料を6号、8号と上げていくというような制度を導入して、職員のモチベーションを高め、人材育成につなげていくというふうに考えておりますというのが、去年の12月議会本会議の一般質問に総務部長が答えられたところなんです、4号に対して8号というのは、それぞれ平均どころでちょっと答えにくい面もあると思うんですが、大づかみでどれぐらいの金額になるのか。4号と8号だから、これは、上がり代は倍になるのかなと思ったりするんですが、そこをまずお答えいただければと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

昇給間差の話であろうと思いますが、給料表の構成上、かなりの額昇給するところと、それから、高年齢層にいくとそんなに昇給幅がないというところもあってまちまちでございますので、一概に倍とかちゅうのはなかなか言いづらいところがございます。したがって、倍とまではいかないところもあるということで御理解いただきたいと思います。

○四浦委員

明確にはお答えいただけませんでした、おおよそ検討がつかしました。倍に近いというぐらいに受けとめました。

それでは、次のことに移ります。問題点なんですけど、こういうふうな出だしから、やっぱり去年のこれは3月議会における総務部長の答えであります、問題点なんですけれども、課長、部長が評価者になるわけですが、人によって大変厳しい評価をする評価者、逆に甘い評価をする評価者がおります。現在、評価者の甘さ、辛さの平準化というものが大きな問題になっております。率直な答弁だったと思います。それから約1年たっておりますので、具体的には、ここのところをどういうふうにクリアするのか、それをお答えいただければと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

評価者に対する評価者研修というのを実施してきておまして、試行導入した当時に比べまして平準化をされているというふうに今理解をしております。

○四浦委員

何か問題点の重要な部分は、去年の1年前に本会議で触れられて悩ましいなというふうなことが伝わってきたんですが、今の次長の答弁によると、えらいバラ色になったような話で、なかなかそうはいかんだらうなという疑問も残るんです。

もうちょっと具体的に教えてください。研修をやったり、いわゆるマニュアル的なものをやっただけで、これは、きれいにいかないだらう。これは、もろ刃の剣みたいなのところがありまして、かえってこういう制度を取り入れたがために、職場の人間関係が非常に難しくなるということはあるんです。私も民間企業で30年働いてきましたが、そういう部分は負の部分です、見てきたんですが、もうちょっと納得できるような説明をいただきたいと思います。

○山本総務部長

私の発言に対する御質問ですので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

22年度からこの能力評価の試行導入をしてことしで丸4年になります。この間、全体の傾向を1年ごとに、各所管ごとの評価者の平均点、全体の平均点、主査に対する平均点、係長に対する平均点、それから、それぞれの部門の政策形成能力、責任感、向上心、幾つか部門があるんですが、その部門ごとの平均点、こういった全体の分析をして、それを評価者に示しながら、全体の中で自分の評価がどのレベルにあるのか、平均よりも厳しいのか、甘いのか、あるいは自分の部署がどういった傾向にあるのか、こういったデータを示しながら研修を重ねているところであります。

一般質問でお答えしましたように、かなり、当初評価者によって相当のばらつきがあったんですけども、こういった経過の中でかなりそのあたりが平準化されてきたというふうに評価をしているところであります。

○四浦委員

ついでお聞きしますが、Aという職場があるとします。Bという職場があるとします。課長が評価する、あるいは部長が評価するでしょう。Aという職場は、非常にすぐれた人材が育っていて、Bという職場はそうでもないという場合に、Aの中で一生懸命仕事して成果を上げた職員に対してはこうなっていますが、Aの中だけで比較するとやっぱりこれは序列がつくようになる。そこいらは、Bというそうではない職場とAという職場と、どういうふうな絡みをつくるというか、区分けをする、配慮をするというか、それは、どういうふうに制度化しているのかというのを聞きたいです。

○山本総務部長

恐らくそれぞれの職場における困難性とか、例えばルーチンが主な内容の業務とか、政策を企画立案するような業務の職場とか、そういったことの御指摘だろうと思えます。業績評価、いわゆるこれについては業績評価ということで、前もって評価者と職員が面談をして、その年度の自分の目標を立てます。これは面談をして立てます。その中で評価者が困難な業務、相当困難な業務、あるいは重要な業務、余り困難に対して簡単な業務、比較的な簡単な業務、あるいは日常的な業務、こういったもので設定する目標に対してそれぞれランクをつけますので、そういったものを踏まえて、最終的な評価を評価者が行うという仕組みになっております。

それから、先ほどの甘辛の分なんですけども、1点言い忘れたんですが、調整評価者というのがおります。例えば、職員に対して一義的な評価者は課長です。それに対して、部長が調整評価者という立場におりますので、課長がした評価に対して、部長が自分の評価を加えます。ですから、課長が例えば3点満点で2という評価をしても、部長がそれに対して3、いやこれは2じゃない3だと、あるいは1だというような仕組みになってます。課長の評価は部長がします。その調整評価者は副市長です。ですから、二重に

評価をすると。1人の評価ではないという仕組みにしております。

○四浦委員

言葉で説明すればそういうふうなことになるんだろうなと思いますけれども、私はこの問題は非常に慎重に扱わなきゃいけないというふうに思いますし、もっともっと深く考えていくし、制度はきちっとやっていかんじゃいけない。確かに、仕事を抜群にやる方とそうでない方とを区別をするだとか、格差があるというのが、それはあり得ることだと思います。それはそれでいいんだと思います。

しかし、副作用があるという点で、もう一つちょっと別の角度でお尋ねします。

今の話が、何か自信満々のように受けとめられて、かえって私も不安になるんです、余計ね。これは悩ましい話なんですから、いや、悩みがずっと付随しながら説明がただけでいいんですけども、ええ万全ですというふうに聞こえますとちょっと疑問に思うんです。

もう一つお聞きしますが、さっき民間経営におりましたという話しましたら、その事業所のトップのところに、盆、暮れに山のように贈答品、貢物が届いていたということを目にすることがありました。市役所の中ではそういうことがないと思いますし、この光総合病院にいきますと、職員へのお心使いは御遠慮くださいという張り紙があちこちにありまして、そういうふうなことが以前あったものですから、そこを気をつけるようにしております。

市役所の中では、そういう情実といいますか、そういうものを防ぐために、音頭を取られる総務のほうが、そこをどのように受けとめ、どのような対策を講じているかを、済みません、えぐった話でお尋ねします。

○中村総務部次長兼総務課長

今委員さんのお尋ねのあったようなことにつきましては、現状全くないというふうにお答えを申し上げます。

○四浦委員

現状全くないというふうなことでありまして、それはそれでいいことだと思います。冷静な判断に基づいてこうした人事評価制度が前に進むように期待をしたいと思います。きょうは時間の関係もありますので、ここからはまた後日議論をしてみたいと思います。

もう一つ、職員の給与報酬等の適正化、これも同じページと見ていいかなと思うんですが、予算書の43ページに、一般職級、職員給与費等が出ておりますが、先ほどの議案とちょっとリンクをするんですけれども、ちょっと1つお聞きしたいのは、退職手当の引き下げというのが、施政方針では26ページにかなりぎらぎらっとして紹介されています。退職手当の支給水準につきましては、国家公務員に準じた引き下げを実施いたします。私が一番好まない表現なんです、何でもお国に合わせてやると。しかも、やることは100%そうになってしまうというふうなことなんです、これは、今年度の、新年度

の施政方針でありますから、具体的にはどの程度額として引き下がるということなんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

退職手当につきましては、国の退職手当が、国家公務員退職手当が民間と比べて400万円程度高かったというようなことがございまして、段階的にそれを引き下げております。本市におきましても、準じるような形で引き下げを行っておりますが、これは、昨年の3月議会におきまして、退職手当の条例改正を提案いたしまして、御議決をいただいたものでございますが、1人当たりでいうと、今年の3月末の退職者と来年3月末の退職者を比べますと約140万円の削減となる予定でございます。

○四浦委員

メモをとりながらちょっと議論するものですから少し手を挙げるのがおくれまして、委員長済みませんでした。

では、職員についてということなんです、これは、一般職員、それから役職の管理職、総平均でありますか、400万円ということと、それから、ことしと来年にかけえては130万円の差が出てくるということのようですが、そういうものを含めて、総平均ですか。

○中村総務部次長兼総務課長

これにつきましては、定年退職等、長期で勤務されて退職されるという方の平均でございます。

○四浦委員

じゃあ1つお尋ねしますが、いわゆるトップ、市長とか副市長とかいうことになるが、あんまりややこしいことせんために、市長の退職金というのは、これとは連動しているんですか、引き下げに。

○中村総務部次長兼総務課長

これは、あくまでも一般職の職員でございまして、市長は特別職ということでございますので、連動はしておりません。

○四浦委員

市長は全く変わらないということですが、じゃあ4年分の退職金で現時点ではいかほどですか。

○中村総務部次長兼総務課長

市長につきましては、先ほど委員会では可決をされたんですが、本会議ではまだですが、この10%削減が退職手当にも反映されてまいります。10%反映された形になると約

2,100万円ということでございます。

○四浦委員

末尾の肝心の金額がちょっと聞き取りにくかったです。

○中村総務部次長兼総務課長

約2,100万円ということでございます。

○四浦委員

わかりました。終わります。

## 討 論

○四浦委員

議案第1号平成26年度光市一般会計予算（総務部・消防担当部所管分）については反対の立場で討論をいたします。

さきに質問もさせていただきましたが、この期に及んで、まだ引き続き職員の給与の引き下げを国家公務員に合わせてやるというふうな時代おくれのことをやることについては大変遺憾に思いますし、また、先ほどちょっと議論をしました。人事評価制度の問題についても、きょうだけの議論だけではわかりません。いろいろと問題点も出てくるのが当たり前なんですが、こういう場でそういうことが示されずに、順風満帆のような言い方をしているところにかえって疑問が湧く次第であります。これは、今後の課題にしていきたいというふうに思いますが、職員のモチベーション、そして、職員の暮らし、そして、それに連動する地域経済の問題というふうなものを頭に置きながら、現在のこの措置、予算的な措置については疑問を抱かざるを得ないということで反対の討論とします。

以上です。

採 決： 賛成多数「可決すべきもの」